別冊9

令和6年度

福島町議会定例会 3月会議議案

説明資料

福島町

令和6年度 福島町議会定例会 3月会議説明資料目次

議案 番号	件名	頁
40	福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	5
41	旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	9
42	福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に関する 条例	11
43	福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	13
44	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	14
45	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	15
46	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
47	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	24
48	福島町奨学資金条例の一部を改正する条例	26
49	福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例	27
50	福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例	28
51	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例	29
52	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
53	福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	31
54	福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
55	福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例	33
56	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	34
57	福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例	35
58	第6次福島町総合計画の変更について	36
59	福島町森林整備計画の策定について	60
60	第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について	107

議案 番号	件名	頁
61	第4期福島町地域福祉計画の策定について	109
62	第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について	110
63	令和7年度福島町一般会計予算	別冊10
68	令和7年度福島町水道事業会計予算	אַן ווון 10
71	令和6年度福島町一般会計補正予算(第9号)	
	第2表 地方債補正について	111
	歳入説明資料	113
	歳出事務事業別説明資料	123
78	青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の議決更 正について	167
79	青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の議決更 正について	168

議案第40号関係

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

1 制定の理由

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)において、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有することと規定されております。

町においては、犯罪被害者等の支援の施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする福島町犯罪被害者等 支援条例を令和5年に制定しております。

国では、法律に基づき犯罪被害者等給付金を支給しているところですが、申請から審査を経て支給までの期間が1年程度を要することから、町において速やかに見舞金を支給することにより、被害者又は遺族の生活の安定と精神的被害負担軽減を図るため、当条例を制定するものであります。

2 条例の内容

- (1) 見舞金の支給対象者(第3条関係) 犯罪被害者又はその遺族に対し支給する。
- (2) 見舞金の種類及び見舞金額(第4条、第5条関係) 見舞金の種類等については表のとおりですが、いずれも犯罪被害が行われた時及び被害を受けた日から引き続き町内に住所を有している者とします。

【種類及び見舞金等】

種類	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の遺族	30万円
傷病見舞金	犯罪行為により傷病を受けた者	10万円
性犯罪見舞金	性犯罪被害を受けた者	10万円

- (3) 遺族の範囲及び順位(第6条関係) 遺族見舞金の支給を受ける遺族の範囲は次のとおりです。
 - ① 犯罪被害者の配偶者
 - ② 犯罪被害者の収入により生計維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ③ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ④ 遺族の順位 ① → ② → ③
- (4) 見舞金を支給しないことができる場合(第7条関係)
 - ① 被害者及び遺族と加害者に親族関係があったとき。

- ② 被害者又は遺族が犯罪を誘発したとき又はその責めに帰すべき行為があったとき
- ③ 暴力団員及びこれらのものと密接な関係を有する者
- (5) 見舞金の支給申請及び期限 (第8条関係)

支給申請手続きは規則で定めますが、申請期限については犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときとします。

- (6) 見舞金の支給決定の取り消し(第9条関係) 第7条の規定に該当することが判明したときや、不正な手段により支給 を受けたことが判明した場合は返還を求めることができることとします。
- (7) 規則への委任 (第10条関係) 条例の施行に必要な事項は規則で定めます。

3 条例制定に伴い改正が必要な条例

福島町犯罪被害者等支援条例(令和5年福島町条例第2号)の一部改正をし、見舞金の支給を規定します。

4 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

5 制定する規則案

別紙 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則(案) (様式省略) 福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例(令和7年 福島町条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例に よる。

(遺族見舞金の支給申請)

- 第3条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事 実及び死亡年月日を証明することができる書類
 - (2) 犯罪被害者が当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときに町内に住所を有していたことを証明する書類(除かれた住民票の写し、戸籍の附票の写し等)
 - (3) 遺族見舞金申請者が犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われたときにおいて、町内に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等)
 - (4) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる書類(戸籍の謄本又は抄本その他の書類)
 - (5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び遺族見舞金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)
 - (6) 遺族見舞金申請者が条例第5条第1項第1号に規定する者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(戸籍の謄本又は抄本その他の書類)
 - (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届(別記様式 第2号)
 - (8) 遺族見舞金申請者が条例第5条第1項第2号に該当する者であるときは、 犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事 実を認めることができる書類
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に定める書類のうち、遺族見舞金申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。
- 3 遺族見舞金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該 見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わつて親族等が申請手 続をすることができるものとする。

(傷病見舞金等の支給申請)

- 第4条 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者(以下「傷病見舞金等申請者」という。)は、傷病・性犯罪被害見舞金支給申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 傷病見舞金の支給申請を行う場合にあつては、傷病を受けた日、負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
 - (2) 犯罪被害者が犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われたときに町内に 住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等)
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に定める書類のうち、傷病見舞金等申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。
- 3 傷病見舞金等申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わつて親族等が申請手続をすることができるものとする。

(見舞金の支給決定等)

- 第5条 町長は、第3条第1項及び前条第1項により見舞金の支給申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給を決定し、又は支給しない旨の決定を行い、見舞金支給決定通知書(別記様式第4号)又は見舞金不支給決定通知書(別記様式第5号)により、その内容を当該申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定するときは、警察その 他捜査機関からの情報を参考とする。

(見舞金の請求及び支給)

- 第6条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、見舞金請求書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する請求書の提出があつたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(見舞金の支給決定の取消し)

- 第7条 町長は、条例第9条の規定により見舞金の支給決定を取消したときは、 見舞金支給決定取消通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。 (委任)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町 長が別に定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第41号関係

旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案の理由

近年の物価高騰やインバウンド需要の高まりにより、現行で規定している 宿泊料の額では対応できない場合が生じてきていることから、宿泊料の改定 及びやむを得ず宿泊料を超える場合には実費相当額での支給を可能とします。 また、甲地方及び乙地方の区分について併せて見直しを行うため、関係条例 の整理をするものです。

2 条例の内容

(1) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条関係)

特別職の甲地方への出張の際の宿泊料を現行の 14,800 円から 16,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 11,800 円から 12,800 円に改正します。

(2) 職員等の旅費に関する条例の一部改正 (第2条関係)

定額の宿泊料内で実費を支弁することができない場合に、実費相当額を支給できるようにするため、第20条第1項にただし書きを追加します。職員の甲地方への出張の際の宿泊料を現行の13,100円から15,000円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の9,800円から11,800円に改正します。

(3) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第3条関係)

非常勤特別職の甲地方への出張の際の宿泊料を現行の 14,800 円から 16,000 円に、乙地方へ出張の際の宿泊料を現行の 11,800 円から 12,800 円 に改正します。

【甲地方】

区 分	改正前	改正後	増減額
特別職•非常勤特別職	14,800 円	16,000 円	1,200 円
職員	13,100 円	15,000 円	1,900 円

【乙地方】

•				
	区 分	改正前	改正後	増減額
	特別職•非常勤特別職	11,800 円	12,800 円	1,000 円
	職員	9,800 円	11,800 円	2,000 円

(4) 甲地方の変更

甲地方について、東京都特別区及び政令指定都市(札幌市を除く)とします。

改正前 改正後 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横 東京都特別区及び地方自治法第 252 条 浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京 の 19 第 1 項に基づき政令で指定された 都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及 地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙 で福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以 地方とは、甲地方以外の地域をいう。	, 0	
浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京 の 19 第 1 項に基づき政令で指定された 都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及 地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙 び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以 地方とは、甲地方以外の地域をいう。	改正前	改正後
	浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及	の 19 第 1 項に基づき政令で指定された 地方公共団体(札幌市を除く)をいい、乙

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

4 その他

実費精算に係る取扱いについては、別途定めます。

議案第42号関係

福島町水道事業の財務規程の適用に伴う関係条例の整理に 関する条例

1 提案の理由

平成31年度より、上水道から簡易水道へ認可を変更し運営している水道 事業について、人口減少に伴う事業規模の縮小を見据え、更なる効率化・事 務の軽減化を図る目的で、地方公営企業法の「全部適用」から「財務適用」 に変更し、それに伴う条例の一部改正をしようとするものです。

これにより、水道職員の身分が企業職員から一般職員になる為、企業職員 の分限に関する条例・規則及び、「財務適用」により法の適用から外れる一連 の規則・規程についても廃止いたします。

また、水道料金及び供給条件並びに給水の適正な保持について定めている「給水条例」についても、水道法を始めとする各種法改正等を反映した形で整理、改正いたします。

2 条例の内容

- (1) 第1条関係(福島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
 - ① 地方公営企業法の財務適用を規定する旨の記載の追加
 - ② 全部適用時に必要であった「組織」に対する記載の削除
 - ③ 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合の金額を「福島町長の専決処分事項指定条例」との整合性を図り、「100,000円」から「1,000,000円」に改正
 - ④ 会計管理者の事務処理に係る権限について明記
- (2) 第2条関係(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止) 企業職員の給与等を定めているこの条例を廃止します。
- (3) 第3条関係(福島町水道事業給水条例の一部改正) 水道法を始めとする各種法改正を反映している他自治体の条例を参考 とし、現状に合った形に改正します。

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

4 その他(財務適用に伴い制定・廃止する規則等)

制定2件

- ①福島町水道事業会計規則
- ②福島町水道事業給水条例施行規則

廃止13件

- ①地方公営企業法第15条第1項に規定する主要な職員を定める規則
- ②地方公営企業法第39条第2項に規定する町長が定める職に関する規則
- ③企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ④福島町水道事業職員の給与の支給に関する規程
- ⑤福島町水道事業会計規程
- ⑥福島町水道事業契約規程
- ⑦福島町水道事業公告式規程
- ⑧福島町水道管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程
- ⑨福島町水道事業建設工事執行規程
- ⑩福島町水道事業建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表 に関する要綱
- ⑪福島町水道事業給水条例施行規程
- 四福島町水道事業指定給水装置工事事業者に対する事務取扱要綱
- (13)異状水量認定基準に関する取扱要領

議案第43号関係

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

福島町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例の制定に伴い、犯罪被害者等支援の基本となる本条例においても見舞金の支給について規定するものであります。

また、条例の根拠となる国の犯罪被害者等基本法についても併せて定義するものであります。

2 改正の内容

- (1) 法律名を定義(第1条関係) 基本となる法律の犯罪被害者等基本法を定義します。
- (2) 見舞金の支給(第7条関係) 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金 の支給を行うことを規定するものです。

3 施行年月日

議案第44号関係

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護離職防止として仕事と介護の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容

(1) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等 (第15条の2関係)

職員に対して介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向を確認するための面談やその他の措置を講ずるため、条文の追加をします。

(2) 勤務環境の整備に関する措置(第15条の3関係)

介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、以下の措置を講ずることを条文に追加します。

- ① 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- ② 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- ③ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

3. 施行年月日

議案第45号関係

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号)の一部改正がされたことに伴い、当該条例の改正を 行うものです。

2. 改正の内容(第18条関係)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を下記のとおり整理します。

「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」
↓
「第61条の2第20項」

3. 施行年月日

議案第46号関係

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、12月25日に職員の給与に関する法律が公布されたことに伴い、当町においても条例の改正をするものです。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定(別表第1及び附則第2条関係)

3級から6級の初号の額を引上げつつ、職務の級間の水準の重なりを解消し、より職責を重視した俸給体系となるよう給料表の改定をします。

なお、この給料表の改定に伴い3級から6級の号俸数が変わることから、 令和7年4月からの新たな号俸への切替を併せて行います。

- ① 現行と改正後の給料額の差額は別紙1のとおりとなります。
- ② 令和7年4月1日からの3級から6級の切替表は別紙2のとおりとなります。

(2) 扶養手当の見直し(第9条関係)

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引上げ、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生活費の補填を充実させるため、扶養手当の額を2年間で段階的に改正します。

扶養手当の額 (単位:円)

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子 (1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円
同上 (満 15 歳~満 22 歳の加算)	5,000円	5,000円	5,000円
その他 (孫、父母、祖父母等)	6,500円	6,500円	6,500円

(3) 通勤手当の見直し(第10条の2関係)

交通機関等を利用した場合の支給限度額を引き上げます。

(単位:円)

	現行	改正後
支給限度額	月額 55,000円	月額 150,000円

(4) 寒冷地手当支給拡大に係る見直し(第11条関係) 定年前再任用短時間勤務職員を新たに支給対象とします。 (5) 管理職員特別勤務手当の見直し(第15条の3関係) 平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するとともに、支給額の引上げを します。

支給対象時間帯

支給対象	改正前	改正後
時間帯	午前0時~午前5時	午後 10 時~午前 5 時

管理職特別勤務手当

- (単位	Ш,	١
(- 11/	Н.	,

勤務をした時間	現行	改正後
午後 10 時~午前 5 時	4,000円	6,000円
週休日又は条例による休日	8,000円	12, 000 円

- (6) 定年前再任用短時間勤務職員の適用除外の見直し(第21条関係) 定年前再任用短時間勤務職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給対 象とするため改正をします。
- (7) 暫定再任用短時間勤務職員の支給手当の拡大(附則(令和5年3月8日福島町条例第3号)(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置関係)暫定再任用短時間勤務職員へ住居手当及び寒冷地手当を新たに支給対象とするため改正をします。

3 施行年月日等

- (1) 令和7年4月1日から施行します。
- (2) 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次条及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とします。
- (3) 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれ に準じる職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は 当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度に おいて、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができます。
- (4) 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とします。
- (5) 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

令和7年4月1日適用

別紙1 給与改定比較表 給料表

聯 黎																		
名袋		1 級			28			3 後			4 簽			50 後			6 後	
11	シボ	給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額	
£	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額
Ť	H 23 201	E 002 281	E c	H 000 086	H 000 086	E c	H 300	H 390	Ε 00	H 300	H 800	H 200	H 300 800	H 300	H 02	H 332	H 356	H. 00°
	184,600	184,600	0	231, 500	231, 500	0	262, 300	266, 300	4,000	288,900	300,300	11, 400	311, 500	323, 100	11, 500	336,900	356, 900	20, 200
Ĩ	185,800	185,800	0	233,000	233,000	0	263, 300	267, 300	4,000	290, 400	301,800	11, 400	313, 200	324, 900	11,700	338, 700	358, 500	19,800
1,	186,900	186,900	0	234, 500	234, 500	0	264, 300	268, 300	4,000	291,900	303, 200	11,300	314, 700	326,600	11,900	340,500	360, 100	19,600
1.	188,000	188,000	0	236,000	236,000	0	265, 300	269, 300	4,000	293, 400	304,600	11,200	316, 100	328, 300	12,200	342, 200	361,700	19,500
1;	189, 700	189, 700	0	237, 500	237, 500	0	266, 300	270,300	4,000	294,900	305, 700	10,800	317,400	330,000	12,600	343,900	363, 500	19,600
1.	191, 300	191,300	0	239,000	239,000	0	267, 300	271, 300	4,000	296, 300	306, 700	10,400	318, 700	331, 700	13,000	345, 500	365,000	19,500
1	192, 900	192, 900	0	240,500	240,500	0	268, 300	272, 300	4,000	297,600	307, 900	10,300	320,000	333, 400	13,400	347, 200	366, 600	19,400
1	194, 500	194, 500	0	242,000	242,000	0	269, 300	273, 300	4,000	298,800	309, 100	10,300	321, 300	335,000	13,700	348,800	368,000	19,200
1	196, 200	196, 200	0	243, 400	243, 400	0	270,300	274, 300	4,000	300, 300	310, 700	10, 400	323, 100	336, 700	13,600	350, 500	369, 600	19, 100
1,	197,800	197,800	0	244,800	244,800	0	271,300	275, 300	4,000	301,800	312, 300	10,500	324,900	338, 400	13,500	352, 100	371, 200	19, 100
12 19	199, 400	199, 400	0	246, 200	246, 200	0	272, 300	276, 400	4, 100	303, 200	313,900	10,700	326,600	340,000	13,400	353, 700	372,700	19,000
13 20	201,000	201,000	0	247, 400	247, 400	0	273, 300	277, 400	4, 100	304,600	315, 400	10,800	328, 300	341,500	13,200	355, 200	374,600	19,400
14 20	202, 700	202, 700	0	248,600	248,600	0	274, 300	278, 700	4,400	305, 700	317,000	11,300	330,000	343, 100	13, 100	356,900	376, 500	19,600
15 20	204, 400	204, 400	0	249,800	249,800	0	275, 300	280,000	4,700	306, 700	318,600	11,900	331,700	344, 700	13,000	358, 500	378, 400	19,900
	206, 100	206, 100	0	251,000	251,000	0	276, 400	281, 200	4,800	307, 900	320, 200	12,300	333, 400	346, 200	12,800	360, 100	380, 200	20, 100
17 20	207, 400	207, 400	0	252, 100	252, 100	0	277, 400	282, 500	5, 100	309, 100	321, 700	12,600	335,000	347,600	12,600	361,700	381,700	20,000
18 20	209,000	209,000	0	253, 200	253, 200	0	278,700	283,800	5, 100	310, 700	323, 400	12,700	336, 700	349, 300	12,600	363, 500	383, 500	20,000
19 2.	210,600	210,600	0	254, 300	254, 300	0	280,000	285,000	5,000	312, 300	325,000	12,700	338, 400	350, 900	12,500	365,000	385, 200	20, 200
20 2	212, 100	212, 100	0	255, 400	255, 400	0	281, 200	286, 200	5,000	313,900	326,600	12,700	340,000	352, 500	12,500	366,600	386,800	20,200
21 2.	213,600	213,600	0	256, 400	256, 400	0	282, 500	287, 300	4,800	315, 400	328,000	12,600	341, 500	353, 700	12,200	368,000	388, 500	20,500
22 2.	215, 200	215, 200	0	257, 400	257, 400	0	283,800	288, 500	4,700	317,000	329, 700	12,700	343, 100	355, 200	12, 100	369,600	389, 900	20,300
23 2.	216,800	216,800	0	258, 400	258, 400	0	285,000	289,800	4,800	318,600	331, 400	12,800	344,700	356, 700	12,000	371,200	391, 300	20, 100
24 2.	218, 400	218, 400	0	259, 400	259, 400	0	286, 200	291, 100	4,900	320, 200	333,000	12,800	346, 200	358, 200	12,000	372, 700	392, 700	20,000
25 25	220,000	220,000	0	260,400	260, 400	0	287, 300	292, 400	5, 100	321,700	334, 200	12,500	347,600	359,900	12,300	374,600	394, 100	19,500
26 25	221,700	221,700	0	261,300	261, 300	0	288, 500	293, 400	4,900	323, 400	336, 100	12,700	349,300	361, 700	12,400	376, 500	395, 300	18,800
	223,000	223,000	0	262, 200	262, 200	0	289,800	294, 400	4,600	325,000	337,800	12,800	320,900	363,400	12,500	378, 400	396, 500	18,100
	224, 300	224, 300	0	263, 100	263, 100	0	291, 100	295, 500	4,400	326,600	339, 400	12,800	352, 500	365,100	12,600	380, 200	397, 500	17,300
29 25	225,600	225,600	0	263,900	263,900	0	292, 400	296,600	4, 200	328,000	340,900	12,900	353, 700	366, 500	12,800	381,700	398,600	16,900
30 25	226, 700	226, 700	0	264,700	264, 700	0	293, 400	297,800	4,400	329, 700	342, 500	12,800	355, 200	367,800	12,600	383, 500	399,800	16,300
31 25	227,800	227,800	0	265, 500	265, 500	0	294, 400	298, 900	4,500	331, 400	344, 100	12,700	356, 700	369,000	12,300	385, 200	400,900	15,700
32 25	228,900	228,900	0	266,300	266, 300	0	295, 500	300, 100	4,600	333,000	345, 700	12,700	358, 200	370,400	12,200	386,800	402,000	15,200
33 23	230,000	230,000	0	267,000	267,000	0	296, 600	301, 300	4,700	334, 200	347, 400	13,200	359, 900	371,500	11,600	388, 500	402,700	14,200
34 2:	231, 100	231, 100	0	267,800	267,800	0	297,800	302, 600	4,800	336, 100	349, 200	13, 100	361, 700	372, 400	10,700	389, 900	403, 400	13,500
35 23	232, 200	232, 200	0	268,600	268,600	0	298, 900	303, 900	5,000	337,800	351,000	13,200	363, 400	373, 400	10,000	391,300	404, 100	12,800
36 23	233, 300	233, 300	0	269, 300	269, 300	0	300, 100	305, 200	5, 100	339, 400	352,800	13, 400	365, 100	374, 500	9,400	392, 700	404,800	12,100
37 23	234, 400	234, 400	0	270,000	270,000	0	301, 300	306, 500	5, 200	340,900	354, 300	13,400	366, 500	375, 300	8,800	394, 100	405, 400	11,300
	235, 400	235, 400	0	270,800	270,800	0	302,600	307,800	5, 200	342, 500	355, 700	13,200	367,800	376, 200	8, 400	395, 300	406,000	10,700
	236, 400	236, 400	0	271,600	271,600	0	303, 900	309, 100	5, 200	344, 100	357, 100	13,000	369,000	377, 100	8, 100	396, 500	406,500	10,000
40 23	237, 300	237, 300	0	272, 300	272, 300	0	305, 200	310, 400	5, 200	345, 700	358, 500	12,800	370, 400	377,900	7,500	397, 500	406,900	9,400
41 23	238, 200	238, 200	0	273,000	273,000	0	306, 500	311, 700	5, 200	347, 400	360,000	12,600	371, 500	378, 700	7,200	398,600	407,300	8,700
70	000	0			0	(

贫	1	ήX															
		給与月額		給与月額			給与月額			給与月額			給与月額			給与月額	
改正前		改正後 差額	改正前] 改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額
239,900		239, 900 0	274,600	0 274,600	0	309, 100	314,300	5, 200	351,000	361,800	10,800	373, 400	380, 300	6,900	400,900	407,800	6,900
240,700		240,700 0	275, 300	0 275,300	0	310, 400	315, 400	5,000	352,800	362,800	10,000	374,500	381,000	6,500	402,000	408, 100	6,100
241, 400		241, 400 0	276,000	0 276,000	0	311,700	316, 300	4,600	354, 300	363, 700	9, 400	375, 300	381, 700	6, 400	402, 700	408, 400	5,700
242,000		242,000 0	276,700	0 276,700	0	313,000	317,600	4,600	355, 700	364,800	9, 100	376, 200	382, 400	6, 200	403, 400	408, 700	5,300
242,600		242,600 0	277, 400		0	314,300	318,900	4,600	357, 100	365, 700	8,600	377, 100	383, 100	6,000	404, 100	409,000	4,900
243, 200					0	315, 400	320, 200	4,800	358, 500	366, 700	8,200	377,900	383, 800	5,900	404,800	409, 300	4,500
243,800					0	316,300	321, 400	5, 100	360,000	367,600	7,600	378, 700	384, 300	5,600	405, 400	409, 500	4,100
244, 400	-			-	0	317,600	322, 700	5, 100	360,800	368, 300	7,500	379, 500	384,900	5, 400	406,000	409,800	3,800
245,000		245,000 0	280, 200	0 280, 200	0	318,900	323,900	5,000	361,800	369,000	7,200	380, 300	385, 500	5, 200	406,500	410, 100	3,600
245, 500	-		-		0	320, 200	325, 100	4,900	362,800	369, 600	6,800	381,000	386, 200	5,200	406,900	410, 400	3,500
246,000	-		1	_	0	321, 400	326, 400	5,000	363, 700	370,000	6,300	381, 700	386, 600	4,900	407,300	410,600	3,300
246, 400	+	246, 400 0	282, 200	_	0	322, 700	327, 500	4,800	364,800	370,600	5,800	382, 400	387, 200	4,800	407, 500	410,900	3, 400
246,700	-		1		0	323,900	328, 600	4,700	365, 700	371,300	5,600	383, 100	387,800	4,700	407,800	411, 200	3,400
247,000	4-		+-		0	325, 100	329, 700	4,600	366, 700	372,000	5,300	383,800	388, 300	4,500	408, 100	411,500	3,400
247,300	1		284, 100	_	0	326, 400	330, 400	4,000	367,600	372, 300	4, 700	384, 300	388, 700	4, 400	408, 400	411,700	3,300
247,600	-	247,600 0	1		0	327, 500	331, 300	3,800	368, 300	373,000	4,700	384,900	389, 300	4,400	408, 700	412,000	3,300
247,900	₩		1	-	0	328,600	332,000	3, 400	369,000	373, 700	4, 700	385, 500	389, 900	4,400	409,000	412, 300	3,300
248, 200	₩			0 286, 100	0	329, 700	332,800	3, 100	369, 600	374, 300	4,700	386, 200	390, 400	4,200	409, 300	412, 500	3,200
248, 500	1		+-	-	0	330, 400	333, 600	3, 200	370,000	374,600	4,600	386,600	390, 800	4, 200	409, 500	412, 700	3,200
248,800	-		-	1	0	331,300	334,000	2,700	370,600	375, 100	4,500	387, 200	391, 300	4, 100	409,800	413,000	3,200
249, 100	-	249,100 0		_	0	332,000	334,600	2,600	371,300	375, 700	4,400	387,800	391,800	4,000	410, 100	413,300	3,200
249, 400		249, 400 0		_	0	332,800	335, 300	2,500	372,000	376, 300	4,300	388, 300	392, 400	4, 100	410, 400	413, 500	3,100
249,700	-		-	-	0	333,600		2,500	372, 300	376,600	4,300	388, 700	392, 700	4,000	410,600	413, 700	3,100
250,000	-	250,000 0	-	0 289, 600	0	334,000		2,800	373,000	377, 200	4,200	389, 300	393, 100	3,800	410,900	414,000	3, 100
250, 300	+		1	-	0	334,600	337, 500	2,900	373, 700	377,900	4,200	389,900	393, 500	3,600	411, 200	414, 300	3, 100
250,600			-		0	335, 300	338, 100	2,800	374, 300	378, 500	4,200	390, 400	393, 900	3,500	411,500	414, 500	3,000
250,900			291, 200	0 291, 200	0	336, 100	338, 600	2,500	374,600	378,900	4,300	390,800	394, 200	3,400	411,700	414, 700	3,000
251, 200	-	251, 200 0	-	-	0	336,800	339, 200	2, 400	375, 100	379, 400	4,300	391, 300	394, 500	3, 200	412,000	415,000	3,000
251,		251, 500 0			0	337, 500	339, 700	2,200	375, 700	380,000	4,300	391,800	394,800	3,000	412, 300	415,300	3,000
251,800			292, 900	0 292, 900	0	338, 100	340, 300	2,200	376, 300	380, 500	4, 200	392, 400	395,000	2,600	412, 500	415,500	3,000
252, 100		252, 100 0			0	338,600	340,600	2,000	376,600	381,000	4, 400	392, 700	395, 200	2,500	412, 700	415,700	3,000
252, 400		252, 400 0		0 293, 900	0	339, 200	341, 100	1,900	377, 200	381,600	4,400	393, 100	395, 500	2, 400	413,000	(削る)	
252, 700		252, 700 0			0	339, 700	341,500	1,800	377,900	382, 100	4, 200	393, 500	395,800	2,300	413,300	(削る)	
253,000		253,000 0			0	340, 300	341,900	1,600	378, 500	382, 400	3,900	393, 900	396,000	2, 100	413, 500	(削る)	
253, 300	\vdash	253, 300 0			0	340,600	342, 300	1,700	378,900	382,800	3,900	394, 200	396, 200	2,000	413,700	(削る)	
253,600	_	253,600 0		0 295, 100	0	341, 100	342,800	1,700	379, 400	383, 300	3,900	394, 500	396, 500	2,000	414,000	(削る)	
253,900		253,900 0		_	0	341,500	343, 300	1,800	380,000	383, 700	3, 700	394,800	396, 800	2,000	414,300	(削る)	
254, 200		254, 200 0	295,600		0	341,900	343,800	1,900	380, 500	384, 100	3,600	395,000	397,000	2,000	414, 500	(削る)	
254, 500		254, 500 0	295,800	0 295,800	0	342, 300	344, 100	1,800	381,000	384, 500	3,500	395, 200	397, 200	2,000	414, 700	(削る)	
254,800		254,800 0			0	342,800	344, 500	1,700	381,600	385,000	3, 400	395, 500	397, 500	2,000	415,000	(削る)	
255, 100		255, 100 0	296, 300		0	343, 300	344,900	1,600	382, 100	385, 400	3, 300	395,800	397,800	2,000	415, 300	(削る)	
255, 400		255, 400 0			0	343,800	345, 300	1,500	382, 400	385,800	3, 400	396,000	398,000	2,000	415, 500	(削る)	
255,700					0	344, 100	345,600	1,500	382, 800	386, 100	3,300	396, 200	398, 200	2,000	415,700	(削る)	
256,000		256,000 0	297, 100	0 297, 100	0	344 500	346,000	1,500	383 300	(別(名)		396 500	(別ろ)				
				_		000 (110	_	-)	000,000	(0.50)		000,000	(0.54)	1			

		差額																																								差額	Е о
6級	給与月額	改正後																																							基準給料月額	改正後	用 320, 600
	2 AFC	改正前																																							基	改正前	用 320, 600
		差額																																								差額	Εο
5 級	給与月額	改正後	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)																																	基準給料月額	改正後	Н 294, 900
		改正前	397,000	397, 200	397, 500	397,800	398,000	398, 200																																	春	改正前	用 294, 900
		差額																																							15m²	差額	E o
4級	給与月額	改正後	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)																																	基準給料月額	改正後	用 279,700
		改正前	384, 100	384, 500	385,000	385, 400	385,800	386, 100																																	推	改正前	用 279,700
		差額	1,500	1,400	1,400	1, 400	1, 400	1,400	1,400	1,400	1,300	1,400	1,400	1,400	1,500	1,700	1,700	1,700	1, 700	1,700	1,700	1,600	1,500	1,500																	1mm/	差額	⊞ 0
3級	給与月額	改正後	346,800	347,000	347, 400	347,800	348, 200	348, 400	348,800	349, 200	349, 500	349,800	350, 200	350,600	351,000	351,500	351,900	352, 300	352, 700	353, 200	353,600	353, 900	354, 200	354, 700	(削多)	(削る)	(削る)	(削る)													基準給料月額	改正後	用 260,000
		改正前	345, 300	345,600	346,000	346, 400	346,800	347,000	347, 400	347,800	348, 200	348, 400	348,800	349, 200	349, 500	349,800	350, 200	350,600	351,000	351, 500	351,900	352, 300	352, 700	353, 200	353,600	353, 900	354, 200	354, 700													春	改正前	用 260,000
		差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		差額	Εο
2級	給与月額	改正後	297, 700	298,000	298, 300	298,600	299,000	299, 200	299, 400	299, 700	300, 100	300, 300	300,600	301,000	301, 400	301,600	301,900	302, 200	302, 500	302, 700	303,000	303, 300	303, 600	303,800	304, 200	304,600	304,900	305, 100	305, 300	305, 600	306,000	306, 200	306, 400	306, 700	307,000	307, 400	307,600	307,900	308, 200	308, 500	基準給料月額	改正後	用 219, 500
		改正前	297, 700	298,000	298, 300	298,600	299,000	299, 200	299, 400	299, 700	300, 100	300, 300	300,600	301,000	301, 400	301,600	301,900	302, 200	302, 500	302, 700	303,000	303, 300	303,600	303,800	304, 200	304,600	304,900	305, 100	305, 300	305,600	306,000	306, 200	306, 400	306, 700	307,000	307, 400	307,600	307, 900	308, 200	308, 500	者	改正前	用 219, 500
		差額	0	0	0	0	0	0																																		差額	Εο
1級	給与月額	改正後	256,600	256,900	257, 200	257, 500	257,800	258, 100																																	基準給料月額	改正後	用 192, 000
		改正前	256,600	256,900	257, 200	257, 500	257,800	258, 100																																	推]	改正前	用 192, 000
職務の級	市		88	68	06	91	95	93	94	62	96	26	86	66	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125			
職員の 区 分																																									然 所 所 可	職 超 世 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田) 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

	差額	日 日 500	18 300	16, 500	14,700	13,000	11,300	9, 700	8,000	6, 400	4,700	3, 100	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	田						355, 200							356,900	358,500	360,100	361,700	363,500	365,000	366, 600	368,000	369, 600	371,200	372,700	374,600	376,500	378, 400	380, 200	381, 700	383,500	385, 200	386,800	388, 500	389, 900	391, 300	392,700	394,100	395, 300	396, 500	397, 500	398, 600
6 殺	切替後の 号俸							1							2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	給与月額	335.000	336 900	338, 700	340, 500	342, 200	343,900	345, 500	347, 200	348,800	350, 500	352, 100	353, 700	355, 200	356,900	358, 500	360, 100	361, 700	363, 500	365,000	366, 600	368,000	369, 600	371, 200	372, 700	374,600	376, 500	378, 400	380, 200	381, 700	383, 500	385, 200	386,800	388, 500	389, 900	391, 300	392, 700	394, 100	395, 300	396, 500	397, 500	398, 600
	切替前の 号俸	-	6	1 cc	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
	差額	H E00	9 800	8, 100	6, 600	5, 200	3, 900	2,600	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	E			<u> </u>	321,300		<u> </u>			323, 100	324,900	326,600	328, 300	330,000	331, 700	333, 400	335,000	336, 700	338, 400	340,000	341,500	343, 100	344, 700	346, 200	347,600	349, 300	350, 900	352, 500	353, 700	355, 200	356, 700	358, 200	359, 900	361,700	363, 400	365, 100	366, 500	367,800	369,000	370, 400	371,500
5 数	切替後の 号俸					1					2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	給与月額	309.800	311 500	313,200	314,700	316, 100	317, 400	318, 700	320,000	321,300	323, 100	324,900	326,600	328, 300	330,000	331, 700	333, 400	335,000	336, 700	338, 400	340,000	341,500	343, 100	344, 700	346, 200	347,600	349, 300	350, 900	352, 500	353, 700	355, 200	356, 700	358, 200	359, 900	361,700	363, 400	365, 100	366, 500	367,800	369,000	370, 400	371,500
	切替前の 号俸	-	6	1 co	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
	差額	H 11. 500	9 900	8, 400	6,900	5, 400	3,900	2,500	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	E	1		ı	298,800	<u> </u>	l			300, 300	301,800	303, 200	304,600	305, 700	306, 700	307, 900	309, 100	310,700	312, 300	313,900	315, 400	317,000	318,600	320, 200	321, 700	323, 400	325,000	326, 600	328,000	329, 700	331, 400	333,000	334, 200	336, 100	337,800	339, 400	340,900	342, 500	344, 100	345, 700	347, 400
4数	切替後の 号俸					П					2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	給与月額	H 287, 300	288 900	290, 400	291, 900	293, 400	294, 900	296, 300	297,600	298, 800	300, 300	301,800	303, 200	304,600	305, 700	306, 700	307, 900	309, 100	310, 700	312, 300	313, 900	315, 400	317,000	318,600	320, 200	321, 700	323, 400	325,000	326, 600	328,000	329, 700	331, 400	333, 000	334, 200	336, 100	337,800	339, 400	340,900	342, 500	344, 100	345, 700	347, 400
	切替前の 号俸	-	6	1 cc	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
	差額	H 000	3 000	2,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	E		265, 300			266, 300	267, 300	268, 300	269, 300	270, 300	271,300	272, 300	273, 300	274, 300	275, 300	276, 400	277, 400	278, 700	280,000	281, 200	282, 500	283,800	285,000	286, 200	287, 300	288, 500	289,800	291, 100	292, 400	293, 400	294, 400	295, 500	296,600	297,800	298, 900	300, 100	301, 300	302,600	303, 900	305, 200	306, 500
3 後	切替後の 号俸			П			2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	59	30	31	32	33	34	35	36	37
	給与月額	田 田 261, 300	262,300	263, 300	264, 300	265, 300	266, 300	267, 300	268, 300	269, 300	270, 300	271, 300	272, 300	273, 300	274, 300	275, 300	276, 400	277, 400	278, 700	280,000	281, 200	282, 500	283, 800	285,000	286, 200	287, 300	288, 500	289, 800	291, 100	292, 400	293, 400	294, 400	295, 500	296, 600	297,800	298, 900	300, 100	301, 300	302, 600	303, 900	305, 200	306, 500
	切替前の 号俸	-	6	1 co	4	2	9	2	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41

	差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	給与月額	400, 900	402,000	402, 700	403, 400	404, 100	404,800	405, 400	406,000	406, 500	406,900	407,300	407, 500	407,800	408, 100	408, 400	408, 700	409,000	409, 300	409, 500	409,800	410, 100	410, 400	410,600	410,900	411, 200	411, 500	411,700	412,000	412, 300	412, 500	412, 700	413,000	413, 300	413, 500	413, 700	414,000	414, 300	414,500	414, 700	415,000	415, 300	415, 500	415,700		
6級	切替後の 号俸	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	99	22	28	69	09	61	62	63	64	¢9	99	29	89	69	70	71	72	73		
	給与月額	400, 900	402,000	402, 700	403, 400	404, 100	404,800	405, 400	406,000	406, 500	406,900	407,300	407, 500	407,800	408, 100	408, 400	408, 700	409,000	409, 300	409, 500	409, 800	410, 100	410, 400	410,600	410,900	411, 200	411,500	411,700	412,000	412, 300	412, 500	412, 700	413,000	413, 300	413, 500	413, 700	414,000	414,300	414, 500	414, 700	415,000	415, 300	415, 500	415,700		
	切替前の 号俸	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	99	22	28	26	09			63	64	65	99								74		92	7.7			80	81	82	83	84	85		
	差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	373, 400	374, 500	375, 300	376, 200	377, 100	377,900	378, 700	379, 500	380, 300	381,000	381, 700	382, 400	383, 100	383, 800	384, 300	384,900	385, 500	386, 200	386, 600	387, 200	387, 800	388, 300	388, 700	389, 300	389, 900	390, 400	390, 800	391, 300	391,800	392, 400	392, 700	393, 100	393, 500	393, 900	394, 200	394, 500	394,800	395,000	395, 200	395, 500	395, 800	396,000	396, 200	396, 500	396,800
5 級	切替後の 号俸	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	55	56	52	28	29	09	61	62	63	64	92	99	19	89	69	70	71	72	73	74	75	92	22	78	79
	給与月額	373, 400	374, 500	375, 300	376, 200	377, 100	377, 900	378, 700	379, 500	380, 300	381,000	381, 700	382, 400	383, 100	383, 800	384, 300	384, 900	385, 500	386, 200	386, 600	387, 200	387,800	388, 300	388, 700	389, 300	389, 900	390, 400	390,800	391, 300	391,800	392, 400	392, 700	393, 100	393, 500	393, 900	394, 200	394, 500	394,800	395,000	395, 200	395, 500	395, 800	396,000	396, 200	396, 500	396,800
	切替前の 号俸	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	99	22	28	26	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	70	71	72	73	74	67	92	7.7	78	62	80	81	82	83	84	85	98	87
	差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	351,000	352,800	354, 300	355, 700	357, 100	358, 500	360,000	360,800	361,800	362,800	363, 700	364,800	365, 700	366, 700	367,600	368, 300	369,000	369,600	370,000	370,600	371,300	372,000	372, 300	373,000	373, 700	374,300	374,600	375, 100	375,700	376, 300	376, 600	377, 200	377,900	378, 500	378, 900	379, 400	380,000	380, 500	381,000	381,600	382, 100	382, 400	382,800	383, 300	383, 700
4級	切替後の 号俸	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	55	56	52	28	59	09	61	62	63	64	65	99	9.1	89	69	70	71	72	73	74	75	92	77	78	79
	給与月額	351,000	352, 800	354, 300	355, 700	357, 100	358, 500	360,000	360, 800	361,800	362, 800	363, 700	364,800	365, 700	366, 700	367, 600	368, 300	369,000	369, 600	370,000	370, 600	371, 300	372, 000	372, 300	373,000	373, 700	374, 300	374,600	375, 100	375, 700	376, 300	376,600	377, 200	377, 900	378, 500	378, 900	379, 400	380,000	380, 500	381,000	381,600	382, 100	382, 400	382, 800	383, 300	383, 700
	切替前の 号俸	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	99	22	28	26	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69			72	73	74	C)	92	7.7	78	42	80	81	82	83	84	85	98	87
	差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給与月額	309, 100	310, 400	311, 700	313,000	314, 300	315, 400	316, 300	317,600	318,900	320, 200	321, 400	322, 700	323,900	325, 100	326, 400	327, 500	328,600	329, 700	330, 400	331, 300	332,000	332, 800	333, 600	334,000	334, 600	335, 300	336, 100	336, 800	337, 500	338, 100	338, 600	339, 200	339, 700	340, 300	340,600	341, 100	341,500	341,900	342, 300	342,800	343, 300	343,800	344, 100	344, 500	344,900
3 級	切替後の 号俸	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	55	26	57	28	59	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	70	7.1	72	73	74	75	92	77	78	62	80	81	82	83
	給与月額	309, 100	310, 400	311, 700	313,000	314, 300	315, 400	316, 300	317,600	318, 900	320, 200	321, 400	322, 700	323, 900	325, 100	326, 400	327, 500	328, 600	329, 700	330, 400	331, 300	332,000	332, 800	333, 600	334,000	334, 600	335, 300	336, 100	336,800	337, 500	338, 100	338, 600	339, 200	339, 700	340, 300	340,600	341, 100	341,500	341,900	342, 300	342,800	343, 300	343,800	344, 100	344, 500	344, 900
	切替前の 号俸	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	99	57	58	59	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	70	71	72	73	74	97	92	1.1	78	62	80	81	82	83	84	85	98	87
職員の 区 分																																1		ı												

	差額																																								差額	E o
	給与月額																																							·月額	改正後	用 320,600
6 級	切替後の 号俸																																							基準給料月額		
	給与月額																																								改正前	用 320,600
	切替前の 号俸																																									
	差額	0	0	0	0	0	0																																		差額	E 0
	給与月額	397,000	397, 200	397, 500	397,800	398,000	398, 200																																	·月額	改正後	用 294, 900
5 級	切替後の 号俸	80	81	82	83	84	85																																	基準給料月額		
	給与月額	397,000	397, 200	397, 500	397,800	398,000	398, 200																																		改正前	用 294, 900
	切替前の 号俸	88	68	06	91	92	93																																			
	差額	0	0	0	0	0	0																																		差額	⊞ 0
	給与月額	384, 100	384, 500	385,000	385, 400	385,800	386, 100																																	月額	改正後	用 279, 700
4級	切替後の 号俸	80	81	82	83	84	85																																	基準給料月額		
	給与月額	384, 100	384, 500	385,000	385, 400	385, 800	386, 100																																		改正前	用 279,700
	切替前の 号俸	88	68	06			93																																			
	差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														差額	E 0
	給与月額	345, 300	345,600	346,000	346, 400	346,800	347,000	347, 400	347,800	348, 200	348, 400	348,800	349, 200	349, 500	349,800	350, 200	350,600	351,000	351,500	351,900	352, 300	352, 700	353, 200	353, 600	353, 900	354, 200	354, 700								<u> </u>		<u> </u>			月額	改正後	用 260,000
3級	切替後の 号俸	84	85	98	87	88		06	91	95		94		96	26	86		100	101		103	104	105	106	107	108														基準給料月額		
	給与月額	345, 300	345,600	346,000	346, 400	346,800	347,000	347, 400	347,800	348, 200	348, 400	348,800	349, 200	349, 500	349,800	350, 200	350,600	351,000	351, 500	351,900	352, 300	352, 700	353, 200	353, 600	353, 900	354, 200	354, 700														改正前	用 260,000
	切替前の 号俸	88	68	06	91	92	93	94	62	96	26	86	66	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125			
職員の 区 分																											1													務用定	職組年二四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	以 3.間製 5.年在

議案第47号関係

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険の広域化は、令和6年度の保険料水準の統一及び令和12年度の北海道市町村統一保険料の導入に向け、町では毎年税率を見直し改正しております。

令和6年度までは、被保険者の負担軽減を図るため、北海道が示した標準保険税率に対して約50%を反映した改正をしてきました。

このたび、北海道から令和7年度の標準保険税率が示されたことから、標準保険税率に沿った税率に改正いたします。

また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げ及び保険税の負担軽減を図るため、5割軽減と2割軽減の判定に適用する判定所得を引き上げる改正が行われております。

当町においては、これまでも国に準じた額に改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 保険税率の改正

(第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第8条、 第9条、第9条の2、第23条関係)

【現行税率との比較】

(単位:%、円)

区	分	現行①	改正案②	最終案③	増減③-①
甘水無 沿八	所得割	7.85	7. 90	8. 33	0. 48
基礎課税分	均等割	25, 300	25, 395	27, 700	2, 400
(医療分)	平等割	26,000	25, 702	27, 400	1, 400
※ m 古 w ユ	所得割	2.60	2. 72	2. 53	▲ 0. 07
後期高齢者	均等割	8, 400	9, 142	8, 800	400
支援金等分	平等割	7, 400	9, 252	8, 800	1, 400
	所得割	1.80	2.00	1. 96	0. 16
介護納付金分	均等割	8,000	9, 056	8, 900	900
	平等割	5, 300	7, 205	7, 000	1, 700
	所得割	12. 25	12. 62	12. 82	0.57
∄	均等割	41, 700	43, 593	45, 400	3, 700
	平等割	38, 700	42, 159	43, 200	4, 500

※改正案② 11/20 開催の経済福祉常任委員会で示した税率

(2) 課税限度額の改正 (第2条、第23条関係)

基礎課税分(医療分)に係る限度額を1万円、後期高齢者支援金等分に係る限度額を2万円引き上げ、併せて3万円引き上げとなります。

区 分	現行	改正案	増減
基礎課税分(医療分)	65万円	6 6 万円	1万円増
後期高齢者支援金等分	24万円	2 6 万円	2万円増
介護納付金分	17万円	17万円	
計	106万円	109万円	3万円増

(3) 軽減判定所得の改正 (第23条関係)

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使われる額を引き上げることにより負担の軽減を図ります。

判定所得区分	現行	改正案	増減
5割軽減	29.5万円	30.5万円	1.0万円増
2割軽減	54.5万円	5 6 万円	1.5万円増

3 施行年月日等

(1) 施行年月日

令和7年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和7年 度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度 分の国民健康保険税については、従前の例によることとします。

議案第48号関係

福島町奨学資金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

町奨学資金貸付制度については、学業成績優秀であること及び素行善良であることのほか、2人の連帯保証人が得られることを条件としておりますが、保護者以外の連帯保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

連帯保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第2条関係)

3 施行年月日

議案第49号関係

福島町小笠原実奨学金基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第6条関係) 保証人を「連帯保証人」に改めます。(第6条、第11条関係)

3 施行年月日

議案第50号関係

福島町花田俊勝奨学金基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当奨学金制度における奨学生願出については、保証人2名の連署による願書の提出が必要としておりますが、保護者以外の保証人を立てることが困難な事例もあることから、全ての学生が望んだ学びを受けることが出来るよう条件の緩和を行うため、また、保証責務の見直しとして保証人を連帯保証人とするため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

保証人の人数明記箇所の削除を行います。(第7条関係) 保証人を「連帯保証人」に改めます。(第7条、第11条関係) 奨学生の届出義務に、住所等異動時の追加を行います。(第12条関係) 規則への委任事項の追加を行います。(第13条関係)

3 施行年月日

議案第51号関係

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

1 改正の理由

栄養士法(昭和22年法律第245号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正があり、令和7年4月1日に施行されることを受けて、同法及び同基準を準用している福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 第6条関係

家庭的保育事業者等(地域型保育事業者)が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、次の2項目を可能としたため、関係する規定の追加及び改正をするものであります。

- ア 保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以 外の保育を提供する事業者から確保すること。
- イ 代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難 であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすること。

(2) 第16条関係

これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、法改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりましたので、栄養士の配置を規定する箇所に管理栄養士を追加するものであります。

(3) 条例附則

家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、「施行日から起算して5年を経過する日までの間」から「令和12年3月31日までの間」へ改正するものであります。

3 施行年月日

議案第52号関係

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号) 及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設 等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正があり、令和7年 4月1日に施行されることを受けて、同基準を準用している福島町特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので あります。

2 改正の内容

(1) 第37条関係

小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は、第42条第3項第1号に置かれている小規模保育事業A型事業者等の定義規定の中で用いられておりますが、当該定義規定が改正により新設する同条第3項に移ることから、引用を改める改正をするものであります。

(2) 第42条関係

保育内容支援について、代替保育と同様に地域型保育事業者同士の連携が可能となるよう基準を緩和する改正がなされたことにより、本条中に第2項及び第3項として項を新設する改正を行います。

また、当該改正に伴い第2項以降の項が2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正をするものであります。

(3) 条例附則

特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を施行日から起算して「10年」を「15年」へ改正するものであります。

3 施行年月日

議案第53号関係

福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2 改正の内容

(1) 第 15 条関係

地域包括支援センター運営協議会の省令定義規定を「第140条の66第1号イ」に改正するものであります。

3 施行年月日

公布の日から施行します。

議案第54号関係

福島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布により、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

2 改正の内容

- (1) 地域包括支援センターにおける職員の柔軟化(第4条関係)
 - ア 地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるよう改正します。
 - イ 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することができるよう改正します。

3 施行年月日

公布の日から施行します。

議案第55号関係

福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成29年9月に竣工した製氷貯氷施設は、平成29年10月1日から指定管理者制度により福島吉岡漁業協同組合(以下「漁協」という。)が指定管理者として管理運営を行っております。

製氷の販売価格については、福島町製氷貯氷施設条例(平成29年3月福島町条例第4号)において、消費税及び地方消費税を含まない利用料(販売価格)として1トン当たり10,000円以内と定めております。

町では、昨今の電気料や物価高騰による管理諸経費の上昇していることから、令和7年度の販売価格を改定できるよう条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 利用料(第7条関係)

別表(第7条関係)の1トン当たりの利用料等を10,000円以内から15,000円以内に改正します。

3 施行年月日

議案第56号関係

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国は、水道工事に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、これらの資格要件を緩和する方向で水道法施行令及び施行規則の見直しを行いました。

当町においても国の改正を受け、これらに係る条例の一部を改正いたします。

2 改正の内容

「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件において、「学科の要件」と「実務従事の経験年数」を緩和します。

- (1) 学科要件の緩和(第3条、第4条関係) これまでの学科等の資格要件の外に下記要件が追加された。
 - ①第3条第1項
 - 第1号 「大学」の後に「旧大学令による大学」を追加
 - 第2号 修めて卒業した課程に「機械工学科」「電気工学科」を追加
 - 第3号 「高等専門学校」の後に「旧専門学校令による専門学校(短期大学等)」を追加
 - 第4号 修めて卒業した課程に「機械科」「電気科」を追加
 - 第5号 「中等教育学校」の後に「旧中等学校令による中等学校(高 等学校等)」を追加
 - 第6号 上記において、修めて課程に「機械科」「電気科」を追加 第11号 「土木施工管理に係る一級合格者」の追加
 - ②第4条第1項

第1号~第9号では、学科等の資格要件に第3条を引用

(2)経験年数の緩和(第3条、第4条関係) 各号の資格要件の実務従事経験年数が短縮された。

3 施行年月日

議案第57号関係

福島町チャレンジスピリット応援条例を廃止する条例

1 廃止の理由

当該条例は、平成 29 年度に地元企業等が行う事業活動に対して町が経済的な支援を行うことで、地域の振興を図ることを目的に制定した「福島町がんばる地元企業等応援条例」を見直し、令和 2 年 4 月より新たに起業する事業者や事業を継承する若者等の支援を目的に制定しております。

「福島町がんばる地元企業等応援条例」及び「福島町チャレンジスピリット応援条例」における延べ8年間の支援により、地域生産力の底上げにつながり、地域経済の好循環が図られるとともに、新たな起業者が生まれるなど、地域の振興に一定の成果があったと判断しております。

町では、このような状況を踏まえ、「福島町チャレンジスピリット応援条例」を廃止するものであります。

2 施行年月日

令和7年3月31日から施行します。

3 経過措置

- (1) この条例の施行前に指定を受け、助成対象となっている起業者等に対する助成措置については、経過措置を設け、1年度300万円を上限に継続して3年間助成することといたします。
- (2) この条例による廃止前の第7条(指定及び助成の承継)、第8条第1項第2号(申請事項の変更)、第9条(助成の取消し等)及び第10条(違約加算金)の規定については、なお従前の例によることとします。

議案第58号関係

第6次福島町総合計画の変更について

1 変更の目的

令和6年度福島町議会定例会12月会議において議決された本計画について、 令和7年度予算編成作業等により事業内容に変更が生じたため、第6次福島町 総合計画における前期実施計画を変更するものであります。

2 前期実施計画(令和6年度~令和9年度)の変更

前期実施計画について、事業件数 109 件、総事業費 4,836,500 千円となっているものに、新規事業 5 件、事業費 26,400 千円を増額、変更の生じた 42 事業に係る事業費を 406,800 千円増額し、総事業費を 5,269,700 千円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は国・道支出金が 160,100 千円の増額、地方債が 177,200 千円の増額、その他が 94,100 千円の増額、町の持ち出しとなる一般財源が 1,800 千円の増額となっております。

(1)総事業費等の変更について

(単位:件、千円)

				財源	为訳	
区分	件数	総事業費	国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	109	4, 836, 500	331, 700	1, 919, 100	778, 500	1, 807, 200
変更後	113	5, 269, 700	491, 800	2, 096, 300	872, 600	1, 809, 000
増減	4	433, 200	160, 100	177, 200	94, 100	1,800

[※]新規事業は5件ですが、前期実施計画登載事業の1件が中止となったことから、全体では4件の増加となっております。

(2)変更区分の概要について

(単位:件、千円)

900,100 19,900 918,200 -18,1001,800 19,900 889,000 1,807,200 1,809,000 889,000 一般財源 337,200 87,600 528,900 528,900 872,600 94,100 6,5006,500249,600 778,500 その他 財源内訳 590,000 177,200 177,200590,000 0 0 1,506,300 2,096,300 1,329,100 1,919,100 地方債 376,200 160,100 491,800 0 160,100 216,100 115,600 331,700 115,600国·道 対出金 433,200 26,40026,400 406,800 2,713,000 3,119,800 2,123,500 4,836,500 5,269,700 2,123,500 総事業費 2 42 113 2 41 0 1094 29 29 件数 変更前 変更後 変更前 変更後 変更前 変更後 変更前 変更後 増減 変更前 変更後 変更前 変更後 描減 減 減 減 減 区分 严 严 严 严 ②事業費等に変更が生じた事業 ③事業費等に変更がない事業 ①新規に登載となった事業 変更理由 ďП

(3) 施策体系別の変更について

(単位:件、千円)

1			変更前		変更後		増減
基 个 万 问	項目	件数	総事業費	件数	総事業費	件数	総事業費
	水産業の振興	6	613, 800	6	639, 100	0	25, 300
	農林業の振興	6	193,000	10	197,000	1	4,000
産業を活性化し、地域資源を生か	観光業の振興	6	178, 900	6	195, 500	0	16,600
すまちづくり	商工業の振興	3	112, 500	4	116, 500	1	4,000
	就労・創業支援の充実	22	117, 400	5	128, 900	0	11,500
	- 提 小	35	1, 215, 600	37	1, 277, 000	2	61, 400
	子育て支援の充実	4	68, 400	4	170,800	0	102, 400
	教育環境の充実	12	843, 700	12	850, 300	0	6,600
次世代を育成し、つながり、学び合	生涯学習の推進	2	32,000	2	32,000	0	0
うまちづくり	スポーツの振興	П	48, 700	2	16,800	П	-31,900
	地域文化の振興と継承	0	0	0	0	0	0
	44 小	19	992, 800	20	1,069,900	1	77, 100
	高齢者福祉の充実	4	194, 500	2	199, 500	1	2,000
后去: 医康然大生! 下: 27 世界 4 个	障がい者福祉と社会保障の充実	0	0	0	0	0	0
価値・	健康増進と保健・医療の充実	4	117,800	4	128, 700	0	10,900
イシャグ・ノン		0	0	0	0	0	0
	## \\	∞	312, 300	6	328, 200	1	15,900
	町の基盤整備の推進	18	928, 600	19	987, 800	1	29, 200
	防災・消防体制の充実	12	275, 700	12	424, 100	0	148, 400
	土地利用と自然環境の保全	П	12, 500	П	12, 500	0	0
生活基盤が安定し、安全安心に暮	環境衛生の充実	0	0	0	0	0	0
らせるまちづくり	生活基盤の確保	3	187, 100	3	190, 400	0	3,300
	生活安全の確保	1	46,000	1	46,000	0	0
	地域生活を支える取組の推進	2	28,000	2	34,000	0	6,000
	計 計	37	1, 507, 900	38	1,694,800	1	186,900
	協働のまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0
	地域間交流の促進	П	108, 900	П	108, 900	0	0
十、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	移住・定住の支援	က	499, 800	3	517, 900	0	18, 100
― 人のうずを国し、社称に間によれてしたべい	情報発信の充実	0	0	0	0	0	0
	行財政運営の推進	9	199, 200	5	273, 000	-1	73,800
	広域行政の推進	0	0	0	0	0	0
	計 計	10	807, 900	6	899, 800	-1	91,900
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	수 라	109	4, 836, 500	113	5, 269, 700	4	433, 200

(4)事業費等に変更が生じた事業について

	一般財源	0	0	0	300	009	300	6,	6,000	0	0	0	0	20, 400	24, 100	3,700	26,700	30, 700	4,000
均訳	その他	0	0	0	6, 200	15, 600	9, 400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6, 200	15, 600	9, 400
財源内訳	地方債	26, 000	41, 600	15,600	0	0	0	0	0	0	28, 000	27, 700	-300	0	0	0	54,000	69, 300	15, 300
	国・国外田・金田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,000	35, 300	3,300	0	0	0	32,000	35, 300	3 300
1	終事業費 	26,000	41, 600	15,600	6, 500	16, 200	9,700	6,000	6,000	0	60, 000	63, 000	3,000	20, 400	24, 100	3,700	118,900	150, 900	39 000
森車	4年	R6~R7	R6~R7		R6	R6~R7		R7	R8		R6~R9	R6~R9		R6~R9	R6~R9				
1	K X	変更前	変更後	増減	\	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	海型
1	変更の内容	北海道から地元負担金の概算通知による変更	R7 事業費 15,600千円増額		事業内容の変更による追加 R7 事業費 9,700千円増額			事業実施年度見直したよる変更 R7 事業費 6,000千円減額	事業		事業内容見直したよる追加 R7 事業費 3,000千円増額			事業費精査による追加 R7 事業費 3,700千円増額					
	無無	· 吉岡漁港岸壁改良整備事業 R8~7 - 天藝施設整備 - 低天端岸辟整備			福島漁港整備事業 R6 海水取水管移設工事			活性化センター改修事業 R7R8 屋根・外装塗装	展望計画 屋根塗装工事、外壁塗装工事 外		町有林造成事業 R6~R9・展望計画 間伐等、人工造林 外			福島町吊	R6~R9 管理委託及び運航支援			世 小	
1	四酒	水産業の 振興						農林業の 振興						観光業の振興					
-	基本方向	産業を活性化し、地域資源 み生かすまた	1 1 2 1 7																

単位:千円)

	一般財源	32, 800	,	40, 400	7,600	14 900	14, 300	17, 400	2,500	10, 300		30, 200	19,900	45,000		36, 000	-9,000	17, 100	14, 300	-2,800	120, 100	138, 300	18, 200
計	その他	0	>	800	800	Û	>	0	0	006		1, 500	009	0		0	0	0	0	0	006	2, 300	1, 400
財源内訳	地方債	0	>	0	0	O	>	0	0	0		0	0	0		0	0	18, 000	18, 000	0	18,000	18, 000	0
	国・田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	C		0	0	11 800	11, 000	13, 800	2,000	0		0	0	0		0	0	4, 500	4, 300	-200	16, 300	18, 100	1,800
# # #	総事業 業 	32, 800	,	41, 200	8, 400	002 96	20, 100	31, 200	4, 500	11, 200		31, 700	20, 500	45,000		36, 000	-9,000	39, 600	36, 600	-3,000	155, 300	176, 700	21, 400
森庫	+ 年	R6~R9	aw ow	R6~R9		6d∼9d	GN - ON	R6~R9		R6~R9		R6~R9		R6~R9		R6~R9		R6~R9	R6~R9				
1	区区	変 軍前	Z= \ \	変更後	増減	並	Ŕ K	変更後	増減	変更前		変更後	増減	変更前		変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
1	変更の内容	事業内容見直しによる追加	R7 事業費 8,400千円増額			事業費精査による追加	R7 事業費 4,500千円増額			青少年交流センター増築に伴う新規採用による追加	R7~R9 事業費 20,500千円増額			事業廃止による減額	R7~R9 事業費 9,000千円減額			事業費精査による減額 R7 事業費 3,000千円減額					
	*************************************	道の駅再整備事業	R6 管理業務委託料	R7 管理業務委託料、 備品購入 R8~R9 管理業務委託料 區均計而 其末樓相等完 百數儒宝協設計 協設	大畑吹口、畑	アニメツーリズム推進事業	R6~9 アニメーション作成・公開			地域おこし協力隊事業 R6 観光推進1名、高校魅力化推進1名	R7~R9 高校魅力化推進2名			チャレンジスピリット応援事業 Be 協設投資明点会	NO 加設投資均次进 R7~R9 経過措置分			: 子ども医療費助成事業 				1	
1	西西	観光業の振聞	K							就労・創業技援の 大実援の								子育て支援の充実					
	基本方向																	次世代を育成し、 しなが り、 学び合うまたべい					

(単位:千円)

								1	元 元 千	(
		4 条 年	长 田 乡 干 孩	1	華			好源內訳	万灵	
4年7月	西	米米	炎兎の内谷	ĸ	年度	影響 新 一	国・田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	地方債	その色	一般財源
	子育て支掘の本金	妊婦さん支援給付金事業	事業廃止による減額	1	6		((0	6
つ、しょうとして、また、これできる。 多人 かいしょう	屋 シルチ	R6 ~R9 支援金の給付	R7~R9 事業費 6,000千円減額	炎 三 三	R6~R9	8, 000	0	0	2, 000	6,000
				変 更後	R6	2, 000	0	0	2, 000	0
				墙滅		-6,000	0	0	0	-6,000
		認定こども園福島保育所改修事業	事業費確定に伴う追加	1					,	
		R6 改修設計費 R7 建築主体工事 機械設備工事 雷气設備・外	R7 事業費 111,400千円増額	※ 運	R6	6,800	0	0	0	6, 800
		**************************************		変更後	R6~R7	118, 200	0	111, 300	0	6, 900
				増減		111, 400	0	111, 300	0	100
数の	教育環境の本生	教育用コンピュータ等整備事業	事業内容見直しによる追加							
	K	R6 ICT支援員派遣、コンピュータ更新、ネットワークアセスメント業務	R7 事業費 4,500千円増額	※ 美国	R6~R9	34,800	8, 600	0	0	26, 200
		91.3		☆	R6~R9	39 300	11 300	002 9	C	21 300
		ク速度改善 R8~9・展望計画		<u> </u>			3	5)	
		備荒資金組合年賦金	1	増減		4,500	2, 700	6, 700	0	-4,900
		高校魅力化推進事業 R6 入学奨励金、各種補助、通学定期、大会補 H	事業費精査等による減額 R7 事業費 3,400千円減額	変更前	R6~R9	433, 700	6, 300	239, 300	50, 000	138, 100
		め、文化ようケー項案 R7~9・展望計画 入学奨励金、各種補助、通学定期、大会補助		変更後	R6~R9	430, 300	11, 200	239, 300	58, 200	121, 600
				量 減		-3, 400	4,900	0	8, 200	-16, 500
		忙センター施設管理事業	築に伴う事	変更前	R6~R9	116, 500	3,900	0	87,000	25,600
		9・展望計画 食事・清掃業務委託、備品購入、給食材料費	R7 事業費 5,500千円増額							
		横入		変更後	R6~R9	122, 000	3, 900	0	78, 800	39, 300
				増減		5, 500	0	0	-8, 200	13,700
				変更前		599, 800	18,800	239, 300	139, 000	202, 700
		# 小		変更後		711,800	26, 400	357, 300	139, 000	189, 100
				増減		112,000	7,600	118,000	0	-13,600

(単位:千円)

単位:千円)		b 一般財源	0 17,000	0 17,000	0 0	0 48,700	0 7, 500	0 -41,200	0 1,800	1,800	0 0	0 25,600	0 28, 800	0 3,200	0 11,600	300 2, 600	300 -9,000	0 104, 700	300 57,700	
	財源内訳	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00	16,	0 16, 3	400	400 16, 3	
	財	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0 23, 400	0 23, 400	0	23,	23,	
		国·道 支出金										200	009	400	O			200	009	
	# # 1/2	総事業質	17,000	17,000	0	48,700	7, 500	-41, 200	1,800	1,800	0	25,800	29, 400	3,600	35,000	42, 300	7,300	128, 300	98,000	
	事業	年)	R7	88		R7~R9	R8~R9		R7	R8		R6~R9	R6~R9		R6~R7	R6~R7				
	1	K X	変更 前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	\blacksquare	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	
_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		事業実施年度見直しによる変更			事業内容見直しによる減額 R7 事業者 41,200千円減額			更	R8 事業費 1,800千円増額		事業費精査による追加 R7 事業費 3.600千円増額	\		事業費精査による追加 87 事業費 7 300千円増額	h.d.				
	# #	本	給食センター施設整備事業 RTR8 ボイラー改修 展望計画 給食配送車更新			#J.E R7	採暖室(女子)改修 照明設備のLED/化 調計画 核暗室 (甲ヱ)		生活支援ハウス改修事業 R 78 改修調査業務			がん検診推進事業 R6~9・展望計画	各種がん検診の委託 (胃・肺・大腸・乳 宮・前立腺)		古岡温泉改修事業 R7 深井戸水中キーターポンプ入巷丁事	展望計画 深井戸水中モーターボンプ入替工事			±±± √/	
	ķ	鬥	教育環境 の充実			スポーツ の振興			高齢者福 祉の充実			健康増進 と保健・ 医療の充 1	1 							
	{ 	基本万回	次世代を育成し、しなが、り、学び合うまでかっ。						福祉・医療が 充実し、互い を認め合える	まちづくり										

単位:千円)

-	一般財源		0	0		0	2,500	200	-2,000		15, 200		15, 600		400	12,000	6, 800	-5, 200		12,800	12,800		0	42,500	35, 700	-6,800
4 4 5 4 5 6 7 7 8	その他		0	0		0	0	0	0		0		0	(0	0	0	0		0	0		0	0	0	0
財源内訳	地方債		208, 000	214, 000		6, 000	22, 500	34, 500	12,000		0		0		0	0	0	0		46, 900	47, 800		006	277, 400	296, 300	18, 900
	国・国大田金田		0	0		0	0	0	0		0		0	(0	0	6, 000	6,000		82, 200	81, 300		006-	82, 200	87,300	5, 100
	総事業費		208,000	214, 000		6, 000	25,000	35, 000	10,000		15, 200		15, 600		400	12,000	12, 800	800		141,900	141, 900		0	402, 100	419, 300	17, 200
森庫	* 生		R6~R9	R6~R9			R6~R7	R6~R7			R6~R9		R6~R9			R7	R8			R6~R9	R6~R9					
	区分		変更前	<u></u> 麥更後		記	変更前	変更後	増減		変更 前		変更後		温刻	変更前	変更後	墙減		変更前	変 更後		増減	変更前	変更後	増減
	変更の内容	事業内容見直しによる追加	R7~R9 事業費 6,000千円増額	5m		事業費精査による追加	 R7 事業費 10,000千円増額			事業内容見直しによる追加	R7~R9 事業費 400千円増額					業 内容 見 画 事業 費	R8 事業費 12,800千円増額		財源見直したよる変更		Īm					
	事業名	町の基盤 町道整備事業 専催ラ社	R6	<u>シ見町10-10条。 10-0mm、 11-0mm</u> <u>シ月町2-10条 サー路線</u> 公営住宅線 か1路線 L=228m、M=4~10. + 110-0mm は 0mm を10.0mm を1	N3 班出子等級 外之部級 專門可因 2 5 5 9	展 計二 相	R6 福島小学校線 (委託) 調査測量設計	R7 福島小学校線(工事)L=50m、W=8.5m		町道舗装補修事業	R6 吉岡漁港1号線 L=190m、W=2.5m R7 館崎2号線 L=160m、W=6.0m	本町 1 売線 「=100m、M=3.5m B8 異詳線 1=83m M=5.5m	(***) (***)	1/3 (1-8/30)	展望計画 古對 1 方線、2 方線※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路台帳デジタル化事業 RZR8 長寿命化計画			楠梁長寿命化事業		R08 折加内橋、橋梁点検44橋 R09 折加内橋、橋梁点検10橋、計画策定54橋 展望計画 補修工事、補修設計、橋梁点検、計画	米 定			4 小	
	河田	町の基盤	強温の推進																							
	基本方向	生活基盤が安全に	トラ、女用女 心に暮の中の キャム/トロ	6																						

(単位:千円)

Î Î Î		一般財源	95,000	95,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95,000	95,000	0
(単化 内訳	VIII.	その色	0	0	0	89, 500	139, 000	49, 500	14, 000	25, 000	11, 000	0	0	0	0	0	0	103, 500	164, 000	60, 500
財源内訳	对你下	地方債	0	0	0	74, 000	0	-74, 000	9, 200	11, 800	2, 600	47, 900	50, 800	2,900	9,800	22, 700	12, 900	140, 900	85, 300	-55, 600
	į	国と田・田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松丰米事	表 未	95, 000	95, 000	0	163, 500	139, 000	-24, 500	23, 200	36, 800	13,600	47, 900	50, 800	2,900	9,800	22, 700	12,900	339, 400	344, 300	4,900
į	事業	年度	R7~R8	R8~R9		R6~R9	R7~R9		R7	R7		R6~R9	R6~R9		R6~R7	R6∼R8				
	1	K K	変更前	変更後	墙颜	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
	が軍の内容		業実施年度 事 業費	R8 事業費 35,000千円増額 R9 事業費 30,000千円増額		事業内容見直しによる追加 R6~R0 事業費 24 500エロ場銘	¤ ₭ ₧		事業内容見直したよる追加 IR7 事業費 13,600千円増額			事業費精査による追加 R7 事業費 2,900千円増額			事業内容見直しによる追加 K7∼R8 事業費 12.900千円増額					
	一 一 一		新緑公 R7R8			中塚橋配水管移設事業 1881 生始設計	*************************************	· K K K K	塩釜地区配水管移設事業 R7 配水管移設Φ300、L=26.5m (水管橋)、実施	設計		老朽配水管更新事業 R6 三岳地区国道横断配水管 L=36.0m、実施設	符地区国道横断管 L=45.0m、実施設計音次目m 4 号编 I=45.0m、実施設計		¥.	R7 美山浄水場流量計更新一式、実施設計 R748 岩部浄水場流量計更新一式、実施設計			4 小	
	FI FI	¥	町の基盤 整備の推 進																	
	十十十	世令 2 回	生活基盤が安 定し、安全安 心に暮らせる	まちづくり																

単位:千円)

	一般財源	0	6, 300	6,300	25, 100	11, 100	-14,000	0	0	0	38, 700	46, 600	7,900	18,000	24, 000	6,000	81,800	88,000	6,200
明明	その色	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	地方債	20, 000	53, 000	33, 000	0	34, 000	34,000	88, 000	97, 800	9,800	115, 600	111, 000	-4, 600	0	0	0	223, 600	295, 800	72, 200
	国・対田・出・	0	39, 300	39, 300	26,000	66, 000	40,000	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	28,000	107, 300	79, 300
	総事業費	20,000	98, 600	78,600	51, 100	111, 100	60,000	88, 000	97, 800	9,800	154, 300	157, 600	3,300	20,000	26, 000	6,000	333, 400	491, 100	157, 700
株	* 生	R8	R7~R8		R6~R9	R6~R9		R6~R7	R6~R7		R8~R9	R7~R9		R6~R9	R6~R9				
	公区	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
	変更の内容 	事業内容見直しによる追加 R7 事業費 78,600千円増額			事業費精査による追加R8~9 事業費 60,000千円増額			事業費精査による追加 R7 事業費 9,800千円増額			事業内容見直 R7 事業 費	FR8 事業費 69,300千円減額		事業内容見直しによる追加 R7∼9 事業費 6,000千円増額					
	事業名		外 R8 非常用電源設備更新		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波 避難緊急事業	RO6~RO7 津波避難対策計画策定 RO8~RO9・展望計画 避難路整備、コンテナ整備		普通河川整備事業 Re 潤内川 L=100m、板橋川L=46m、測量調査設	計、浜沢川外護岸補修 擁壁工 L=10m 外 K7 福島川		テレビジョン中継局地上デジタル送信機等更新事業 業	KBSV7 白符テレビジョン中継局地上デジタル送信機等更新 取の 塩色テレビジョン由線局地 トデジタル洋信機	NS 電局ノケこくコン下継向地工ノイグル公司機等更新	地域生活 冬の生活支援事業 を支える 取組の推 R6~9・展望計画 冬期間における増嵩経費助成				+ 4	
	項目	防災・消 防体制の 充実									生活基盤 の確保			地域生活 を支える 取組の推	剰				
	基本方向	生活基盤が安 定し、安全安 心に暮らせる	まち近くの																

単位:千円)

-	一般財源	13, 300	14, 600	1,300	88,000	96, 400	8, 400	29, 800	29, 800	0	59,000	63, 800	4,800	37, 200	40, 700	3,500	227, 300	245, 300	18,000
(本位)訳	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	地方債	88, 800	92, 300	3, 500	263, 700	268, 600	4,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	352, 500	360, 900	8, 400
	国・対出金	16,000	16,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,000	16,000	0
	総事業費	118, 100	122, 900	4,800	351, 700	365, 000	13, 300	29, 800	29, 800	0	59, 000	63, 800	4,800	37, 200	40, 700	3, 500	595, 800	622, 200	26, 400
排	* 英	R6~R9	R6~R9		R7~R9	R7~R9		R6~R9	R6~R9		R6~R9	R6~R9		R7~R9	R8~R9				
	公公	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
	変更の内容	事業内容見直したよる追加 R7 事業費 4,800千円増額			事業費精査による追加 1 R7 事業費 13,300千円増額			事業内容見直したよる変更			事業費精査による追加 R8~9 事業費 4,800千円増額			業実施年度見 <mark>直</mark> 事業費 22	R8 事業費 25,500千円増額				
	事業名	定信 R6	R7 実施設計(次年度)B8 住宅建設1棟展望計画 住宅建設2庫		定住向け町有住宅整備事業 R7~9 建設工事1棟2戸、工事監理 外、実施計画	度) 画 建設工事1棟2戸、工事監理 外		公用車更新事業 R6 普通車1台 (農林建設)、軽自動車1台 (福祉	・ト) 普通車1台(建設水道)、トラック1台(町		情報系サーバ・業務用ペソコン更新事業 R6~9 備荒資金組合償還金			役場庁舎改修事業 RZR8 エレベーター更新	R9 車庫外壁改修				
	西河	移住・定 住の支援						行財政運 営の推進											
	基本方向	一人ひとりが筋働し、持続可能なまちぐ	© ~_																

(H H H H		一般財源	13, 400	20, 300	6,900	4,000	0	-4,000	17, 400	20,300	2,900	918, 200	900, 100	
(単位:千円)	E /	その街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249, 600	337, 200	
	財源内訳	地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		国・道大田金田・	22, 600	85, 200	62, 600	0	0	0	22,600	85, 200	62, 600	216, 100 1, 329, 100	376, 200 1, 506, 300	
		総事業費 [36, 000	105, 500	69, 500	4,000	0	-4,000	40,000	105, 500	65, 500	2, 713, 000	3, 119, 800	
		* 年*	R6~9	R6~9		R7						2	က	
	:	公	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	
		変更の内容	事業内容見直しによる追加 R7 事業費 69.500千円増額			事業内容見直したよる減額 R7 事業費 4,000千円減額								
		事業名	行政デジタル化推進事業 R6~7 自治体システム標準化	R 7. 次期LGWAN更新 R9 ウェブサイト移行		町勢要覧作成事業 R 7 - 町勢要覧16頁、1, 500部							和	
	1	西	行財政運 7 営の推進 I											
		基本方向												_

(5)新規に登載となった事業について

(単位:千円)

					※ 串 米 串		財源	内票	
事 光		事 来內谷	H **	(世)	終事業質	国・田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	地方債	その色	一般財源
有害鳥獣駆除用車輌購 13 入事業	11	専用車輌の配置により、効率的な有害鳥獣駆除活動を行 う。							
R7 備 R8	N 編 88	R7 有害鳥獣駆除活動用車輌(軽トラック)1台購入、備売資金組合償還金(利息のみ) R8~K9 備考資金組合償還金		R7 ~ R9	1,000	0	0	0	1,000
町制70周年記念事業 町舎 (金) (4)	町念付	町内で開催されている各種イベントにて、70周年を記念した取り組みができるよう、実行委員会に補助金を交付する。	i i	R7	000			000	002 6
R7	R7	記念事業イベント開催への支援	?		÷,				
ファミリースポーツ公 園改修事業 温に を行	11 韻を 一 77 作	コース芝など経年劣化が見られるとともに、近年の高気温により芝の損傷が著しいことから、グリーン芝の張替を行う。	i i	R7~	9, 300	0	0	0	9, 300
R7~R9	R7~	89 グリーン芝張替		у Э					
芸能鑑賞事業 町制施行 楽しい時	町楽	施行記念事業として、芸能鑑賞を行い、町民の方に い時間を提供する。							
R7	R7	芸能鑑賞委託料	量	R7	5,000	0	0	5,000	0
吉岡寺町墓地通路改修 墓地事業 いる	違い営地ると	墓地通路が経年劣化によるアスファルトの剥離が進んでいるため、通路の改修工事を行うことにより、適切な運営と維特管理を図る。	1	88	7 100				7 100
R8		墓地通路改修工事	?	2	,-				
		合 計			26, 400	0	0	6, 500	19, 900

政策等調書·総合計画事業進行管理表 (新規事業 5件)

令和6年度 政策等調書・総合計画事業進行管理表

	1					
所 属	産業課 農林		整理番号		6-01-56-020	
事業計画名	有害鳥獣駆除用耳	車輌購入事業				
分 野	基本方針 I の分野	野	総合計画登載	の有無	有	
まちづくり項目	農林業の振興		根拠法令等			
現状の認識	輌であり、大型	固体駆除後の個体搬出	出・運搬時にはそ	の都度、)が使用している車輌は 職員が現地へ向かってい な駆除活動のための専用	る。また、現在の
政策等の発生源	対象(誰を・何を)	効率的な駆除活動	動のための専用車	輌を配置	する	
(対象・意図)	意 図 (めざすべき姿)	専用車輌の配置し	こより、効率的な	有害鳥獣	駆除活動を行う	
意図の実現に向けた課題	町内におけるハン	/ター有資格者の高齢	命化に伴い担い手 の	の育成が	必要	
事業主体	町	会計区分	一般会計		実施期間	R7 ∼ R9
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名			1	1

	事業立案に向けた検討項目						
:	事業計画	有害鳥獣駆除活動用	車輌(軽トラック) 1	台の購入			
	年 度	R 6 年度	R 7年度	R 8 年度	R 9年度	展望計画(R10~R13)	
	計画額	0	0	500	500	2, 100	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	
財	道支出金	0	0	0	0	0	
源	地方債	0	0	0	0	0	
内	その他	0	0	0	0	0	
訳	一般財源	0	0	500	500	2, 100	
H/ C	特記事項						
1	討した他の 策等の内容	特になし					
	自治体の類似す 策等の比較検討	特に比較していない					
将来	そにわたる政	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
策等	等のコスト	J [′] 异 假	0	0	0	0	
	美の実施方法 比較検討	指名競争入札による					

起債名

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

起債区分

無

活動指標 1	活動指標 1 【活動指標名】 有害駆除用車輌台数(単位:台)					
説 明	税 明 ハンター (会計年度任用職員) が有害鳥獣駆除活動において使用する車輌の台数					
目標設定の考え方	有害駆除活動用車輌	を配置することにより	、効率的な有害鳥獣駆	除活動を行う		
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	
目標値 (a) 1						
実績値 (b) 0						
達成率 (b/a) %			0.00			

活動指標 2	活動指標 2 【活動指標名】									
説 明										
目標設定の考え	設定の考え方									
		基準値	(R5年度)	R 6 年度	R 7年度	R 8 年度	R 9年度			
目標値(a)	目標値 (a)									
実績値(b)	実績値 (b)									
達成率(b/a)	%	•								

◎事業費の計画額と実績額

◎ 尹未	質の計画観と	- 天限倪				
事	業名	有害鳥獣駆除用車	輌購入事業			展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R 1 0~R 1 3
	事業内容					備考資金組合償還金
	事業費	0	0	0	0	2, 100
当初	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	2, 100
	事業内容		有害鳥獣駆除用車輌 (軽トラック)の購入 備考資金組合償還金	備考資金組合償還金	備考資金組合償還金	判定内容
R6	事業費	0	0	500	500	50点/75点
ローリ	国庫支出金	0	0	0	0	(66. 7%)
ング	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地 方 債	0	0	0	0	R7. 3. 10
	その他	0	0	0	0	K1. 5. 10
	一般財源	0	0	500	500	ローリング変更
	変更理由	新規所業による追加				有
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
実績	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地 方 債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

◎実施検証	9美施模計						
年 度	R 6	R 7	R 8	R 9			
実施内容							
進捗・効果							
今後の課題							

\odot	前期	4	カ	年の総括
---------	----	---	---	------

進み具合	実施方法等 の妥当性	
効 果	予算の妥当性	
今後の課題		

令和6年度 政策等調書・総合計画事業進行管理表

所 属	産業課 商工観分	ť	整理番号	整理番号 6-01-58-018			
事業計画名	町制施行70周年	町制施行70周年記念事業					
分 野	基本方針Iの分野	F	総合計画登載	の有無	有		
まちづくり項目	商工業の振興		根拠法令等				
現状の認識	令和7年1月で	7年1月で町制施行70周年を迎えることから、町全体での機運の醸成を図る必要がある。					
政策等の発生源	対象(誰を・何を)	全町民					
(対象・意図)	意 図 (めざすべき姿)	先人の今までの具	 劫績を讃え、町全位	体で町制	施行70周年を祝う。		
意図の実現に向けた課題	全町民が等しく数	等しく楽しめるイベントであることが必要である。					
事業主体	町	会計区分 一般会計 実施期間 R7 ~ R7					
実施方法	補助	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ソフト	
補助/単独	補助	補助名					
起債区分	無	起債名					

	事業立案に向けた検討項目						
	事業計画	町内で開催されてい 金を交付する。	る各種イベントにて、	70周年を記念した取	り組みができるよう、	実行委員会に補助	
	年 度	R 6 年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10~R13)	
	計画額	0	4,000	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	
財	道支出金	0	0	0	0	0	
源	地方債	0	0	0	0	0	
内	その他	0	1,500	0	0	0	
訳	一般財源	0	2, 500	0	0	0	
н/	特記事項						
	討した他の 策等の内容	検討していない。					
	自治体の類似す 策等の比較検討	特になし。					
将来	そにわたる政	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
策等	等のコスト	J´异俄	0	0	0	0	
	美の実施方法 比較検討	比較していない。					

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	活動指標 1 【活動指標名】 70周年記念イベント実施回数						
説明	町内で開催されているイベントにて、70周年を記念した取り組みを実施した回数						
目標設定の考え方	イベント実施回数						
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度		
目標値(a)			2				
実績値(b)	実績値 (b) 0						
達成率 (b/a) %			0.00				

活動指標 2	活動指標 2 【活動指標名】							
説 明								
目標設定の考え方	目標設定の考え方							
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7年度	R 8 年度	R 9年度			
目標値(a)	目標値 (a)							
実績値(b)								
達成率 (b/a) %								

◎事業費の計画額と実績額

◎尹未:	質の計画観と	. 夫限稅				
事	業名	町制施行70周年	記念事業			展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R 1 0~R 1 3
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
当初	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
	事業内容		記念事業としての町内 イベント開催への支援			判定内容
R6	事業費	0	4,000	0	0	 55点/75点
ローリ	国庫支出金	0	0	0	0	(73.3%)
ング	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地 方 債	0	0	0	0	R7. 3. 10
	その他	0	1, 500	0	0	K7. 3. 10
	一般財源	0	2, 500	0	0	ローリング変更
	変更理由	新規事業による追加				有
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
実績	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

◎実施検証				
年 度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

\odot	前期	4	カ	年の総括
---------	----	---	---	------

進み具合	実施方法等 の妥当性	
効 果	予算の妥当性	
今後の課題		

令和6年度 政策等調書·総合計画事業進行管理表

所 属	教育委員会 生涯	手学習	整理番号		6-01-64-001	
事業計画名	ファミリースポー	ーツ公園改修事業				
分 野	基本方針Ⅱの分野		総合計画登載	の有無	有	
まちづくり項目	スポーツの振興		根拠法令等			
現状の認識	平成12年供用開始から、25年が経過し、コース芝など経年劣化が見られるとともに、近年の高気温により芝の維持管理に苦慮している。また、プレーへの影響が出ているとの利用者からの要望もある。					
政策等の発生源	対 象 (誰を・何を)	(を) パークゴルフコース、利用者 (を) アークゴルフコース、利用者 (を) 芝の適切な管理により、利用者の満足度向上につなげる。				
(対象・意図)	意 図 (めざすべき姿)					
意図の実現に向けた課題	パークゴルフ場の適切な改修及び維持保全。					
事業主体	町	会計区分	その他		実施期間	R7 ∼ R9
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名				
起債区分	無	起債名				

	事業立案に向けた検討項目					
	事業計画 R7~R11 グリーン芝張替 (年 4 コース)					
	年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10~R13)
	計画額	0	3, 100	3, 100	3, 100	5, 100
	国庫支出金	0	0	0	0	0
財	道支出金	0	0	0	0	0
源	地方債	0	0	0	0	0
内	その他	0	0	0	0	0
訳	一般財源	0	3, 100	3, 100	3, 100	5, 100
H/	特記事項					
1	討した他の 策等の内容	なし				
	自治体の類似す 策等の比較検討	なし				
将来	ドにわたる政	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
策等	等のコスト	万异似	3, 100	1, 500	0	0
	美の実施方法 比較検討	なし				

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 パークゴルフ場利用者数(単位:人)				
説明	パークゴルフ場の利用者数				
目標設定の考え方	利用している人数				
	基準値 (R5年度)	R 6年度	R7年度	R 8 年度	R 9 年度
目標値(a)	5, 000	3, 000	3,000	3,000	3,000
実績値(b)	2, 328	2, 251	0	0	0
達成率 (b/a) %	46. 56	75. 03	0.00	0.00	0.00

◎活動指標名と各年	F度の目標及び実績
Samuel Halland .	The second that we have

活動指標 2	【活動指標名】				
説 明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
目標値(a)					
実績値(b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

	買り引 凹 俄 こ		いり国な修士米			展望計画
事	業名	ファミリースポー		人和女生	人和人生	
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R 1 0~R 1 3
	事業内容					グリーン芝張替
	事業費	0	0	0	0	5, 100
当初	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	5, 100
	事業内容		グリーン芝張替	グリーン芝張替	グリーン芝張替	判定内容
R6	事業費	0	3, 100	3, 100	3, 100	60点/75点
ローリ	国庫支出金	0	0	0	0	(80.0%)
ング	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地 方 債	0	0	0	0	R7. 2. 11
	その他	0	0	0	0	N1. 2. 11
	一般財源	0	3, 100	3, 100	3, 100	ローリング変更
	変更理由	新規事業による				有
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
実績	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

○ 宝施給証

◎美施検証				
年 度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

(O)	前期	4	カ	年	の総括
-----	----	---	---	---	-----

進み具合	実施方法等 の妥当性	
効 果	予算の妥当性	
今後の課題		

所 属	町民課		整理番号		6-01-59-005			
事業計画名	芸能鑑賞事業	芸能鑑賞事業						
分 野	基本方針Ⅲの分野	F	総合計画登載	の有無	有			
まちづくり項目	高齢者福祉の充実	Ę	根拠法令等	なし				
現状の認識	町制執行記念事業	町制執行記念事業の実施						
政策等の発生源	対 象 (誰を・何を)	福島町民						
(対象・意図)	意 図 (めざすべき姿)	町制執行記念事業	として、芸能鑑	賞を行い	、町民の方に楽しい時間	引を提供する。		
意図の実現に向けた課題	開催の実施方法、	開催の実施方法、入場者数						
事業主体	町	会計区分	一般会計		実施期間	R7 \sim R7		
実施方法	直営		本計画内のみ		投資区分	ソフト		
補助/単独	補助	補助名						
起債区分	無	起債名						

	事業立案に向けた検討項目								
	事業計画	芸能鑑賞事業							
	年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10~R13)			
	計画額	0	5, 000	0	0	0			
	国庫支出金	0	0	0	0	0			
財	道支出金	0	0	0	0	0			
源	地方債	0	0	0	0	0			
内	その他	0	5, 000	0	0	0			
訳	一般財源	0	0	0	0	0			
H/ X	特記事項								
	討した他の 策等の内容	なし							
	自治体の類似す 策等の比較検討	なし							
将来	そにわたる政	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度			
策等	等のコスト	了异似	0	0	0	0			
	美の実施方法 比較検討	なし							

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 件数						
説明	実施件数	実施件数					
目標設定の考え方	実施件数						
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度		
目標値(a)			1				
実績値(b)			0				
達成率 (b/a) %			0.00				

活動指標 2	【活動指標名】				
説 明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7年度	R 8 年度	R 9年度
目標値(a)					
実績値(b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

○ 尹未	質の計画観と	夫賴領				
事	業名	芸能鑑賞事業				展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R 1 0~R 1 3
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
当初	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
	事業内容		芸能鑑賞委託料			判定内容
R6	事業費	0	5, 000	0	0	45点/75点
ローリ	国庫支出金	0	0	0	0	(60.0%)
ング	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地方債	0	0	0	0	R7. 3. 10
	その他	0	5,000	0	0	K1. 3. 10
	一般財源	0	0	0	0	ローリング変更
	変更理由	事業費の計画登載の	ため			有
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
実績	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

◎実施検証年 度	D.C.	D 7	D.O.	D 0
平 及	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
1				
進捗・効果				
7512 /937K				
今後の課題				

◎ 前期 4	ヵ年の総括
--------	-------

進み具合	実施方法等 の妥当性	
効 果	予算の妥当性	
今後の課題		

所 属	町民課		整理番号		6-01-59-004		
事業計画名	吉岡寺町墓地通路	吉岡寺町墓地通路改修事業					
分 野	基本方針Ⅳの分野	F	総合計画登載	の有無	有		
まちづくり項目	町の基盤整備の持	推進	根拠法令等	福島町	墓地設置及び管理条例		
現状の認識	墓地通路が経年多	- 墓地通路が経年劣化によるアスファルトの剥離が進んでいるため					
政策等の発生源	対 象 (誰を・何を)	吉岡寺町墓地					
(対象・意図)	意 図 (めざすべき姿)	通路の改修工事を	通路の改修工事を行うことにより、適切な運営と維持管理を図る				
意図の実現に向けた課題	改修工事期間中の利用者の安全対策						
事業主体	町	会計区分	一般会計		実施期間	R8 ∼ R8	
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ		投資区分	ハード	
補助/単独	単独	補助名					
起債区分	無	起債名					

	事業立案に向けた検討項目								
:	事業計画	通路改修工事							
	年 度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	展望計画(R10~R13)			
	計画額	0	0	7, 100	0	0			
	国庫支出金	0	0	0	0	0			
財	道支出金	0	0	0	0	0			
源	地方債	0	0	0	0	0			
内	その他	0	0	0	0	0			
訳	一般財源	0	0	7, 100	0	0			
H/ C	特記事項				•				
	討した他の 策等の内容	特になし							
	自治体の類似す 策等の比較検討	特になし							
将来	そにわたる政	予算額	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度			
策等	等のコスト	了 异 俄	0	0	0	0			
	美の実施方法 比較検討	特になし							

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 箇所数(単位:箇所)						
説明	 墓地箇所数 						
目標設定の考え方	墓地の適切な運営と	墓地の適切な運営と維持管理を図る。					
	基準値 (R5年度)	R6年度	R 7年度	R 8 年度	R 9年度		
目標値(a)				1			
実績値(b)				0			
達成率 (b/a) %				0.00			

活動指標 2	【活動指標名】				
説 明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R5年度)	R 6 年度	R 7年度	R 8 年度	R 9年度
目標値(a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

◎事業費の計画額と実績額

事	業 名	吉岡寺町墓地通路	改修事業			展望計画
年度	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R 1 0~R 1 3
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
当初	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
	事業内容			墓地通路改修工事		判定内容
R6	事業費	0	0	7, 100	0	 50点/75点
ローリ	国庫支出金	0	0	0	0	(66. 7%)
ング	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地 方 債	0	0	0	0	R7. 3. 10
	その他	0	0	0	0	K7. 5. 10
	一般財源	0	0	7, 100	0	ローリング変更
	変更理由	工事費の計画登載の	ため			有
	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
実績	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

◎実施検証

◎実施検証				
年 度	R 6	R 7	R 8	R 9
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

前期	4	カケ	年の	総括
----------------------	----------	----	----	----

進み具合	実施方法等 の妥当性	
効 果	予算の妥当性	
今後の課題		

議案第59号関係

福島町森林整備計画の策定について

1 計画策定の理由

令和6年12月25日に北海道が策定した渡島檜山地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)の公表があったことから、森林法第10条の5第4項の規定に基づき、 福島町森林整備計画を地域森林計画に適合する必要があります。

町では、地域森林計画との整合性を図るため、10年一期として令和2年に策定した計画について、新たに後期5か年を勘案した内容とするよう、令和7年4月1日を始期とする計画を策定するものです。

2 主な計画内容

当計画は、前計画と大きな変更点はなく、「森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法等」に関する内容の及び「公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域の見直し」並びに地域森林計画と整合性を図るよう「一部文言」の修正を行うものです。

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法等

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について、ナラ類資源の保続に大きな 影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期に発見するため、関係機関が連 携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力を得られるよう普及 啓発に努める内容を追加しております。

(2)公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林区域 森林の現状に沿った森林のゾーニングとするため、「水源涵養林」、「山地災害防止 林」、「木材等生産林」の区分を見直ししております。

3 計画策定に係る事務スケジュール等について

- (1) 令和7年1月 福島町森林整備計画(案)公告・縦覧(概ね30日間)
- (2) 令和7年2月 渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム協議
- (3)令和7年3月 福島町議会定例会3月会議上程
- (4) 令和7年3月 北海道知事協議・同意及び計画決定
- (5) 令和7年3月末 福島町森林整備計画の公表

4 計画の始期

令和7年4月1日から適用します。

福島町森林整備計画新旧対照表

		<u> </u>	
四利日內原衣 新計画	福島町森林整備計画	北海道福島町	
一角 一角 一角 一角 一角 一角 一角 一角	福島町森林整備計画	北海道福島町	

国 提目	新計画
目次	目次
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項(略)	Ι 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項(略)
Ι 森林の整備に関する事項 (略)	II 森林の整備に関する事項 (略)
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。) (略)	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項(間伐に関する事項を除く。) (略)
$1 \sim 3$ (略)	1~3 (略)
第2 造林に関する事項 (略)	第2 造林に関する事項(略)
$1 \sim 5$ (略)	1~5 (略)
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)	第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 (略)
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な大路 (略)	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)
類要な	類要な

	厘 掲目		新計画
第	公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項・・・・・・・ 2	第 第 4	公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項・・・・・・・ 19
7	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内に おける施業の方法 ・・・・・・・・・・・・ 20 ~3 (略)	7 2	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内に おける施業の方法 ・・・・・・・・・・・ 19 ~3 (略)
赛 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の 促進に関する事項 (略)	第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の 促進に関する事項 (略)
7 2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 (略) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・・・・・・2	4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模 の拡大に関する方針 (略) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模 の拡大を促進するための方策・・・・・・・・ 23
w 4 rv	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4 4 4 π π π π π π π π π π π π π π π π	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
無 1 (森林施業の共同化の促進に関する事項 (略) ~2 (略) 土同一ア 本林施業を実施する下が図音すべき重通	第 3 1	森林施業の共同化の促進に関する事項 (略) ~2 (略) 出同17-森林協業を実施する下が図音すべき重項
		ا <u>م</u>	スプログルでは、 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

	2 4	2 4	2 2 5	27	27	2 7	8	2 8	2 8	2 8
	•	施設の ・・・	度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· ·	· • 章	の導入の	製・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·	•	3 鳥獣害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	•	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ・・・・路網整備と併せて効率的な森林施業を推進するに関する事項 ・・・・に関する事項	•	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の 促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	杯産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
新計画	•	備のため・・・・	効率的な森林施業を推進するための水準及び作業システムに関する事項路網整備と併せて効率的な森林施業に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:	及び確保	ために必っています。	· 8 に 3 服・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	· ·	、当該区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
兼	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1森林の整 1項 ・・	1業を推進 /メデムに - イ効率的	· •	る者の養成	門上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上	がに使のた)事項	「関する事	
	その他必要な事項	作業路網その他森 整備に関する事項	効率的な森林施 水準及び作業シ 路網整備と併せ に関する事項	4 (略) その他必要な事項	こ従事する	森林施業の合理化促進に関する事項に対しています。	300利用の5事項・	森林の保護に関する事項	鳥獣害の防止に関する事項	鳥獣害防止森材 の防止の方法
	その他		数率 水準及路 路網 に関す	}	林業	森林協会の選出を選出しています。	杯産物の利関する事項	林の保護	鳥獣	鳥獣害の防止
	4	第7	7	8 第	1	20 0	Ω.	目	第1	1
	2 5	2 2	2 2 2 6	28	2 8	2 8	2 9	2 9	2 9	2 9
			· 区 ·		0	7				7
			· 区 ·		0	7	施設の整備に 29			7
1		必要な施設の ・・・・・・ 2	路網密度の ・・・・・・ を推進する区域 ・・・・・・・		関する事項・・ 2	な機械の導入の ・・・・・・ 2	施設の整備に ・・・・・・ <mark>2</mark>			における鳥獣害・・・・・ 2
国 提 日		必要な施設の ・・・・・・ 2	路網密度の ・・・・・・ を推進する区域 ・・・・・・・	5 8 8	関する事項・・ 2	な機械の導入の ・・・・・・ 2	施設の整備に ・・・・・・ <mark>2</mark>			における鳥獣害・・・・・ 2
	2	必要な施設の ・・・・・・ 2	路網密度の ・・・・・・ を推進する区域 ・・・・・・・		関する事項・・ 2	な機械の導入の ・・・・・・ 2	施設の整備に ・・・・・・ <mark>2</mark>			における鳥獣害・・・・・ 2
厘 提日	2	必要な施設の ・・・・・・ 2	路網密度の ・・・・・・ を推進する区域 ・・・・・・・		関する事項・・ 2	な機械の導入の ・・・・・・ 2	施設の整備に ・・・・・・ <mark>2</mark>			における鳥獣害・・・・・ 2
厘提日			· 区 ·	要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・	関する事項・・ 2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の 促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・ 2			第1 鳥獣害の防止に関する事項 ・・・・・・・・・ 29	7

	2 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・ 29	第2 森林病害虫等の駆除及び予防・火災の予防その他の森林の保護に関する事項 ・・・・・・・・・ 29	1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 ・・・・・・・ 292 (略)	3 体野火災の予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・ 30	Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 (略)	1 (略)2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項・・・・・・ 31	3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・ 3 1	V その他森林の整備のために必要な事項 (略)	1 森林経営計画作成に関する事項 (略)
	2 その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・ 30	第2 森林病害虫等の駆除及び予防・火災の予防その他の 森林の保護に関する事項 ・・・・・・・・・・ 30	 30 (略) 	3 体野火災の予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・ 31	Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 (略)	 (略) 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・32 	3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・ 32	N その他森林の整備のために必要な事項 (略)	1 森林経営計画作成に関する事項 (略)

新計画	2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・32	3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・32	4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・32	2~6 (兩)	7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・33	1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域・・・・・44	3 鳥獣害防止森林区域 (略)	
	7	က	4	Ŋ	7	別表 1	別表2	別表3	
旧計画	生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・33	森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・33	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・33	2~6 (略)	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・ 34	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を 図る森林の区域・・・・・・・・・・・・・ 38	森林施業の方法を特定すべき森林の区域・・・・・45	鳥獣害防止森林区域 (略)	
	2	33	4	5	2	別表 1	別表 2	別表 3	

新計画 国計画

造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

森林整備の現状と課題

化は上ノ国町と境界を接し、町の総面積18,728haのうち森 林面積は17,294haと約93%が森林で占められています。 福島町は渡島半島南西部に位置し、東に知内町、西に松前町、

森林面積の63%、国有林は6,450haで37%となっていま す。また、民有林のうち人工林は2,569haで人工林率が2 4%、スギを主体としトドマツ、カラマツ(グイマツとの交配 40ha、町有林1,229ha、その他民有林2,875ha) 森林面積のうち民有林面積は10,844ha (道有林6, **種を含む)、その他の人工林となっています。**

r

地災害防止機能の確保増大が期待されており、保安林の指定や 丘陵により起伏に富み、大千軒岳などを源と 学線に位置する人家裏には急峻な山岳が迫り、治山、治水、山 生活環境の改善をさらに推進する必 する大小の河川が町内中心部から津軽海峡に注いでいます。 粗悪林の改良を進める等、 地形は、山岳、 要があります。

67

换

主産業は水産業ですが、知内川流域と福島川流域での農業や 惟茸生産など農林業分野においても積極的に取り組んでいる地 また、住宅地域に隣接する森林公園は、住民の憩いの場とし さらに、整備、保全 て遊歩道や、林内整備等を図っていますが、 が必要となっています。 また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「は 取得 本町においても、町有林を含めた一般 こだて森林認証推進協議会」による森林認証(SGEC) に向けた活動が行われ、

保育その他森林の整備に関する基本的な事項 伐採、造林、

森林整備の現状と課題

福島町は渡島半島南西部に位置し、東に知内町、西に松前町、 北は上ノ国町と境界を接し、町の総面積18,728haのうち森 林面積は17,294haと約93%が森林で占められています。

<u>3</u>ha、町有林<u>1,307</u>ha、その他民有林<u>2,848</u>ha)で森 4%、スギを主体としトドマツ、カラマツ(グイマツとの交配種 林面積の63%、国有林は6,450ha で37%となっていま す。また、民有林のうち人工林は2,569haで人工林率が2 森林面積のうち民有林面積は10,908ha (道有林6,7 を含む)、その他の人工林となっています。 地形は、山岳、丘陵により起伏に富み、大千軒岳などを源とす 害防止機能の確保増大が期待されており、保安林の指定や粗悪 線に位置する人家裏には急峻な山岳が迫り、治山、治水、山地災 生活環境の改善をさらに推進する必要が る大小の河川が町内中心部から津軽海峡に注いでいます。 林の改良を進める等、 あります。 主産業は水産業ですが、知内川流域と福島川流域での農業や 惟茸生産など農林業分野においても積極的に取り組んでいる地 政です。 また、住宅地域に隣接する森林公園は、住民の憩いの場として 整備、保全が なので、 **遊歩道や、林内整備等を図っていますが、** 必要となっています。

渡島檜山管内の民有林において、「は こだて森林認証推進協議会」による森林認証(SGEC)取得に 向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有 また、平成30年度は、

■	新計画
民有林2, 183ha において、森林認証 (FM) を取得し、併	林2, 440haにおいて、森林認証(FM)を取得し、併せて
せて町内の1 林業事業体もC。C認証を取得しました。今後は	町内の1 林業事業体もC。C認証を取得しました。今後は地域
地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組	材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行
を行っていく必要があります。	っていく必要があります。
2 森林整備の基本方針 (略)	2 森林整備の基本方針 (略)
3 森林施業の合理化に関する基本方針 (略)	3 森林施業の合理化に関する基本方針 (略)
Ι 森林の整備に関する事項	11 森林の整備に関する事項
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
1~3 (略)	1~3 (略)
第2 造林に関する事項	第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項 (略)	1 人工造林に関する事項 (略)
(1) 人工造林の対象樹種 (略)	(1) 人工造林の対象樹種 (略)
(2) 人工造林の標準的な方法	(2) 人工造林の標準的な方法
ア 育成単層林の標準的な方法	ア 育成単層林の標準的な方法
a ~ d (略)	a ~ d (略)

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長 e コンテナ はいことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの がことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの 株・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。 f (略)	新計画 コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長 いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの <u>植栽</u> の時期】の表の植栽 時期によらないものとしますが、自 然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できる よう植え付け時期の配慮に努めることとします。 (略)
コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの 時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。 (略)	ンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長とから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの【植栽 りの表の植栽時期によらないものとしますが、自 た地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できる 直え付け時期の配慮に努めることとします。 格)
いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの	とから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの <u>【植栽</u> 期】の表の植栽 時期によらないものとしますが、自 Z地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できる 直え付け時期の配慮に努めることとします。 格)
(略)	期】の表の植栽 時期によらないものとしますが、自 2地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できる 首え付け時期の配慮に努めることとします。 格)
然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。 (略)	Z地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できる 値え付け時期の配慮に努めることとします。 格)
るよう植え付け時期の配慮に努めることとします。 (略)	値え付け時期の配慮に努めることとします。 格)
J (知)	(好
(B) / (B)	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間 に関する指針 (3) 伐採跡地の	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、 皆伐による にないを はないない は探が終了した日を含む 地状態を早期	皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早期に解消するため、伐採が終了した日を含む年
	度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施
施し、更新を図 <u>ります</u> 。 し、更新を図	更新を図 <u>ることとします</u> 。
2 天然更新に関する事項 (略) 2 天然更新に関	天然更新に関する事項 (略)
$(1) \sim (3)$ (B) $(1) \sim (3)$	3) (略)
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 3 植栽によらた	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 (1) 植栽によら	(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
主代後の適確な更新を図るため、次の森林や自然条件、	主伐後の適確な更新を図るため、次の森林や自然条件、森
森林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請	林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等
等を勘案し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森	を勘案し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」

田田子が発売が開発している。	
旧計画	新計画
林」として指定し、植栽による更新を図ることとします。	として指定し、植栽による更新を図ることとします。
・気候、地形、地質、土壌等の自然条件により天然更新が	・気候、地形、地質、土壌等の自然条件により天然更新が
期待できない森林	期待できない森林
・水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾ	・水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾ
ーンの森林	ーンの森林
	なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、次
	の状況などを勘案することとします。
・ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹	・ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の
の賦存状況	賦存状況
・天然更新に必要な稚幼樹の生育状況	・天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
・林床や地表の状況	・林床や地表の状況
・病虫獣等の被害発生状況等	・病虫獣等の被害発生状況等
なれ、多で該当する簡単は、下部による。当該区域に指定	また、
LANGOLLAS.	LANGOLLA,
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 (略)	(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在(略)
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は
造林をすべき旨の命令の基準 (略)	造林をすべき旨の命令の基準 (略)
5 その他必要な事項	5 その他必要な事項
伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連	伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連
携して森林経営に意欲的な <u>もの</u> に伐採跡地等の取得を促すな	携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど
ど林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への更新を確保し	林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への更新を確保しま

第3 事。 事。 第3 間後を実施すべき標準的な林齢、間後及び保育の基準 (略) 第3 間後を実施すべき標準的な林齢、間後及び保育の基準 (略) 第3 間後を実施すべき標準的な林齢、間後及び保育の基準 (略) 1~3 (時) 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 1~2 (略) 1~2 (略) 3 その他必要な事項 3 その他必要な事項 7 区域の設定 (略) 4 森林施業を基本としますが、 更なる技術面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林 整営計画の実施基準として技術面積の規模の縮小を行うべき様の割れを行うべき 養林を別表2のとおり定めます。 イ 森林施業を基本としますが、 更なる技術面積の銀地等の指数を指するのとおり定めます。 本株 経営計画の実施基準として技術面積の規模の縮小を行うべき 養林を別表2のとおり定めます。 工業へ特に急機和地等の上が商品がまる社会目標とのとおりにあます。 工業へ特に急機和地等の上が商品を表社の 表本林として定めます。	旧計画	新計画
間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な 方法その他間伐及び保育の基準 (略) 1~ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 第4 ~2 (略) 1~ その他必要な事項 3 その他必要な事項 3 イ 森林施業の方法 1の水資源商養林における森林施業を基本としますが、 更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林 経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。	中中	of o
~3 (略) 1~ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 第4 ~2 (略) 3 その他必要な事項 3 1) 水資源保全ゾーン 3 ア 区域の設定 (略) 4 オ森林施業の方法 1の水資源適養林における森林施業を基本としますが、 更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。 三 本森林を別表2のとおり定めます。 三	間伐を実施すべき標準的な林齢、 方法その他間伐及び保育の基準	間伐を実施すべき標準的な林齢、 方法その他間伐及び保育の基準
公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 第4 ~2 (略) 3 その他必要な事項 3 1) 水資源保全ゾーン 3 イ 森林施業の方法 1の水資源商養林における森林施業を基本としますが、 更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。		ر ج
 ○2 (略) 2 (略) 2 (1) 本資源保全ゾーン 7 区域の設定 (略) 1 の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、	公益的機能別施業森林等の整備に関す	
その他必要な事項 3 1) 水資源保全ゾーン (1) ア 区域の設定 (略) (略) イ 森林施業の方法 1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、 更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。 全森林を別表2のとおり定めます。	~ 2	\ 23
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
における森林施業を基本としますが、 小及び分散化に努めることとし、森林として伐採面積の規模の縮小を行うべおり定めます。	(1) 水資源保全ゾーン ア 区域の設定 (略)	(1) 水資源保全ゾーン ア 区域の設定 (略)
	イ 森林施業の方法	
	か。 1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、	*************************************
	更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。	更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。 また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

厘	新計画
(2) 生物多様性ゾーン (水辺林タイプ) (略)	(2) 生物多様性ゾーン (水辺林タイプ) (略)
(3) 生物多様性ゾーン (保護地域タイプ)	(3) 生物多様性ゾーン (保護地域タイプ)
ア 区域の設定 (略)	ア 区域の設定 (略)
イ森林施業の方法	イ森林施業の方法
1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本と	1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本と
し、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2	し、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2
のとおり定めます。	のとおり定めます。
	また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最
	優先し、森林の保護を図るものとします。
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関	第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関
する事項	する事項
1~5 (略)	1~5 (略)
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
1~4(略)	1~4 (略)
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に間よる重項	第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に間よる重値
来 3 9 8 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	平中の 6 米
1~2 (略)	$1\sim 2$ (略)
12	

3 作業路網の整備に関する事項 (1) 基幹路網に関する事項 (1) 基幹路網に関する事項	イ 基幹路網の整備計画 林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は、次のとおり です。 なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的	条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。
3 作業路網の整備に関する事項 (1) 基幹路網に関する事項	イ 基幹路網の整備計画 林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は、次のとおりです。 なす。 なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会	的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維 持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業 の優先順位に応じた整備を推進することとします。

14

鳘 鳘 羅 粉 茶図御啡 Θ 0 0 ⅎ 緊急ない。 鳘 鳘 能学らな年計画箇所 鳘 和用区 鳘 盤 鳘 鳘 箇 市 鳘 5.1 題 長 新計画 鳘 鳘 鳘 鳘 铝蕊化 鳘 鳘 鳘 鳘 姓 区 鳘 鳘 鳘 鳘 图尔 В . h (政) (成) : k m • 觯 類 面積 (室 (量 (量 **靈** 開設/拡張 (延長 一般民有林 道有林 遊送 局部改良 数良 数 以 盤 盤 籠 巻 事 **©** Θ Θ (3) **©** ⅎ Θl @ の非温 力年計 画箇所 Ol \circ ol ol ol 鳘 城面積 利用区 260 盤 鳘 鳘 鳘 鳘 C2| 圄 놊 col 国計画 2.0 題 長 0.3 0.3 0.1 鳘 0.1 盤 島前線 兵難線 医 類 数 世際 鳘 鳘 鳘 鳘 羅羅佐 α 扭 捻角 · h 盤 捻窜 捻亀 鳘 鳘 蜜 赵 区 : km (量 鳘 鳘 鳘 糧 類 (羅) 鳘 鳘 鳘 (延長・面積 一般民有林 道有林

厘 提日	瀬 津 瀬 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東
(2) (略)	(2) (略)
4 その他必要な事項 (略)	4 その他必要な事項 (略)
第8 その他必要な事項	第8 その他必要な事項
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)	1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)
$(1) \sim (2)$ (B)	$(1) \sim (2)$ (略)
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項(略)	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (略)
皿 森林の保護に関する事項	皿 森林の保護に関する事項
第1 鳥獣害の防止に関する事項 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止 の方法 (略)	第1 鳥獣害の防止に関する事項 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止 の方法 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 鳥獣害の防止の方法	(2) 鳥獣害の防止の方法

(南局)	计画利口为照文
国 提日	無計画
森林の <u>的確</u> な更新及び造林木の確実な育成を図るため、	森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、
次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると	次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると
考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防	考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防
止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進する	止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進する
とともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定さ	とともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定さ
れている森林を中心に推進することとします。	れている森林を中心に推進することとします。
ア〜イ (晃)	ト~イ (磊)
2 その他必要な事項 (略)	2 その他必要な事項 (略)
第2 森林病害虫の駆除及び予防・火災の予防その他森の森林の	第2 森林病害虫の駆除及び予防・火災の予防その他森の森林の
保護に関する事項	保護に関する事項
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法等	森林病害虫等による被害については、被害の早期発見及び
森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努	早期防除に努めることが基本であることから、現在の被害状
め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被	況、害虫の種類、生態、過去の発生状況、枯損被害の可能性
害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行います。	等を調査するとともに、被害の程度によっては、薬剤の散布
なお、森林病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要	や被害木の早期伐倒・搬出するなど、適切な方法により被害
が生じた場合は、伐採の促進に関する指導等を行う場合があ	の拡大防止に努めることとします。
ります。	なお、森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒・搬出す
	る必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行う
	場合があります。
	特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について
	は、福島町で確認されており、今後急速に拡大した場合、ナ
	ラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることか

田田	
旧計画	新計画
	ら、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活 動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られる
	よう普及啓発に努めることとします。
	<u> </u>
	適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の
	拡大防止に努めることとします。
(2) その他 (略)	(2) その他(略)
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
3 林野火災の予防の方法 (略)	3 林野火災の予防の方法 (略)
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
(1) \sim (2) (略)	$(1) \sim (2)$ (略)
5 その他必要な事項	5 その他必要な事項
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進す	(1)病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべ
/ で本分	き林分
森林所有者等の情報により病虫害被害を受けている森林	森林の区域 備考
が判明した場合は、択伐などにより他の森林へのまん延防	
止を図ります。	

福島町森林整備計画新旧対照表

新計画	福島町内全 カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に 域 適用 (一般民有林及び道有林)	(2) (略)	IV 森林の保健機能の増進に関する事項	1~4 (略)	▼ その他森林の整備のために必要な事項	$1 \sim 7$ (略)	
旧計画		(2) (略)	Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	$1 \sim 4$ (略)	V その他森林の整備のために必要な事項	$1 \sim 7$ (略)	

福島町森林整備計画新旧対照表

	進を図る				面積	(ha)	(略)	(器)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(器)	95. 13	19. 61	566.83	(略)		85.76		11. 18	
新計画	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図	沙		ニング	森林の区域	林班 小班	7 (略)	8 (船)	(婦) (婦)	10 (略)	13 (略)	17 (略)	2 1 (略)	22 (略)	23 (略)	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	##	1 (略)	$24 \sim 31$, $33 \sim 36$, 61 , 62 , 71 ,	$2 73, 77 \sim 84, 86 \sim 89, 91 \sim 97,$	$99 \sim 102$, $104 \sim 120$	$\frac{96, 133, 142 \sim 146}{149, 161}$	$\begin{vmatrix} 163, & 166, & 168 \end{vmatrix}$
	公益的機同	森林の区域	有林】	共通のゾー、															害防				
	別表1	TVK	【一般民有林】	1 共	12	<1					がかるできれ								山地災害防	上林			
	進を図る				面積	(ha)	(略)	(器)	(略)	(器)	(略)	(略)	(器)	(器)	95. 20	17. 57	564.86	(略)		85. 28		10.68	
国提出	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る				森林の冈城	小班	(略)	(姆)	(器)	(殿)	(略)	(略)	(略)	(婦)	(婦)	$109 \sim 113, 138, $ 148, $150, 154, 158 \sim 161$	111111111111111111111111111111111111111	(婦)	$24 \sim 31, 33 \sim 36, 61, 62, 71,$	73 , 77 ~ , ~ 89 , 91 ~97,	100~106	$133, 144 \sim 146, 149, 161 \sim$	163
_	拖業森			Ĭ.																			
	機能別施業森林	森林の区域		共通のゾーニング		林班	2	8	6	1 0	1 3	1 7	2 1	2 2	2 3	2 4		1		2		c	ဂ

福島町森林整備計画新旧対照表

	0.64	0.55	48.39	0.57	(器)	(器)	(器)	(略)		2	<u>.</u>			17.69		(器)	(略)	(器)	(器)	25. 11		11. 53	
新計画	$21 \sim 23, 107, 108, 126 \sim 129, 199, 200$	99, 100, 127, 289	$4, 5, 9, 14 \sim 21$	2, 3, <u>6, 7</u> , 20	(84)	(婦)	(昭)	(略)	21, 105, 192, 195, 198, <u>258,</u>	261 , 277, 288, 289, 310, 323,	<u>324、</u> 329、330、333、334、	502~505	40, 100, 133, 135, 137,	$153\sim159, 169, 170, 178\sim186,$	$201{\sim}205$	(婦)	(昭)	(婦)	(略)	73、74、77、79、83、84、99	$38, 39, 42, 49 \sim 51, 72, 76,$		113, 114, 117, 118, 121
	4	2	9	7	8	6	1 0	1 1			7			1 4		2 5	2 6	2 8	3 1	3 8		3 9	
	山地災害防	止林																					
		0.28	48.24	0.37	(器)	(器)	(器)	(略)		7	7. 17			16.97		(器)	(器)	(器)	(器)			2. 43	
旧計画		289	$4, 5, 9, 14 \sim 20$	2, 3,20	(船)	(略)	(船)	(略)	21,192, 195, 198,	277, 288, 289, 310, 323,	329, 330, 333, 334,		40, 133, 135,	$153\sim159, 169, 170, 178\sim186,$	$201{\sim}205$	(昭)	(略)	(姆)	(略)		39, 49~51, 72, 76,	81, 83,100,	
		2	9	2	8	6	1 0	1 1		6	7			1 4		2 5	2 6	2 8	3 1			3 9	
	山地災害防	止林																					

福島町森林整備計画新旧対照表

	持増進を図				面積	(ha)			16.06				0.66				8. 22					(報)	4.48
新計画	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図	4×7		J.	森林の冈域	班小	50~52, 55, 56, 57, 96, 116,	$118, 120, 122 \sim 128, 130,$	139, 149, 170 \sim 174, 237 \sim	239, 241, 281, 288, 290 ~	$301,\ 305\sim308$	106, 107, 109, 110, 114, 119,	$127, 282, 291 \sim 294, 296, 301$	~304	23, 39, 40, 50~52, 54~57,	70, 83, 105, 106, 108, 169	$\sim 171, \overline{173, 177, 179, 181} \sim$	$186, 189 \sim 192, 208, 209, 211,$	<u>219, 223, 233, 253\sim262</u>	(器)			4, 6, $9 \sim 11$, 16, 18 ~ 25 , 28,
	的機能別	る森林の区域		バーニング		林班			4 0				4 1				4 2					4 8	4 4
	別表1 公益	%	【一般民有林】	 共通のゾ 	12										一字《中	日治炎中はよい	₩\T [%]						
	<u>N</u>											I											
	持増進を[面積	(ha)			15.84				0.36				6 10	5				(器)	3.08
甲十里	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図			Y.	森林の区域	班 小	56, 57, 96, 116,	$118, 120, 122 \sim 128, 130,$	139, 149, 170 \sim 174, 237 \sim	239, 241, 281, 288, 290 \sim	301, 305~308		119, $282, 291 \sim 293$		23, 39, 40, 50~52, 54~57,	70, 83, 105, 106, 108,	$169 \sim 171$, 179,	181 , 183, 208,	209, 211, 233, 253	$\sim \frac{261}{}$	(婦)		4, 6, 16, 18~25,
	的機能別	る森林の区域		「ーニング		米 班			4 0				4 1				ے د	‡ 1				4 3	4 4
	別表1 公益的	る森林	【一般民有林】	1 共通のブー	12	r I									1. 4 % 年	工 子 子 子 子	W.H.(%)						

福島町森林整備計画新旧対照表

						1				1						
					64.55	(器)	409.37		(器)	(器)	(略)	(器)	9.46	69. 23	(器)	81. 42
新計画	42, 45, 58, 73, <u>75, 76, 93</u> ,	$102, 106, 109 \sim 111,$	113, 114, 115~119, 124,	125	149, 167, 234, 279	(婦)	111111111111111111111111111111111111111	該当なし	(婦)	(婦)	(婦)	(姆)	(略)	1111111	(婦)	$1\sim7, 9\sim16, 18\sim27,$ $29\sim39, 41\sim44, 46\sim77, 79$ $\sim95, 99\sim112, 114\sim128,$ $130, 134\sim140, 142, 143,$ $147, 148, 150\sim160, 165$ 167
					4 6	4 7			1	2	4 3	4 4	4 7		2	က
								生活環境 保全林		# 4	米海・メルルを発売	化微胎学编辑特殊	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		木材等生	華
					13.80	(婦)	316. 49		(姆)	(姆)	(姆)	(器)	9.92	69 .69	(婦)	81.62
旧計画	28, 42, 45, 58, 73,	93, 102, 109~111,	113, 114,	125	149, 234, 279	(姆)	11111111111111111111111111111111111111	該当なし	(婦)	(婦)	(婦)	(略)	(略)	1111111	(婦)	$1\sim7, 9\sim16, 18, 19\sim27, 29$ $\sim39, 41\sim44, 46\sim77,$ $79\sim\underline{96}, 99\sim112, 114\sim128,$ $130, 134\sim140, 142, 143,$ $147, 148, 150\sim160, 165$ 167
					4 6	4 7			1	2	4 3	4 4	4 7		2	က
								生活環境 保全林		+1 -11	(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)	に 谷 は な は は は は は は は に に に に に に に に に に に に に	いたではれ		木材等生	海

福島町森林整備計画新旧対照表

	79.96	36. 82	31.81	25.89	(盤)	(盤)
新計画	2~14, 16~20, 24~30, 33, 35~57, 60~71, 73~76, 78~ 91, 93~96, 98~106, 109, 111, 112, 115~125, 130~198, 202 ~207	$1 \sim 38, \ 40 \sim 45, \ 47, \ 51 \sim 64, \ 66 \sim 69, \ 72, \ 80, \ 81, \ 85, \ 88, \ 92, \ 94 \sim 99, \ 101 \sim 113. \ 115 \sim 120, \ 122, \ 124, \ 128 \sim 133, \ 135 \sim 137, \ 150 \sim 157, \ 160 \sim 166, \ 178, \ 181, \ 184, \ 160 \sim 166, \ 178, \ 181, \ 184, \ 185, \ 189, \ 201 \sim 219, \ 221 \sim 226, \ 228, \ 230 \sim 233, \ 235 \sim 236, \ 261 \sim 263, \ 266, \ 268, \ 271, \ 274, \ 290, \ 291, \ 293, \ 298, \ 301, \ 304, \ 310 \sim 314, \ 318, \ 323 \sim 331, \ 333 \sim 339$	$6 \frac{1 \sim 3, 6, 7, 10 \sim 13,}{22 \sim 23}$	7 (略)	8 (婦)	(略)
	7	E7	0		∞	1 0
	本 本 華 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本					
	80. 76	39. 43	31.96	25.96	(器)	(器)
旧計画	全域	$1\sim38, 40, 41, 51\sim64, 66$ $\sim69, 72, 80, 81, 85, 88, 92\sim113,$ $115\sim120, 122, 124, 127\sim133, 135\sim137, 150\sim157,$ $160\sim166, 178, 181, 184,$ $185, 189, 201\sim219, 221\sim$ $226, 228, 230\sim233, 235\sim$ $238, 240\sim250, 258, 259,$ $238, 240\sim250, 258, 259,$ 262, 266, 268, 271, 274, $310\sim314, 318, 323, 324$	$1 \sim 3, 6, 7, 10 \sim 13,$ $21 \sim 23$	(解)	(姆)	(器)
	4	ro	9	7	∞	1 0
	大 基 4 4					

福島町森林整備計画新旧対照表

					100.11									63 03	8					(姆)
新計画	$1\sim12, 17\sim19, 21, 22,$	$24 \sim 27$, $29 \sim 42$, 44 ,	$46 \sim 49$, $51 \sim 58$, 60, 63, 65,	67, 71~79, 81, 83~97,	$100 \sim 102, 104, 105, 108,$	$109, 112 \sim 118, 120 \sim 152,$	$154, 155, 157, 159 \sim 214,$	217, 218, 221, <u>223~229,</u>	$254 \sim 260$	$2\sim20,\ 22\sim29,\ 31\sim38,\ 40$	\sim 56, 58 \sim 70, 73 \sim 76, 78 \sim	104 , $107 \sim 130$, $132 \sim 151$,	$153\sim187, 189, 193, 196,$	197, $199 \sim 208$, 211, 213,	$215\sim239,\ 243\sim253,\ 255\sim$	257, 259, 262, 264~274,	$280, 284 \sim 287, 290 \sim 309,$	$311 \sim 322$, $325 \sim 328$, 331 ,	332	(器)
					1 1									0						1 3
	木材生産	等林																		
					100.15									65 21	7					(器)
三十二	$1\sim12$, $17\sim19$, 21 , 22 ,	$24\sim27,\ 29\sim42,\ 44,$	$46 \sim 58, 60, 63, 65,$	67, 71~79, 81, 83~97,	$100 \sim 102$, 104 , 105 , 108 ,	$109, 112 \sim 118, 120 \sim 152,$	$154, 155, 157, 159 \sim 214,$	217, 218, 221,	254、255~257	$2\sim20$, $22\sim29$, $31\sim38$, 40	\sim 56, 58 \sim 70, 73 \sim 76, 78 \sim	105 , $107 \sim 130$, $132 \sim 151$,	$153 \sim 187$, 189 , 193 , 196 ,	197, $199 \sim 207$, 211, 213,	$215\sim239,\ 243\sim253,\ 255\sim$	$259, 261, 262, 264 \sim 274,$	$280, 284 \sim 287, 290 \sim 309,$	$311 \sim 322$, $325 \sim 328$, 331 ,	332	(婦)
					1 1									1.9	1				_	1 3
	木材等生																			1

福島町森林整備計画新旧対照表

				49.03					72. 61	57.46	75 22	10. 22	139. 26	(略)	92. 51				21 97	01.27				(略)
新計画	1, 3~39, 41, 42, 44, 45,	$47, 49, 50, 52, 53, 56 \sim 61,$ $66 \sim 70, 73 \sim 76, 83, 84, 87,$	$90\sim 98, \frac{101}{105}$	$107 \sim 109$, $114 \sim 126$, 128 ,	130, 131, 136, $138 \sim 144$,	$146 \sim 151, 160 \sim 168,$	$171 \sim 177, \ 187 \sim 191, \ 200,$	$206 \sim 208$	(器)	(報)	$1 \sim 3, 5, 6, 8 \sim 10, 12 \sim 20$.	<u>22,</u> 23	(略)	(姆)	(姆)	$1\sim7, 9\sim26, 28, 29,$	$31\sim47, 49\sim53, 55\sim65,$	$67\sim70$, $72\sim78$, $80\sim82$,	$84 \sim 86, 88 \sim 96,$	$98\sim107, 114\sim137,$	$139 \sim 144$, 146 , 151 , 152 ,	$155, 156, 162 \sim 172,$	$284 \sim 288$	(姆)
				1 4					1.5	1 6	1 7		1 8	1 9	2 0				C					2 5
	木材生産	**																						
į																								
				49.65					72.60	57.35	75 51	0.01	138.97	(器)	93.86				03 53	00.00				(報)
旧計画	1, 3~39, 41, 42, 44, 45,	$47, 49, 50, 52, 53, 56 \sim 61,$ $66 \sim 70, 73 \sim 81, 83, 84, 87,$		$107 \sim 109$, $114 \sim 126$, 128 , 49.65	130, 131, 136,144,	$146 \sim 151, 160 \sim 168,$	$171 \sim 177, 190, 191, 200,$	206 <u>, 207</u>	(略) 72.60	(略) <u>57.35</u>	$1 \sim 3$, 5, 6, $8 \sim 10$, $12 \sim$ 75 51	23	(暗) 138.97	(知) (知)	(略) 93.86	$1\sim7,\ 9\sim26,\ 28,\ 29,$	$31\sim47,\ 49\sim53,\ 55\sim65,$	$67 \sim 70$, $72 \sim 78$, $80 \sim 82$, 84	~86, 88~ <u>94, </u> 96,	$98 \sim 107$, $114 \sim 137$,	$139 \sim \frac{147}{151}$, 151, 152,	$155, 156, 162 \sim 172,$	$284 \sim 288$	(知) (知)
旧計画	1, 3~39, 41, 42, 44, 45,	$47, 49, 50, 52, 53, 56 \sim 61,$ $66 \sim 70, 73 \sim 81, 83, 84, 87,$		128,		$146\sim151,\ 160\sim168,$		206 <u>, 207</u>			$5, 6, 8 \sim 10, 12 \sim$					$1 \sim 7, 9 \sim 26, 28, 29,$	$31 \sim 47, 49 \sim 53, 55 \sim 65,$	$67\sim70, 72\sim78, 80\sim82, 84$		$98 \sim 107, 114 \sim 137,$		$155, 156, 162 \sim 172,$	$284 \sim 288$	

福島町森林整備計画新旧対照表

							106. 25							104.87	(器)	(略)	72. 64		60 62	00.05		(略)	(器)	112. 44	106.31
新計画	1, 4~8, 11, 17, 18,	$20 \sim 33, 36 \sim 41, 43, 45 \sim 53,$	$55\sim72$, $74\sim\overline{76}$, $80\sim83$,	$85 \sim 88, 90, 92 \sim 106, 109,$	110, 112~117, 119~121,	$127, 128, 130, 132 \sim 144,$	$146 \sim 154, 156 \sim 162,$	$164 \sim 166, 168 \sim 174,$	$176 \sim 178$, 180 , $184 \sim 195$,	$200\sim203,\ 205\sim211,\ 214,$	$215, 217, 219 \sim 232,$	$234 \sim 276$, 278, 290,	291、 <u>307</u>	(婦)	(婦)	(器)	(婦)	$1\sim11, 13\sim27, 29, 30\sim37,$	$39, 41 \sim 46, 56 \sim 59, 62, 64$	~ 68 , 71, 75 ~ 82 , $84 \sim 87$		(婦)	(婦)	(婦)	(婦)
							2 6							2 7	2 8	2 9	3 0		2	0		3 2	3 3	3 4	3 5
	木材生産	等林																							
							106. 13							104.91	(略)	(盤)	73.04		60 94	5		(略)	(器)	112. 41	106. 27
旧計画	1, 4~8, 11, 17, 18,	$20 \sim 33, 36 \sim 41, 43, 45 \sim 53,$	$55\sim72, 74\sim$ 83,	$85 \sim 88, 90, 92 \sim 106, 109,$	110, 112~117, 119~121,	$127, 128, 130, 132 \sim 144,$	$146 \sim 154, 156 \sim 162,$ 106.13	$164 \sim 166, 168 \sim 174,$	$176 \sim 178$, 180 , $184 \sim 195$,	$200\sim203, 205\sim211, 214,$	215, 217, 219~232,	234 , $235 \sim 239$, $240 \sim 276$,	278, 290, 291	(略) 104.91	(婦) (婦)	(婦)	(略) 73.04	$1 \sim 11, 13 \sim 27, 29, 30 \sim 34.$	$36, 37, 39, 41 \sim 46,$ 60 94	$56 \sim 59, 62, 64 \sim 68,$	71, 75~87	(略) (略)	(報) (報)	(略) 112.41	(略) 106.27
旧計画	1, 4~8, 11, 17, 18,			$85 \sim 88, 90, 92 \sim 106, 109,$	$110, 112 \sim 117, 119 \sim 121,$	$127, 128, 130, 132 \sim 144,$		$164 \sim 166, \ 168 \sim 174,$	$176 \sim 178$, 180 , $184 \sim 195$,	$200\sim203,\ 205\sim211,\ 214,$	215, 217, 219~232,	240	290							56~59, 62, 64~68,	$75\sim$				

福島町森林整備計画新旧対照表

	89. 44	52.75	69.68	128.61	83. 42	49.89
新計画	(婦)	(略)	1~24, 26~43, 45~51, 54, 56, 57~62, 65, 67~72, 75, 76, 78, 80~83, 85~96, 98, 100~102	$1 \sim 37$, 40, 41, 43 ~ 48 , 52 ~ 71 , 73 ~ 75 , 77 ~ 80 , 82, 84, 86 ~ 88 , 90 ~ 99 , 101 ~ 104 , 106 ~ 110 , 112, 122, 123	1~5, 9~12, 14~17, 20~25, 28~30, 34, 61, 62, 66, 67, 70, 71, 74, 84~87, 89~91, 93, 95, 97~115, 117, 119, 121, 129, 131~138, 140~148, 150~169, 175~200, 202~204, 207, 214~219, 221~236, 240, 242~248, 250, 251, 253~259, 261, 263~279, 282~287, 289, 302~304	(姆)
	3 6	3 7	& C	6 8	4 0	4 1
	木材等生	産林				
	89.48	(器)	94. 71	140. 77	83.84	50.07
旧計画	(婦)	(略)	全域	$1 \sim \underline{38}, \ 40 \sim 48,$ $52 \sim 71, 73 \sim 75, 77 \sim 80, 82,$ $84, \ 86 \sim 99,$ $101 \sim 112$	1~5, 9~12, 14~17, 20~25, 28~30, 34, <u>55,</u> 61, 62, 66, 67, 70, 71, 74, 84~87, 89~91, 93, 95, 97~115, 117, 119, 121, 129, 131~138, 140~148, 150, 151~169, 175~200, 202~204, 207, 214~219, 221~236, 240, 242~248, 250, 251, 253~259, 261, 263~279, 282~287, 289, 302~304	(婦)
	3 6	3.7	8 8	3 6	0 4	4 1
	木材等生		<u>1</u>	<u>I</u>		

福島町森林整備計画新旧対照表

	101				~ -		T							
	72. 65	(器)			14.57		177.84			1	125. 27			
新計画	$1\sim5$, 8, 10, 12, $15\sim22$, 24 ~32 , $34\sim38$, $42\sim49$, $58\sim$ 62 , $64\sim69$, $71\sim79$, 81, 82, $84\sim97$, $99\sim104$, 107 , 109 ~156 , 158 , 161 , 163 , 166 , 168 , $174\sim176$, 188 , $193\sim$ 196 , 198 , 199 , $201\sim207$, 210 , $212\sim218$, $220\sim222$, 224 , 225 , $227\sim231$, $236\sim$ 241 , $243\sim248$, $250\sim252$	(器)	$12 \sim 15$, 17, 26, 27, 29 ~ 31 ,	$33, 36, 37, 39 \sim 41, 43,$	$46 \sim 57$, $59 \sim 72$, $78 \sim 81$, 84 , 85 , $87 \sim 92$, 94 ,	96, 97, 99, 100, 103, 105,	(報)	$1\sim47$, 49~70, 73~114, 116	\sim 126, 129 \sim 145, 147, 148,			$212, 218 \sim 221, 223 \sim 233, 235$	$\sim 253, 255 \sim 261, 270 \sim 273,$	$275, 277, 278, 281 \sim 283$
	4 2	4 3			4		4 5				4 6			
			木材等生	産林										
	74. 66	(器)			15.97		177.30				123.86			
		_	_				_				`	20	<u>∞</u> ι	
旧計画	$1\sim5$, 8, 10, 12, 15 \sim 22, 24 \sim 32, 34 \sim 38, 42 \sim 49, 58 \sim 62, 64 \sim 69, 71 \sim 79, 81, 82, $84\sim$ 97, 99 \sim 104, 107, 109 \sim 156, 158, 161, 163, 166, 168 , $173\sim$ 176, 185 , $188\sim$ 196, 198, 199, 201 \sim 207, 210 , $212\sim$ 218, $220\sim$ 222, 224 , 225 , $227\sim$ 231, $236\sim$ 241, $243\sim$ 252	(姆)	$9\sim15$, 17, 26, 27, 29 ~31 ,	$33, 36, 37, 39 \sim 41, 43,$	$46 \sim 57$, $59 \sim 72$, 15 , 76 , $78 \sim 81$, 84 , 85 , $87 \sim 92$, 94 ,	96, 97, 99, 100, 103, 105, 106, 119, 115~119, 191	(婦)	$1\sim20$, $22\sim34$, $36\sim93$, $95\sim$	$113, 115 \sim 126, 129 \sim 145,$	147, 148, 150, 151~	$-\frac{166, 168 \sim 190, 192 \sim}{}$	$211,218 \sim 222,224 \sim 232,235$	$\sim 253, 255 \sim 261, 270 \sim 278$	
厘 提目	$1 \sim 5$, 8, 10, 12, 15 \sim 22, 24 \sim 32, 34 \sim 38, 42 \sim 49, 58 \sim 62, 64 \sim 69, 71 \sim 79, 81, 82, $84 \sim$ 97, 99 \sim 104, 107, 109 \sim 156, 158, 161, 163, 166, 4 2 168, 173 \sim 176, 185, 188 \sim 196, 198, 199, 201 \sim 207, 210, 212 \sim 218, 220 \sim 222, 224, 225, 227 \sim 231, 236 \sim 241, 243 \sim 252	43 (略)	$9\sim15, 17, 26, 27, 29\sim31,$	$33, 36, 37, 39 \sim 41, 43,$	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	96, 97, 99, 100, 103, 105,	4 5 (略)	$1 \sim 20, 22 \sim 34, 36 \sim 93, 95 \sim$	$113, 115 \sim 126, 129 \sim 145,$	147	$_{46}$ $ $ \sim $_{166}$, $_{168}$ \sim $_{190}$, $_{192}$ \sim	$211,218 \sim 222,224 \sim 232,23$	\sim 253, 255 \sim 261, 270 \sim 27	

福島町森林整備計画新旧対照表

		01.24	91.24	_	3100 15	3109. 15
新計画	$8 \sim 14, 16 \sim 22, 26 \sim 32, 35 \sim$	$40, 42 \sim 52, 57 \sim 60, 62 \sim 64,$	26 .06 .00 .00 .00 .00	$\sim 97,99 \sim 112,114 \sim 123,126$	<u>√87</u>	1-
		7	† -			
		90 90	00.00		2154 20	3154. 29
	60,62	92~97.	071		1111	1
旧計画	$8 \frac{\sim 22}{\sim 2}$, $26 \frac{\sim 51}{\sim 6}$, $57 \sim 6$	$64, 66 \sim 73, 75 \sim 90,$	100 - 120			
ᄪ	8~22, 5					
		7	† -			

福島町森林整備計画新旧対照表

			面積	(ha)	(器)	(器)	(略)	(器)	(器)	(器)	(器)					0.04	0.12	0.02	0.16	0.48	0.08	1.24	0.56	0.48
新計画			林の冈域	小 班	(婦)	(婦)	(略)	(婦)	(姆)	(報)	111111111111111111111111111111111111111	該当なし				<u>152</u>	13	<u>6</u>	<u>130</u>	43, 47, 90	<u>22</u>	79、106	214, 262, 290	8, 41, 72
		ニング	楪	林班	2	8	6	1 0	1 3	1 7						2	9	7	1 4	15	2 4	2 5	26	2 7
	【一般民有林】	2 上乗せのゾー:	12	R 1			水資源保全	ンージ				生物多様性保全ゾーン	水辺林タイ	^	保護地域タイプ	木材等生産林	のうち、特に効	率的な施業が	可能な森林					
			面積	(ha)	(器)	(器)	(略)	(器)	(盤)	(器)	(器)								Î				Ì	
三十二			林の冈域	小 班	(姆)	(器)	(姆)	(婦)	(器)	(월)	111111111111111111111111111111111111111	該当なし												
		11/1	楪	林班	2	8	6	1 0	1 3	1.7						I								
	一般民有林】	上乗せのゾーニング	<	R		I	水資源保全	ンージ	I	I	I	生物多様性保全ブーン	水辺林タイ		保護地域タイプ	木材等生産林								

福島町森林整備計画新旧対照表

														i							
	2.33	0.84	13.01	4.24	1.60	2.08	(略)	0.09	7.86		1 22	1. 00	159.75								
新計画	30 1, 6, 7, 61~63	31 3, 5, 6	3 4 58, 60, 65, 67, 88	35 17, 21~23, 28, 49	3 6 34, 38, 39, 41	38 51, 68, 83	39 (略)	40 1	45, 46, 171~174,	176	36, 37, 49, 50, 96,	<u>4 / 103, 104</u>	市口								
													(報)		140.77						
旧計画							1						(略)		111111111111111111111111111111111111111						
													3 9								
				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				特に効率的	な施業が可	能な森林							

福島町森林整備計画新旧対照表

	M																							
	維持増進を				面積	(ha)	105.10	(略)	(略)	207. 41	704. 71	878.92	304. 17	209. 43		(器)	(略)	444. 79		345. 42				
新計画	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図				森林の区域	小班	2, 8, 56, 2201, 2203	(婦)	(婦)	(陽)	1111111	(略)	(略)	全域、(2、8、56、 <u>2201、</u>	2203) 重複	(婦)	(婦)	全域		$1 \sim 9$, $14 \sim 16$, 21 ,	22, 31, 41, 51,	$53 \sim 76$, $78 \sim 86$,	<u>95, 98</u>	
	能別施業	区		ニング		林班	5	9	2	2 6		$1 \sim 3$	4	2		9	2	6 ~ 8		1 0				
	別表1 公益的機	る森林の区域	【道有林】	1 共通のゾーご	\(\frac{1}{2}\)	K.	水源潛養林					山地災害防止林												
	<u>N</u>																							
	維持増進る				面積	(ha)	105. 11	(婦)	(略)	207. 42	704. 73	878.95	304. 18	209. 44		(婦)	(略)	144. 73	298. 45	341.41				
国岩田	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図				森林の区域	小班	2, 8, 51, 53, 56	(姆)	(略)	(姆)	1111111	(略)	(略)	全域、(2、8、 <u>51、53、</u>	56) 重複	(姆)	(略)	全域	$1 \sim 3, 5, 7 \sim 9, 51 \sim 60$	$1\sim 9, 14\sim 16, 21,$	22, 31, 51, 53,	$54, 57, 59 \sim 76$	78~84,	
	能別施業名	区域		ーニング		林班	2	9	7	2 6		$1 \sim 3$	4	2		9	7	8	9	1 0				
	別表1 公益的機	る森林の区域	【道有林】	1 共通のゾーニ	\(\frac{1}{2}\)	R	水源潛養林					山地災害防止林												

福島町森林整備計画新旧対照表

	2040. 78				193.93			958. 53		(器)	(器)	(器)	6458. 41		(殿)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	59. 15	428.23	
新計画			全域		$1 \sim 5, 7 \sim 12, 21 \sim 24,$	$52\sim55,\ 58\sim66,$	$68\sim71,\ 97,\ 98$	(444)	(包里)	(器)	(婦)	(器)	11111111	(器)	(器)	(婦)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	11111111	(器)
	$1 \ 1 \sim$	1 9			2 0			$2.1 \sim$	2 3	2.4	2 5	2.7			1	3	4	5	2	8	2 8		
								ı			1			生活環境保全林	保健·文化機能	維持林							木材生産林
	227.34			1808. 68	190.67			958.54		(器)	(殿)	(器)	6444.83								59. 16	428. 24	
旧計画	2, 4, 5,		<u>76、79</u>	<u>全域</u>	$1\sim5, 7\sim12, 21\sim24,$	52~55, 58~66,	$68\sim71$, 91	(文田)	(H _H)	(略)	(略)	(器)	111111111111111111111111111111111111111	(略)	(略)	(姆)	(略)	(器)	(器)	(器)	(婦)	11111111	(姆)
	1.1			$\frac{12}{19}$	2 0			$2.1 \sim$	2 3	2 4	2 5	2.7			1	3	4	5	7	8	2 8		
														生活環境保全林	保健·文化機能	維持林					l		木材生産林

福島町森林整備計画新旧対照表

		面積	(ha)	105. 10	(略)	(略)	497.30	(婦)		(器)	(器)	(略)	(殿)	(殿)	(殿)	59. 15	428. 23					
新計画		森林の区域	小班	2, 8, 56, 2201, 2203	(姆)	(姆)	提	(知)	該当なし	(知)	(姆)	(姆)	(姆)	(姆)	(姆)	(姆)	11 H			該当なし		
	ーニング		林班	ιO	9	2				1	3	4	5	2	8	2 8						
	2 上乗せのゾー	12	R	水資源保全ゾー	.\			生物多様性保全 ゾーン	水辺林タイプ	保護地域タ	12							木材等生産林	特に効率的	な施業が可	能な森林	
		面積	(ha)	105. 11	(略)	(略)	497.31	(盤)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	59. 16	428. 24					
		37	小班	51, 53, 56	(略)	(略)	111111111111111111111111111111111111111	(婦)		(婦)	(婦)	(殿)	(婦)	(略)	(器)	(婦)	111111					
旧計画		森林の区域	7	2, 8, 51.)))	該当なし)										該当なし		
厘 提目	上乗せのゾーニング	森林の区域	林班	∞́	9) 2			該当なし	1 (3	4	23	2	8	2 8				該当なし		

福島町森林整備計画新旧対照表

													1
	の区域		森林経営計画に	おける主な実施 基準	(参考) (注1)		(器)	(器)	(略)	(智)	(昭)	(報)	
	森林施業の方法を特定すべき森林の区域			面積	(ha)		566.83	(器)	40.77	275. 25	162. 52		
新計画	を特定す			森林の区域		小班	(器)	(器)	(器)	(曜)	(婦)	(曜)	
# **	業の方法			森林の		林班							
				施業の	方法		(略)	(略)	(略)	(盤)	(略)	(略)	
	別表 2	-般民有林】								, 1	(
		[一般]		\(\frac{1}{2}\)	K K		(4/11)	(型)			(智))(
			計画に	な実施	注1)								35
<u>I</u>	の区域		森林経営計画に	おける主な実施 基準	(参考) (注1)		(器)	(器)	(略)	(器)	(婦)	(盤)	
Î L	べき森林の区域		森林経営	おける主 面積 基準	(ha) (参考) (304. 70 (略)	(略) (略)	0.30 (略)	226.76 (略)	158.94 (略)	(報)	
三十二	を特定すべき森林の区域		森林経営	面積		小班	70		30	<u>76</u>	94	(婦)	
国 温 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	業の方法を特定すべき森林の区域					林班 小班	304. 70	(器)	0.30	226. 76	158.94		
国福田	森林施業の方法を特定すべき森林の区域		森林経営	森林の区域 面積	(ha)		(略) 304.70	(器) (器)	(府) 0.30	226. 76	158.94	(婦)	
画 提田	別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	_	森林経営	面積			304. 70	(器)	0.30	(略) 226.76	(局) 158.94		

福島町森林整備計画新旧対照表

							1	1	1											
	域				面積	(ha)	(盤)	(器)	(器)	(器)	(器)	(殿)	97.08	(器)	95.13		19.61		566.83	
新計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域++1,で買る				森林の区域	小班	(婦)	(婦)	(婦)	(姆)	(盤)	(姆)	全域	(姆)	(姆)	$109\sim113, 138, 145$.	<u>147</u> , 148, 150, 153,	$154, \ \overline{157} \sim 161$	111111111111111111111111111111111111111	
	施業の方	の 別 数	(婦)			林班	7	∞	6	1 0	1 3	1 7	2 1	2 2	2 3		2 4			
	[別表2 森林	【一般氏有杯】」の別徴 	以 次	別紙(ア)	\ <u>1</u> 2	K X	伐期の延長を	 ***********************************												別紙(イ)(略)
	松				面積	(ha)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(殿)		(器)	<u>247. 53</u>		17.57		564.86	
国計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域-++1, の門が				森林の区域	小班	(殿)	(略)	(略)	(陽)	(船)	(階)		(略)	(開会)	109~113, 138,	148, 150, 153,	$154, \frac{158}{1}$	11111	
	木施業の方法	一般氏有杯]」の別徴	(曜)			林班	2	8	6	1 0	1 3	1 7		2 2	2 3		2 4			
	「別表2 森木	.氏有林】	农	別紙 (ア)		KX KX	伐期の延長を	<u> </u>	1		I									別紙(イ)(略)

福島町森林整備計画新旧対照表

						面積	(ha)	0. 20	3L 0	0. /0	0.34	0.15	0.20	(略)	0 44	5	0.72	(略)	25 11	70.11		9.10		0.21
新計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	(월)				森林の区域	小班	96、142、143、166	21~23, 107, 108,	$126 \sim 129$, 199 , 200	99, 100, 127	<u>21</u>	6, 7	(報)	105, 258, 261, 502	<u>~505</u>	<u>100, 137</u>	(略)	73, 74, 77, 79, 83,	84, 99	38, 42, 85, 89, 105,	111, 113, 114, 117,	<u>118, 121</u>	52, 55
₩	木施業の方法	」の別紙	-	(盤)			林班	3	,	1	2	9	7	8	1.2	-	1 4	2 6	oc cr	0		3 9		4 0
		【一般民有林】」の別紙		公	別紙(ウ)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	K.S.	長伐期施業をす	く	(注3)														
	域					面積	(ha)							(器)				(器)						
旧計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	(報)				森林の区域	小班							(婦)				(略)						
<u></u>	林施業の方法		-	(盤)		**	林班]				8				2 6						
	「別表2 森林	【一般民有林】」の別紙		公	別紙(ウ)	\(\frac{1}{2}\)	K√	長伐期施業をす	く 学 茶林	(注3)														

福島町森林整備計画新旧対照表

	0. 18	1.65	1.41	40.77		面積	(ha)	(姆)	66. 21	(婦)	(姆)	(姆)	(姆)	(姆)		2.64		(略)	(略)	(略)
新計画	106, 107, 109, 110, 114, 127	173, 182, 184~186, 189~192	9~11, 75, 76, 102, 106, 115~119, 124	111111111111111111111111111111111111111		森林の区域	小班	(姆)	(略)	(姆)	(姆)	(器)	(器)	(報)	<u>192, 195, 198, 277, </u>	288, 289, 310, 323, <u>324</u> , 329, 330, 333,	334	(姆)	(姆)	(略)
新	1 4	4 2	4 4				林班	1	2	7	8	6	1 0	1 1		1 2		1 4	2 5	2 6
					(工)	\(\frac{1}{1}\)	K > 1						を除すべ	~)	*					
					別紙		<u> </u>	葱[<u></u> 唐末	屋業	<u></u> そかま	##/	₩ ?	机株	**					
				0.30		面積	(ha)	(器)	68. 57	(殿)	(略)	(器)	(器)	(器)		2.07		(婦)	(略)	(略)
計画				111111111111111111111111111111111111111		森林の区域	小班	(婦)	(略)	(略)	(婦)	(器)	(器)	(婦)	277.	288, 289, 310, 323, 329, 330, 333,	334	(器)	(婦)	(器)
Ħ						**	林班	1	2	7	8	6	1 0	1 1		1 2		1.4	2 5	2 6
					H	4	K V						を除すべ	w **	**			1		
					別紙(工)	<u> </u>	<u> </u>	類	層林	摇辮	- - - -	推進、	þζ	机株	<u></u>					

福島町森林整備計画新旧対照表

	(器)	(器)	(器)	(器)	4.01	50.75	9.46	275. 25
								1111111
	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)		(器)	
新計画						167		
新	3 1	3 9	4 0	4 3	4 4	4 6	4.7	
	(姆)	(器)	(姆)	(盤)	4.02		9.92	
	H)	₩	<u>₩</u>)	₩	4		61	111111111111111111111111111111111111111
	器)	器)	略)	(略)	8)		器)	
1==	⊞)	田)	⊞)	(H)	⊞)		田)	
画温出	1	6	0	က	4		2	
	3	3	4	4	4		4	

福島町森林整備計画新旧対照表

							面積	(ha)	(略)		23. 19		10 00	10. 90	0.21	(器)	(略)	(略)	(略)	(器)	(略)	(略)	(略)	(略)
新計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	(器)				<u>-</u>	森林の区域	小班	(姆)	73, 83, 84~86, 87,	89, 91~97, 99, 101,	102 , $104 \sim 107$, 110 , 111 , 114 , $117 \sim 120$	133, 144~146, 149,	$161 \sim 163$, 168	(婦)	(婦)	(姆)	(姆)	(婦)	(姆)	(姆)	(婦)	(略)	(略)
新	*施業の方法を		-	(器)			X X	林班	1		2		C	5	2	9	7	8	1 0	1 1	1 2	1.4	2 5	26
	「別表2 森林	【一般民有林】」の別紙		尔	,	(1)	<1 12	77	找	伐に	よる	後層林	점業	を推	進	p %	き茶	**						
	旧名」				\ \ !	別紙(<u> </u>		層林	超業	を推進	ゃく	₩K	* *									
						Γ							1											
							面積	(ha)	(船)		20.35		10 60	10.00		(船)	(船)	(船)	(略)	(船)	(船)	(略)	(略)	(略)
旧計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域						森林の区域	小班	(略)	73, 8386,	89, $91\sim97$, 99, 101		133, 144~146, 149,	$161 \sim 163$	(姆)	(姆)	(略)	(略)	(略)	(姆)	(略)	(略)	(略)	(略)
	が難の方法を	の別紙	-	(器)			茶	林班	1		23		c	5	2	9	2	8	1 0	1 1	1 2	1.4	2 5	2 6
	「別表2 森林	【一般民有林】」の別紙		公	,	才) [\(\frac{1}{2}\)	10.		伐に	よるキ	後層林	摇辮	本を対	進出	σ *{	き株	**						
	[別]			M	1	別紙(才)	12	<u> </u>		層林	超業,	を推進	やく	10K	* *									

福島町森林整備計画新旧対照表

Γ							_	_		_			_				_					
		(略)	(器)	(器)			15 26	13. 20			0.48			6 57	9			(略)	(器)	(器)	(器)	162.52
	新計画	(盤)	(器)	(略)	50, 51, 56, 57, 96,	116, 118, 120, 122,	124~128, 130, 139,	170~174,237~239,	$241, 281, 288, 290 \sim$	301	119, 282, 291 \sim 296, 301 \sim 304	23, 39, 40, 50~52,	$54\sim57, 70, 83, 105,$	106, 108, 169~171,	177 <u>,</u> 179, 181, 183,	208, 209, 211, <u>219,</u>	$223, 233, 253 \sim 262$	(器)	(器)	(器)	(器)	11111111
	新	2 8	3 1	3 9			4	4			4 1			6				4.3	4 4	4 6	4.7	
		(器)	(器)	(器)			15 25	15. 23			0.36			9	2 5			(器)	(器)	(盤)	(盤)	158.94
,	旧計画	(盤)	(器)	(器)	, 56, 57, 96,	116, 118, 120, 122,	124~128, 130, 139,	$170 \sim 174,237 \sim 239,$	$241, 281, 288, 290 \sim$	301	119, 282, 291~	23, 39, 40, 50~52,	$54\sim57, 70, 83, 105,$	$106, 108, 169 \sim 171,$	179, 181, 183,	208, 209, 211,	233, 253~	(器)	(器)	(器)	(器)	111111111111111111111111111111111111111
	Ш	2 8	3 1	3 9			-	4			4 1			C				4.3	4 4	4 6	4.7	

福島町森林整備計画新旧対照表

			森林経過早期	門画における中な	実施基準	(参考) (注	1)	(4/11)	(位)	(略)							(4/11)	(空)						
	6杯の区域			面積	(ha)			207. 41	207. 41				200 70	290. 19					115.88			48 79	2 .0	455.46
新計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域		森林の区域		苗			(器)	11110	該当なし	$1\sim 9, 15, 21,$	22,51,53,54,	$57 \sim 60$, 64,	66, 67, 70, 71,	73~76, 78~	86, 95, 98	1, 4, 5, 8, 9,	21,51,52,54,	55,58,60,63,	$65\sim68, 70,$	71, 98	$51,\ 52,\ 55\sim$	66, 68, <u>2301</u>	11111111
	業の方		\ \		林班	1		(器)			1 0						1 1					1 2		
	別表2 森林施	【道有林】		施業の	力法			(40)	(位置)	(略)							(4年)	(包含)						
	別才	【道4		i l	KX K				(盤)								(40)	(但)						
			森林経過早期	耳回における中な	実施基準	(参考) (注	1)	(4年)	(位立)	(略)							(本田)	(但)						
	4本の区域			面積	(ha)			209.80	209.80				306 68	300.00					185.86			57 44	5	549.98
回計画	森林施業の方法を特定すべき森林の区域		森林の区域		描			(器)	111111111111111111111111111111111111111	(略)	$1\sim 9, 15, 21,$	22, 51, 53, 54,	57	66, 67,			1, 4, 5, _9,	$21, 51 \sim 56,$	58, 60, 63, 65	~68,		$51 \sim 68$		11111111
	業の方		**		林班	<u> </u>		(器)			1 0						1 1					1 2		
	別表2 森林施	【道有林】		施業の	力法			(41)	(包含)	(略)							(41)	(但直)						
	別亳	【道】		i l	K				(器)								(80)	(包里)						

福島町森林整備計画新旧対照表

			1																		
	(器)	(器)	(器)		面積	(ha)	147. 69	(略)	21.02	32. 21	84.81	8.65	(器)	41.42	(略)	19.48	20.47	(器)	247.52	(略)	1, 085. 71
	1, 085. 71	4, 995. 14				班	2202, 2204,		2201~2209	, 56, 61~ , 69, 72	, 59, <u>61,</u>		(-)	<u>86∼98</u>	(-)	68, 70, 71	28~60	(-)	(-)	;)	111111111111111111111111111111111111111
新計画	(殿)	(略)	(器)		森林の区域	小班	$1 \sim 2$, 4, $\underline{22}$	$1 \sim 5$	59, 61, 220	31, 41, <u>55, 63, 65, 68, 68, 68, 68, 68, 68, 68, 68, 68, 68</u>	41, <u>56</u> , 57, 62, 64, 69	53, 54	(略)	51~54, 56	(略)	60, 62, 66, 68,	52, 53, 58	(ソート)	(婦)	(略)	
и						林班	ಬ	2	6	1 0	1.1	1 2	(器)	15	(略)	2 0	2 1	(器)	(姆)	(略)	
	(器)	(盤)	(器)		業を	*				複層	林施業な	と推ぶ	<u>重</u> す	ぐれ	株 株	, \					
	(<u>※</u>	I I)	別紙 (ア)	長伐期施業を	すべき森林				4	女伐によ	₩	064	78%	√)						
				別紙	長付	4					 林 雅 業 %	と推ぶ	<u></u> 重す	され	· 株業	<u>,</u>					
									1				1					1			
	(器)	(器)	(器)		面積	(ha)	147.70	(略)	19. 40	12.08	10.08		(器)		(略)			(器)	247. 53	(略)	899. 23
	899. 23	5, 073. 53				111	2, 54, 55,				59、				((;)	111111111111111111111111111111111111111
旧計画	(略)	(略)	(略)		森林の区域	小班	$1\sim 2$, 52, 96	$1 \sim 5, \ 99$	51~60	31, 41, 62, , 65, 68,	41, _, 57,		(略)		(略)			(智)	(略)	(婦)	
						林班	5	2	6	1 0	1.1		(器)		(略)			(器)	(略)	(略)	
	(盤)	(殿)	(器)		業を	茶茶					林施業や					<u>.</u>					
	(國	I E		別紙 (ア)	長伐期施業を	すべき森林					次伐によ										
				別紙	東	4					林施業な	7推	里	ぐれ	株業	<u> </u>					

福島町森林整備計画新旧対照表

				•				1										1					1	
		面積	(ha)	1201.84	147, 69		(器)	21.02	32, 21		0.4.91	04. 01	8.65	(器)	41. 42	(器)	19. 48	20.47	(略)	<u>247. 52</u>	(盤)	1, 085. 71		
新計画		森林の区域	小班	(婦)	$1\sim 2, 4, 2202, 2204,$	<u>2205</u>	(略)	$59, 61, 2201 \sim 2209$	41, 55, 56, 6	<u>63</u> , 65, 68, <u>69, 72</u>	41, 56, 57, 59, 61,	62, 64, 69	53, 54	(略)	$51 \sim 54$, $56 \sim 58$	(器)	60, 62, 66, 68, 70, 71	$52, 53, 58 \sim 60$	(姆)	(略)	(器)	+==		(略)
			林班	$1 \sim 4$	5		(略)	6	1.0	1.0	1 1	ТТ	12	(略)	15	(略)	20	2 1	(略)	(略)	(略)		3) (器)	纟施基準表 】
	珉 (イ)	長伐期施業を	すべき森林							(量	(伐)	ીત	るもと推済	649	·验·	/)							(注1) ~ (注3	【長伐期施業主伐実施基準表】
	別紙	軟	<u>₹</u>								—— 长程		の無済	一	く #1	<u></u>							₹)	[長化
1				~																				
		面積	(ha)	1201.88			(略)							(略)		(器)			(略)	247.53	(器)			
		森林の区域	垂小	(婦)	1~2, 4,		(報)		31, 41,	, 65, 68,	41,, 57, 59,			(報)		(婦)			(姆)	(報)	(婦)	+==		(84)
			林班	$1 \sim 4$	5		(器)	6	1.0	1.0	1 1	ТТ		(器)		(器)			(略)	(略)	(器)		3) (略)	実施基準表】
	(7)	長伐期施業を	ずべき森林						为				るもと推決				<u> </u>						1)~(注3)	【長伐期施業主伐実施基準表】
	別紙	長伐	è						· 章	※ 厘:		₩∜	と推済	<u>―</u>	くれ	· 株本	<u>.</u>						(注1)	【長伐

福島町森林整備計画新旧対照表

			面積	(ha)	(器)	96. 40	92. 60	72. 61	57.46	91.38	139. 26	(略)	(略)	(略)	95. 13	(婦)	(略)	72.64	75.78	(婦)	(略)	112. 44	106.31	89. 44	52. 75
新計画	鳥獸害防止森林区域【一般民有林】		森林の区域	小班	(婦)	(婦)	(器)	(婦)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	止森林区域			林班	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(略)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(器)	(略)	(器)	(器)
	別表3 鳥獣害防	【一般民有林】	计各自部分纸件	対象病態の強強	エゾシカ																				
			面積	(ha)	(盤)	95. 68	92.30	72. 60	57.35	91. 67	138.97	(略)	(報)	(略)	95. 20	(報)	(略)	73.04	76. 10	(略)	(器)	112. 41	106. 27	89. 48	52. 71
旧計画	鳥獸害防止森林区域【一般民有林】		森林の区域	小班	(器)	(器)	(器)	(器)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(器)
	-					(-	(\f		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(器)
	为止森林区			林班	(略)	(器)	(器)	(器)	鱼)	組)	曲)	曲)	•		∄)	1)	∄)	∄)	1)	1)	1)	1)	≞	•	

46

141.02 94. 47 2, 036. 52 11111111 (器) (盤) 新計画 (器) (器) 福島町森林整備計画新旧対照表 【道有林】(略) 143. 20 2, 038. 52 94. 71 (盤) (盤) 国計画 (盤) (盤) 【道有林】(略)

議案第60号関係

第3期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について

1 策定の経過について

国は、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)の施行後、地方創生の取組が本格的に始まってから 10 年を振り返り、これまでの反省を踏まえたうえで、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくための「地方創生 2.0」の基本的な考え方を示しました。

当町の第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、今年度が計画の最終年度となっております。

そのようなことから町においても国や北海道の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目無い取組を進める必要があるため、令和7年度を初年度とする「第3期福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定するものであります。

2 計画書について

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(2) 人口ビジョンの見直し

人口ビジョンについては、令和2年国勢調査を含め直近の統計調査などを反映 した内容で時点修正を行っております。

(3)総合戦略の概要

総合戦略については、現行の総合戦略の取り組みを引き続き維持しながら、地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を展開するものであります。

基本目標

原則、現行の総合戦略に掲げている4つの基本目標を引き継ぎ、施策の推進 を図ります。

基本目標 1 産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する

基本目標2 若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する

基本目標3 時代に合ったまちをつくり、町民の安心安全な暮らしを守ると ともに、がん予防対策を充実する

基本目標4 まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する

② 取り組む施策等

国・道の総合戦略を勘案して、4つの基本目標の目標数値の達成に向けた施策 の推進に努めてまいります。

地域みらい留学の取組で全国から福島商業高校へ入学する生徒の転入が増加 しているという明るい兆しがあるものの、自然減や社会減により人口減少が進行 している状況に変化は見られません。

短期集中的な施策の展開により、人口増に転じることは困難でありますので、引き続き、子育て支援や若者の定住対策、交流人口及び関係人口の拡大等につながる施策に取り組むことで地域経済の底上げを図り、人口減少率の鈍化を目指してまいります。

議案第61号関係

第4期福島町地域福祉計画の策定について

1 計画策定の理由について

社会福祉法第107条において、市町村は地域福祉の推進に関する一体的な計画として、「市町村福祉計画」を策定することが努力義務となっており、当町では平成22年度から26年度までの5年間を第1期として、平成27年度から令和元年度までの5年間を第2期として計画を策定しております。

現計画が令和6年度までのものであることから、令和7年度からの次期計画を策定するものです。

2 計画期間について

令和7年度から令和11年度まで(5年間)

3 計画の概要について

基本理念である「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま」実現のため"健康福祉・協働福祉・安心福祉"を基本方針と定め、基本目標・各種施策を定めております。

基本目標1 みんなの元気が支えるまちづくり

基本目標2 みんなで手をつなぐまちづくり

基本目標3 みんなが笑顔になるまちづくり

4 計画書

別冊4のとおり

議案第62号関係

第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 策定の経過

全国的に少子化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境がおおきく変化しており、 様々な課題の解決が求められております。

国においては、平成24年に「子育て関連3法」を制定、平成27年度から「子ども・子育て新制度」の創設、さらに令和5年4月には「こども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」の施行及び「こども大綱」や「こども未来戦略」などの子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~31年度)」、「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~6年度)」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金、保育料、医療費及び給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口減少により厳しい現状の中で、新たな時代へ「まち」を繋いていくことが大きな課題となっており、時代の変化とともに多様化するニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

このため、当町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」とし、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るために「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

2 計画書

別冊5のとおり

3 計画期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

議案第71号関係

令和6年度福島町一般会計補正予算 (第9号) (第2表 地方債補正について)

; - - - - -	4	<u> </u>	生婦目3.7.7.7.7.7.7.1.2.1.3.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1	米漬たがみにより咳食	宝婦アトスは婚		宝婦/アトス)計類	6	宝婦アトスは海	米漬にそり気食	宝婦目ラスストリでトス証額	大河方分でより気息	法 1. トス 神妬	4	宝婦アトを耐箱	大頃による夜母	宝婦アトスは婚	天順による夜母		大順による夜母	年 第 7 下 2 计格	天順による夜母	世界区 17 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	尹未休がによる近加	年毎日ご 7.12 ト2 神妬	大演兄父かによる指徴	宝寿目ラス エン/ト ト ス 証額	大気などででする数は
	入交付税区分	算入方法	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金	公債費	元利償還金
	分交付税算入	算 入 率	有	%02	有	%02	有	30%	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02	有	%02
	起債区分	充 当率	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	防災対策事業債	%SZ	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	緊急自然災害防止対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%
	地方債	띰	006 V		001 6	į.	009 \		000 9 <	,	\ 1 700	Τ,	1 000	1,000	\ 1 000	7, 300	007 6 4	1	001 0	Ċ,	-	1, 300		10, 000	000	006	\ 1 900	
		Ĭ		米 中 三 × 月	(D) 并	有百九胡幂事米		米・黒・黒・米・米・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	今 倍 散 借 車 珠 俦		■	区 原 貝 则 风 肀 来	1 日 散 供 声 张 传		一	否用高效形不比中米	来 二 路 光 日 報 供 車 来 佳	有干削又又制需事米	三 本 今 化 車 米 传		11 12 11 12 11 14 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	クとこを制制サポ	二	以	本	不中人场中米		张 丰 黑 讲 米 土 泽
			掛		十 十	<u>H</u>	· 14 三4	∄	上		ت ۲	J	14 14		基本	Ħ	H W	<u>=</u>	桥		判量	則	自		¥		七世界	3

	東方式やこと	年後 トス 計極	G G	年後 トス 計類	でより		
公債費	元利償還金	公債費	元利償還金				
有	%02	有	70%	無			
過疎対策事業債	100%	過疎対策事業債	100%	国の予算等貸付金債	100%		
	7 11, 100		. 5, 000	\triangle 1, 500			
軟件事業体	· · · · ·	数倍有类传	调争未	宇 茶 車	*		
] # /,	5	(年)	漏斗	華 二	,		
4 张	X	五 次	\mathbb{H}	単 44			
事一个在	7	光型十	- M	↓			

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

1	J税 1項	: 町民税							(単位:千円)
鱳	議案	п	お丁半り路	地工业	地工% 0%)			
3	\$	Ш	補圧則の徴	無比徵	備上仮の領	X X	金額	6 2 2	
	1 個人		106, 468	10,000		116,468 1 現年課税分	10,000 ∄	10,000 現年課税分	10,000
N.	23 ◆賦課及	♦賦課及び収納実績見込による増額。	」込による増額						
	2 法人		17,686	2,999	20,685 1	1 現年課税分	3,000 ∄	3,000	3,000
	•	賦課及び収納実績見込による増額。	込による増額	0					
·/	23					2 滞納繰越分		△ 1 滞納繰越分	hightarrow 1
		111111111111111111111111111111111111111	124, 154	12, 999	137, 153				
1	[税 2項	:固定資産税							(単位:千円)
艦く	議案 トージ	ш	補正前の額	補正額	補正後の額	最 公 公	令 額	明端	
	1 固定資産税	光	306, 081	10,000		316,081 1 現年課稅分	10,000 3	10,000 現年課税分	10,000
	23 ◆賦課及	賦課及び収納実績見込による増額。	!込による増額	٥					
13		111111111111111111111111111111111111111	309, 417	10,000	319, 417				
1 蒙	T税	3項:軽自動車税							(単位:千円)
継ぐ	議案 ページ	Ħ	補正前の額	補正額	補正後の額	第 区 分	金額	就 明	
	2種別割		9, 246	400		9,646 1 現年課税分	90	種別割分	290
		◆賦課及び収納実績見込による増額。	込による増額	0					
Ω	53					2 滞納繰越分	110 }	110 滞約繰越分	110
		1111111	10, 130	400	10, 530				
1 夢	J税 4項	: 町たばこ税							(単位:千円)
織く	議案 ページ	Ħ	補正前の額	補正額	補正後の額	第 区 分	金額	說 明	
	1 町たばこ税	光	33, 677	460	34, 137	1 現年課税分	460	従量割	460
<i>ι</i> ν	24 ◆収納実	▶収納実績見込による増額。	增額。						
		+==	33, 677	460	34, 137				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

2款:	b 也方讓与稅 3項:	森林環境讓与税							(単位:千円)
緩緩ページーグ		補正前の額	補正額	補正後の額	M M M	今 婚		説 明	
•	1 森林環境讓与税	6,627	986	7,613	7 1 森林環境割	Ħ.	986 森林環境讓与税		986
24	●収納実績見込による増額。	曽額。							
	11111	769 9	986	7 613					
二 0 1									(単位・千円)
議案ページージ		補正前の額	補正額	補正後の額	要 公 公	令 額		説 明	·
	1 地方交付税	2, 156, 791	64,996	2, 221, 787 1	地方交付種	64,996	64, 996 普通交付税		64, 996
24	◆国の補正予算に係る再算定による追加交付。	再算定による	追加交付。						
	11111111	2, 156, 791	64,996	2, 221, 787					
12款	2款:使用料及び手数料 1項	:使用料							(単位:千円)
議案。		補正前の額	補正額	補正後の額				説 明	
\\ ',	9 衛生佑田約	1 400	190	1 590 1		金 額	<u>今報式</u>		130
24	2 南土区川村 ◆実績見込による増額。		net	1, 550		061	ロチングはなら、アンコイ		001
	3 農林水産使用料	982	28	1,013 2	2 水産使用料	87	漁村環境改善総合センター使用料		28
24	◆実績見込による増額。								
	4 商工使用料	6, 426	1,053	7, 479	1 横綱記念館使用料	259	横綱記念館使用料		559
	◆実績見込による増額。								
25					3 青函トンネル記念 館使用料	494	青函トンネル記念館使用料		494
	5 土木使用料	45, 340	\triangle 2, 027	43, 313	43,313 2 住宅使用料	\triangle 1,980	△ 1,980 町営住宅使用料		$\triangle 1,980$
	◆実績見込による減額。								
22					4 新祿公園照明施設 使用料	△ 47	新祿公園照明施設使用料		△47
	6 教育使用料	12, 112	\triangle 1, 172	10,940	1 青少年交流センタ	\triangle 1, 150	青少年交流センター使用料		△615 ,
25	◆実績見込による減額。				一 短		クストゲーム依正な		G\$G√7

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2款:	: 使用料及び手数料 1項	: 使用料			74)	(単位:千円)
□ Fig. 17.2	<i>5</i> \		補正前の額	補正額	補正後の額			說	明	
(世田科及び年数件 2項 - 生数格 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18 17.18 18.18	T					と 分 と 人 と 人 と 保健体育使用料	LX 22	1		$\triangle 22$
# 日本		:								
# 解放び子族科 2 2 年 美術		111111111111111111111111111111111111111	66, 373		64, 385					
2 総務手数料	₩.	: 使用料及び手数料 2	• • •)	〔位:千円)
2 総務手数料 1,553 165 1,718 1 総務手数料 12,722 1 165 1,2 897	C. na		補正前の額	補正額	補正後の額	尔		6	明	
◆実績見込による連続。			1,553	165	1,718	1 総務手数料	165			122
計画		◆実績見込による増額	o							64
日本 1項:国庫負担金 横正前の額 補正統 横正後の額 区 分		1111111	12, 732	165	12,897					
1 民生費 国	影	国庫支出金	負担金)	〔位:千円)
民生費国庫負担金 133,716 △5,580 128,136 身体障害者接護費	TKK 🖔		補正前の額	補正額	補正後の額	4		2000年	明	
◆実績見込による減額。		\vdash	133, 716		128, 136	トン 1 身体障害者援護費 コニュニニ	700 \ 007 \			700
2 衛生費国庫負担金 140 △ 47 3 1 保険衛生費国庫負 ○ 6,500 障害者介護給付費等国庫負担金 3 児童福社費負担金 460 子どものための教育・保育給付国庫負担金 4 児童手当国庫負担金 子育てのための総設等利用給付国庫負担金 4 児童手当国庫負担金 ○ 7.518 児童手当給付負担金 6 介護保険低所得者 ○ 1,518 児童手当給付負担金 7 今実積見込による減額。 ○ 47 93 日保険衛生費国庫負 ○ 47 母子保健衛生費等国庫負担金 計 133,856 ○ 5,627 128,229		◆実績見込による減額。				国庫負担金				
2 衛生費国庫負担金 140 △ 47 ○ 31 日童福祉費負担金 460 子どものための施設等利用給付国庫負担金子育でのための施設等利用給付国庫負担金 2 678 介護保険低所得者保険料軽減負担金 2 142 ○ 47 日28,229 14金 ○ 4.6 627 128,229 186 ○ 5,62							6, 500	音害者介護給付費等国庫負担金	0♥	6, 500
2 衛生費国庫負担金 140 △ 47 931 保険衛生費国庫負 △ 1,518 児童手当給付負担金 2 衛生費国庫負担金 140 △ 47 931 保険衛生費国庫負 △ 47 母子保健衛生費等国庫負担金 →実績見込による減額。 133,856 △ 5,627 128,229						3 児童福祉費負担金		- どものための教育・保育給付国庫負担金 - 育てのための施設等利用給付国庫負担金		430
2 衛生費国庫負担金 140 △ 47 93 R険衛生費国庫負 △ 47 中央保険衛生費国庫負担金 2 , 678 内護保険低所得者保険料軽減負担金 R険料軽減負担金 A 47 日28, 229 日本 133, 856 △ 5, 627 128, 229 日本 133, 856 ○ 5, 627 128, 229 日本 146 中央 146 中科 146 中央 146 中央 146							1, 518	2童手当給付負担金		1, 518
2 衛生費国庫負担金 140 △ 47 33 R険衛生費国庫負 △ 47 母子保健衛生費等国庫負担金 ◆実績見込による減額。 計 133,856 △ 5,627 128,229 128,229 128,229								 護保険低所得者保険料軽減負担金		2, 678
133,856 \(\times 5,627 \) 128,229			140		93	保険衛生費国庫負	47	3.3.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2		△47
$133,856$ $\triangle 5,627$ $128,$		◆実績見込による減額	0			拉色				
	Π	111111111111111111111111111111111111111	133,856		128, 229					

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

#正後の額 区 分 金 額 5 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金 5 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金 7 児童手当負担金 2 5 7 47 児童手当給付負担金 7 児童手当負担金 2 5 7 47 児童手当給付負担金 7 児童手当負担金 2 5 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	項:道負担金	邻_			超			(単位:千円)
○ 後間形態者を破像 ○ 1,679 後期所給者を解解的基盤交流地位 ○ 24 ○ 747 (2000年)の通報等 保育合併有担金 ○ 24 → 1,813 作職保険低所得者保険特権減負担金 ○ 24 → 1,813 作職保険低所得者保険特権減負担金 ○ 24 ○ 40 日保健衛生費等負担金 ○ 7.775 110,748 ○ 25 ○ 40 日保健衛生費等負担金 ○ 7.775 110,748 ○ 7.775 日 2,282 ○ 7.777	無	三前の額	補正額	補正後の額	K K		說明	
6 児童福祉費食担金 2.99 子とじのための監督等利用給付負担金 A 24 46 L 保護衛生費負担金 A 747 児童手当給付負担金 A 7.775 110.748 A 6 M M				u)			後期高齢者医療保険基盤安定拠出金	$\triangle 1,679$
7 児童手当負担金 2 747 児童手当給付負担金 1 保護衛生費負担金 1 保護衛生費負担金 1 保護衛生費負担金 2 1 日 1 保護衛生費負担金 2 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				<u>9</u>	,児童福祉費負担金		子どものための教育・保育給付負担金 子育てのための施設等利用給付負担金	244 15
本 7.775 110.748 本 額				2		747	児童手当給付負担金	△747
本 2 2 4 46 1 保健衛生費負担金 A 24 母子保健衛生費等負担金 本 7.775 110,748 前 前 本 7.83 2,282 2 2.82 2 2.82 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				IO		1,813	^	△1, 813
本元 7,775 110,748 節 節 説 明 本 783 2,282 電源立地地域対策 67 電源立地地域対策を付金 部 明 本 2,282 地域づくり総合交 ム 100 地域づくり推進事業補助金 (防災備署品整備事業分) 3 U 1 9 ケン療規 ム 750 U 1 9 ケン療規は業支援事業補助金 382 9,108 1 社会福祉費補助金 ム 150 介護サービス利用者負担軽減事業補助金 3 地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等条の生活支援事業分) 付金 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等条の生活支援事業分)		70		46 1	保健衛生費負担金	24	母子保健衛生費等負担金 	$\triangle 24$
A								
#正後の額		118, 523		110,748				
補正額 補正後の額 区 分 金 額 配 公 配 公 配 公 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	2項:道補助令							(単位:千円)
Thu Table The Decoration The De	界	日常の第二		# # 上 次 の 板	節			
△ 783 2,282 1 電源立地地域対策 67 電源立地地域対策交付金 交付金 2 地域づくり総合交 △ 100 地域づくり推進事業補助金 (防災備蓄品整備事業分) △ 3 U I J ターン新規 金 △ 750 U I J ターン新規就業支援事業補助金 △ 382 9,108 I 社会福祉費補助金 △ 150 介護サービス利用者負担軽減事業補助金 △ 382 2 児童福祉費補助金 △ 150 介護サービス利用者負担軽減事業補助金 △ 3 地域づくり総合交 282 子ども・子育で支援交付金 付金 250 地域づくり推進事業補助金 (高齢者等冬の生活支援事業分)	ŧ	上間が現		用上版が根	区分	額	D/L	
2 地域づくり総合交 △ 100 地域づくり推進事業補助金 ○ 100 地域づくり推進事業補助金 ○ 100 地域づくり推進事業補助金 382 9,108 1 社会福祉費補助金 △ 150 小150 小護サービス利用者負担軽減事業補助金 ○ 150 小150 小護サービス利用者負担軽減事業補助金 2 児童福祉費補助金 ○ 282 子ども・子育で支援交付金 3 地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分)		3,065		2, 282 1	電源立地地域対策		置源立地地域対策交付金	29
2 地域づくり総合交 △ 100 地域づくり推進事業補助金 ○ 100 地域づくり推進事業補助金 ○ 150 以1 月ターン新規就業支援事業補助金 382 9,108 1 社会福祉費補助金 △ 150 小護サービス利用者負担軽減事業補助金 △ 150 小護サービス利用者負担軽減事業補助金 2 児童福祉費補助金 △ 150 小護サービス利用者負担軽減事業補助金 △ 150 小護・子育で支援交付金 3 地域づくり総合交 282 子ども・子育で支援交付金 3 地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分)					1			
382 9,108 1 社会福祉費補助金 △ 750 U 1 J ターン新規就業支援事業補助金 382 9,108 1 社会福祉費補助金 △ 150 介護サービス利用者負担軽減事業補助金 2 児童福祉費補助金 282 子ども・子育て支援交付金 3 地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金 (高齢者等冬の生活支援事業分)				I _C O	地域 付金	△ 100 b	也域づくり推進事業補助金(防災備蓄品整備事業分)	△100
382 9,108 1 社会福祉費補助金 △ 150 介護サービス利用者負担軽減事業補助金 2 児童福祉費補助金 282 子ども・子育で支援交付金 3 地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分) 付金				[0 3	: UIJターン新規 就業支援事業補助 金	750	J A —	\\\750
児童福祉費補助金 282 子ども・子育て支援交付金 280 子ども・子育て支援交付金地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分) 付金		8, 726	382	9, 108 1			^ 	$\triangle 150$
児童福祉費補助金 282 子ども・子育で支援交付金 地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分) 付金								
地域づくり総合交 250 地域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分) 付金				IM	,児童福祉費補助金	282	子ども・子育て支援交付金	282
				[63	地域 付金	250 J	也域づくり推進事業補助金(高齢者等冬の生活支援事業分)	250

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

相正前の額 衛生費補助金 9,058	14)程		_	W.			(+
:	目 0ノ各員	権正額 4	補正後の額			19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1	
	XH Z FFI			区分	金 額		
	9,058	\triangle 2,016	7,042	. 乳幼児医療費補助 会	△ 151	乳幼児医療費補助金 ョイトロロccccccccccccccccccccccccccccccccccc	$\triangle 145$
実績見込による減額。				Ħ		九剑冗区原中伤其相切並	0
			62	. 心身障害者医療対 策費補助金	△ 1,237	<u>重度心身障害者医療費補助金</u> 重度心身障害者医療事務費補助金	\triangle 1, 200 \triangle 37
			<u> </u> m	3 母子保健費補助金	△ 510	母子家庭等医療費補助金 母子家庭等医療事務費補助金	$\begin{array}{c} \triangle 500 \\ \triangle 10 \end{array}$
			9	6 保健衛生費補助金	△ 118	118 出産・子育て応援交付金	△118
農林水産業費補助金	11, 407	△ 23	11, 384	農業費補助金	△ 137	農業委員会活動促進事業交付金	$\triangle 137$
実績見込による減額。	_						
			101	2 林業費補助金	114	森林環境保全整備事業補助金 森林保護事業補助金	703 △589
教育費補助金	23,600	△ 4,398	19, 202 1	教育総務費補助金	△ 4,398	4,398 ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金	$\triangle 4$, 398
実績見込による減額。		<u>-</u>					
十年	60,656	\triangle 6,838	53, 818				
3項:道委託金							(単位:千円)
上票	権下前の額	4 類 4	関い 関 関 関 関 関 関 関 関 関			HA ÇE	
		0		区 分级数据事务	多 額	次 佐田 分 数事物大量人	<
	15, 393	□ 2, 920	12, 473 1	. 彪務官 埋貨 安託金	65 🗸	催吹移課事務交付金 土地利用規制等対策事務事業交付金	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
米頓兄がこその減強。	-					7 7 5 5 7 7 74 LLL 7 117 NT 5 5 117 NT 77 C C C 6 5 1 N 10 N 17 L 75 7 117 7	9 9
			<u>~)</u>	3 選挙費委託金	△ 2,861	衆議院議員総選拳及び最高裁判所裁判官国民審査委託金	$\triangle 2$, 861
111111111111111111111111111111111111111	15,645	\triangle 2, 920	12, 725				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

財産保付収入 15,277 15,120 1-1地路物度付収入 2.157 15,120 1-1地路物度付収入 2.157 15,120 1-1地路物度付収入 2.157	議案		雑下部の鑑	補正額	雄正後 の 額	節		田	
1 財産資付収入 16,277 ム 157 15,120 土地建物資付収入 157 15,120 土地建物資付収入 148	% 		備上即の徴	備工領	浦上後の銀				
◆実績見込による減額。		1 財産貸付収入	15, 277	\triangle 157	15, 120	1 土地建物貸付収入	△ 157	町有住宅貸家料	$\triangle 157$
2 利子及び配当金 147 498 645 1 利子及び配当金 498 接続を結合的 147人	31	◆実績見込による減額。	0]						
◆利率の確定による増額。			147		645	1 利子及び配当金	498	財政調整基金利子収入	243
計画		◆利率の確定による増	網。						47 4. C2
財産収入 2項:財産売払収入 目 補正前の額 補正後の額 横正後の額 横正後の額 横正後の額 横正後の額 横正後の額 横正後の額 横正後の額 横正後の額 大量機長込による境額。 ◆実績見込による境額。	31							花田俊勝奨学金基金利子収入 ふるさと応援基金利子収入 過疎地域自立促進特別事業基金利子収入 公共施設維持保全基金利子収入 ふるさと定住促進住宅基金利子収入 森林環境護与稅基金利子収入	9 101 26 53 35 3
財産収入 2項:財産売払収入		111111111111111111111111111111111111111	15, 424	341	15, 765				
1 特	50 製	:財産収入 2項	** **********************************						(単位:千円)
2 物品売払収入 1,700 1,359 3,059 1 物品売払収入 2,38 位 上菱種アワビ売払収入 3 生産物売払収入 4,276 ム 958 3,318 1 生産物売払収入 3 生産物売払収入 3 生産物売払収入 4,276 ム 958 3,318 1 生産物売払収入 5,986 401 6,387	議案。		補正前の額	補正額	補正後の額	<			
◆実績見込による増稿。 3 生産物売払収入 4,276 △ 958 3,318 生産物売払収入 ○ 958 陸上養殖アワビ売払収入 3 大量・機見込による減額。 401 6,387 ○ 958 歴史養殖アワビ売払収入 寄付金 1項:寄付金 1項:寄付金 1 上段寄付金 1,575 521 ○ 6,387 ○ 401 区分 金 箱 施 着付金 競客付金 2 総務寄付金 2 総務寄付金 2 総務寄付金 2 総務寄付金 2 総務寄付金 2 による減額。 1,575 521 一般寄付金 521 上級寄付金 521 上級市 521 上級寄付金 521 上級寄付金 521 上級市 521 上級寄付金 521 上級寄付金 521 上級市 521	,	2	1,700		3,059			町有林立木等売払収入	1,359
3 生産物売払収入 4,276 △ 958 3,318 生産物売払収入 △ 958 陸上養殖アワビ売払収入	32	◆実績見込による増額							
◆実績見込による減額。			4, 276	\triangleleft	3, 318	1 生産物売	826	陸上養殖アワビ売払収入	∨958
寄付金 1項: 寄付金 401 6,387 6,387 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	32	◆実績見込による減額。	0						
寄付金 前正後の額 広分 金額 説記 立、096 1 一般寄付金 521 一般寄付金 記記 2,096 1 一般寄付金 521 一般寄付金 記述 点 点 2 総務寄付金 こ 15,000 こ 16,000 こ 54,000 1 一般寄付金 本 1,575 本 15,479 56,096 本 15,479 56,096 本 15,479 56,096		1100	5,986		6, 387				
1 一般寄付金 4市上前の額	6 款	寄付金							(単位:千円)
1 一般寄付金 1,575 521 2,096 1 一般寄付金 2 総務寄付金 70,000 △16,000 54,000 1 一般寄付金 ◆実績見込による減額。 1,575 △15,479 56,096	議案パージージ		補正前の額	補正額	補正後の額				
◆実績による増額。 70,000 △ 16,000 54,000 1 一般寄付金 2 総務寄付金 70,000 △ 16,000 54,000 1 一般寄付金 ◆実績見込による減額。 1,575 △ 15,479 56,096		1 一般寄付金	1,575		2,096	$\overline{}$	521	一般寄付金	521
2 総務寄付金 70,000 △ 16,000 54,000 1 一般寄付金 ◆実績見込による減額。	32	◆実績による増額。							
◆実績見込による減額。 計 71,575 △15,479			70,000		54,000	1 一般寄付金	△ 16,000	ふるさと応援寄付金	$\triangle 16,000$
71, 575 \triangle 15, 479	32	◆実績見込による減額。	0						
-:- (-:		111111111111111111111111111111111111111	71, 575	\triangle 15, 479	56,096				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

1 7	7款: i	7款:繰入金 2項:基金繰入金	④						(単位:千円)
鱳	議案	Ш	弾い 当の	441万%	外世界 ジャー	節		EH RE	
Ý	<i>\(\)</i>	П	備上別の復	福上负	無上後の概		金 額	HAL	
	1	1 財政調整基金繰入金	305, 725	\triangle 175, 263	130, 462	_	\triangle 175, 263	△ 175, 263 財政調整基金繰入金	$\triangle 175, 263$
<i>.</i>	32	◆今回の補正に係る財源調整による減額。これにより 今年度の財政調整基金からの繰入額は130,462千円と なります。	源調整による からの繰入略 	減額。これに [[よ130,462千 	た。 1日2 1日2	倒			
رى	32	4 ふるさと応援基金繰入金 ◆実績見込による減額。	113, 251	△ 4,746	108, 505	1 ふるさと応援基金 繰入金	△ 4,746	△ 4,746 ふるさと応援基金繰入金	△4, 746
ھى	33	5 公共施設維持保全基金繰入金 入金 ◆実績見込による減額。	23, 290	△ 957	22, 333	-	◁	957 公共施設維持保全基金繰入金	√957
m	33	6 人財育成基金繰入金●実績見込による減額。	13,486	△ 4,100	9,386	1 人財育成基金繰入 金		△ 4,100 人財育成基金繰入金	$\triangle 4,100$
12	\dagger	111111111111111111111111111111111111111	472, 232	△ 185, 254	286, 978				
	1 9 款:諸収入	諸収入 1項:延滞加算金及び過料	金及び過料						(単位:千円)
継ぐ	議案ページ	Ш	補正前の額	補正額	補正後の額	第 区 分	金額	的 選	
	1	1 延滞金	2	250		252 1 延滞金	250	250 町税滞納延滞金	250
ر.،	33	◆収納実績見込による増額。	曽額。						
	\parallel	111111	2	250	252				
1 6	1 9 款:諸収入	諸収入 3項:貸付金元利収入	利収入						(単位:千円)
た。	議案パージージ		補正前の額	補正額	補正後の額		今 %	自 選	
		2 奨学資金貸付金収入	3, 179	5,685	8,861	1 奨学資金1		5,682 奨学資金貸付金収入	5,682
	33	◆実績見込による増額。				<			
Ш	H	11111111	88, 179	5,682	93,861				

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

(単位:千円)		$\triangle 500$		∆327	616	$\triangle 1,043$	084 △21 >31	$\triangle 24$ 482	$\begin{array}{c} \triangle 681 \\ 380 \end{array}$	$\triangle 1,848$	$\triangle 2, 159$ 455	$\triangle 4,000$	2, 154 3, 270		(単位:千円)			$\triangle 200$		$\triangle 2,100$	009▽	$\triangle 6,900$
	說明	重度心身障害者医療高額療養費収入		教職員等給食費収入	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入	度島西部広域事務組合派遣職員給与費負担収入 聯昌団休甫쏬職員 北淺數	殿員回至中に爾貝米名詞 対望が次くせきがいデイナー ビス事業利用教・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ンョートスケイ事業利用科生活支援ハウス利用料等	特産品センター自動販売機電気料 青図トンネル記念館光熱水費負担金	女障物件補償金 禁育压瘁費機们会	(1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	から 代教行格費 徴収金 1444 158 車 441 15 人 144 44 44 44 14 14 1	17.對打磨負敗收金(備約機越力) 北海道市町村職員退職手当組合負担金精算還付金			田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	E/C	△ 200 出産祝金交付事業債		2, 100 定住促進住宅整備事業債	福祉センター改修事業債	町内会館整備事業債
	金額	▼ 200 国		△ 327 巻	616	△ 2,144 鴻	<u>₹₩</u>	<u>∨ ∓</u>	<u> 张 </u>	**************************************		₩ <i>₹</i> 2	- -				金 額	D 200 H		△ 2,100 注	△ 7,500福	<u>年</u>
	**************************************	高額療養費収入		2 給食費収入	4 保險料負担金収入	9 雑入)	区分	ふるさと暮らし応感事業	坂事未]貞	: 定住 · 移住促進事 業債	104,300 2 社会福祉債	
1	補正後の額	63, 174 1		6.0	4	0,								65, 174		据工公 ① 据	開上後で銀	61,800		4	104, 300	
	補正額	\triangle 2, 355												\triangle 2, 355		7年7年	`	\triangle 2, 300			\triangle 7,500	
1	補正前の額	62, 258												62, 258		報じ 端 り 報	備上別グ復	64, 100			111,800	
諸収入 5項:維入	ш	雑入	◆実績見込による減額。											111111111111111111111111111111111111111	町債 1項:町債			総務債	◆実績による減額。		民生債	◆ 宇 緒 一 上 入 浦 好
	× 1 %	1					34								20款:町債	議案	シーペ	1		35	2	35

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

20款	: 町債 1項: 町債						(単位:千円)
議案		4年11年0年	加工館	地下 徐 の 皙	節		
<u>い</u> し く		11年11年7月	無上数	田上区の根	区分		
	3 衛生債	29, 400	\triangle 700	28, 700	28,700 1 保健衛生債	△ 700 子ども医療費助成事業債	$\triangle 1,700$
35	◆実績による減額。	•				吉岡温泉整備事業債	1,000
	4 農林水産業債	35, 400	\triangle 5,800	29,600	1 林業債	△ 1,500 公有林整備事業債	$\triangle 1,500$
ļ	◆実績による減額。						
cc c					2 水産業債	△ 4,300 水産物供給基盤機能保全事業債 古岡漁港岸壁改良整備事業債	\triangle 1, 900 \triangle 2, 400
	6 土木債	95, 200	14,700	109, 900	1 道路橋梁事業債	△ 5,000 橋梁長寿命化事業債	$\triangle 3,100$
	◆対象事業の追加による増額。					町道川原町汐見町線整備事業債	$\triangle 1$, 900
35					2 普通河川河道整備 事業債	18,800 福島川改修事業債	18,800
				•	3 都市計画事業債	900 空家対策等支援事業債	006
	7 消防債	10,600	\triangle 1,900	8,700	1 消防施設整備事業	△ 1,900	$\triangle 1,900$
36	◆実績による減額。				〕		
	9 教育債	257,900	\triangle 14, 700	243, 200	1 青少年交流センタ 上敷 はまま	△ 11,100 青少年交流センター整備事業債	$\triangle 11,100$
Ç	◆実績による減額。				定備事未買		
36					2 太陽光発電設備等整備事業債事業債	△ 3,600 太陽光発電設備等整備事業債	$\triangle 3,600$
	11111111	618,645	\triangle 18, 200	600, 445			

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

議会事務局

2	# 計	## 46 44 86	1正後の額 49,037-930-88課	財源内記一般財源 △	1 (事業目的) (事業内容等) (事業目的) ○ 98 (事業目的) (主な増減) (事業内容等) (事業内容等)	 説明(事業の目的・主な増減等) 「三元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価(監視)における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。 (整視)における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。 (委員旅費△72、普通旅費△100(専門的審査・調査謝礼)、旅費△422(委員批金・補助及び交付金△50(管内議長会等負担金)) (董内金・補助及び交付金△50(管内議長会等負担金)) (董内金・補助及び交付金△50(管内議長会等負担金)) (董内金・本の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との情報を共有する。 (董内本・本の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との情報を共有する。 (董内、北域を熟知する町民との情報を共有する。 (董内、北域を熟知する町民との情報を共有する。 (董内、北域を熟知する町民との情報を共有する。 (董内、北域を熟知する町民との情報を共有する。
2	(49, 8) 無 m	98	930 -		86	
2 数: 総務 議会 議会 議会 議会 議会 1 項 1 可		86	086		8 6 6	井井 イボノ 「小」 火地原 一面庫 「「ルノ
2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	86	930 -		86	実績見込による減額 議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との情報を共有す 需用費△98 (議会だより印刷製本費) 実績見込による減額
2	職 T 1 0 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	86	930		86	議会の活動に関する情報公開を徹底し、地域を熟知する町民との情報を共有す 需用費△98 (議会だより印刷製本費) 実績見込による減額
2					[主な増減] [事業内容等]	
2 巻: 総務	票 1 日 ::		※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		事業內容等	
8務費 1項	3		※無			
2款:総務費 39 ※ 一般管理者	1	† !				
** *** ***	<u></u>	一般管理費				(単位: 千円)
業		算 額		日本国		当田 (电光) 日 内 · 十 六 神 注 次)
***	補正前の額	補正額 補	補正後の額	对你了可		
	28, 792	△ 1,084	27, 708 –	一般財源 △1	△ 1,084 【事業目的】	1】 行政組織及び全般的な事務管理を行い安定的な行政運営を図る。
1					【主な増減】	
					[事業内容等]	購入費△400外)外 等】 令和 7 年度採用職員に係る赴任旅費の追加及び支出精査
	318	△ 138	180	一般財源 △	【事業目的】	1】 条例に基づく委員会の適切な運営。
40 継 各種委員会運営費					【主な増減】	於】報酬△115 (表彰審議委員会委員報酬△20外) 於費△23 (表彰審議委員会委員費用弁償△4外)
					【事業内容等】	等】会議終了等による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

	職来 ** 事務・事業予算名ページ 継	[名 補正前の額	チ 算)額 補正額	額 補正後の額	財源内訳	rv	説明(事業の目的・主な増減等)	
40	継 渡島町村会費	1, 8	1,800 \triangle 166	66 1, 634	一般財源	△ 166	【事業目的】 町村事務等の権限に属する連絡調整や地方自治の振興発展に寄与する調査研究・陳情等を共同で行う。 等を共同で行う。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△166(渡島町村会会費△135外)	東信 -
							[事業内容等] 事業完了による減額	
		1, 6	1,961 \triangle 5.	545 1, 416	一般財源	△ 545	【事業目的】 研修による職員の能力向上を図り、業務や住民サービスの向上を図る。	
40	継職員研修費					<u> </u>	【主な増減】 旅費△160(研修旅費)、委託料△385(職員研修実施業務委託料)	
							【事業内容等】 支出精査及び事業完了による減額	
		36, 658	\triangleleft	714 35, 944	一般財源	△ 714	【事業目的】 庁舎を適切に維持管理する。	
40	継 庁舎管理費						【主な増減】 需用費△500(光熱水費)、委託料△114(歩道支障枝剪定委託料△6外) 備品購入費△100(庁用備品購入費)	
							[事業内容等] 支出精査及び事業完了による減額	
		業		企画課				
2款:	2款:総務費 1項:総務管理費	発理費 2目:	文書広報費					(単位:千円)
議案 ページ	新 事務·事業予算名 継	1名 構正前の額	子 算)額 補正額	額 輔正後の額	財源内訳	r)	説明(事業の目的・主な増減等)	
		2, 5		200 2,715	一般財源	200	【事業目的】 町民に行政情報等を適切に提供。	
41	継文書広報費						【主な増減】 需用費200(印刷製本費)	
						<u> </u>	【事業内容等】 発行ページ数増加による増額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

2款:総務費	総務費 1項:総務管理費 ポー	事 5月:財産管理費 3 年 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3	至管理費 答	护匠				(単位:千円)
業という。	新	計補正前の額	<u></u> 横正額	額 補正後の額	財源内訳	可言尺	説明(事業の目的・主な増減等)	章)
		6, 367	△ 368		一般財源	₩ 368	【事業目的】 町有財産(公用車両を除く)を適正に管理する。	
41	継 町有財産管理費						主な増減】 役務費△3(廃棄物処理手数料)、委託料△360(植生返 備品購入費△5(管理用備品購入費)	委託料△360(植生及び樹木管理委託料△130外))
						1	[事業内容等] 支出精査及び事業完了による減額	
		13,605	\triangle 1, 939	11,666	一般財源	△ 1,939	【事業目的】 公用車両の適切な管理を行う。	
41	継 車輌管理費					l	【主な増減】 需用費△1,496(燃料費)、公課費△127(自動車重量税)外	党)外
							[事業内容等] 支出精査による減額	
		業名		企画課				
2款:総務費	総務費 1項:総務管理費	費 6目:企画費	画					(単位:千円)
議 % ! ジージ	新 事務・事業予算名 継	予補正前の額	算補正額	額 補正後の額	財源内訳	通	説明(事業の目的・主な増減等)	(長
		2, 586			2,408 道支出金一些时酒	△ 39	【事業目的】 重要施策の企画及び調整、国・道・市町村との調整に関する事務。	員する事務。
41	総企画費				12 X X 12	601	【主な増減】 旅費△148(普通旅費)、需用費△28(食糧費)、委託 ント会場準備委託料)	委託料△2(NHK大相撲中継イベ
						ı	[事業内容等] 実績見込による減額	
		384	△ 240	144	一般財源	△ 240	【事業目的】 総合計画の策定や変更の審議を行う。	
42						1	【主な増減】 報酬△200(総合計画審議会委員報酬)、旅費△40(総	旅費△40(総合計画審議会委員費用弁償)
						1	[事業内容等]] 開催実績による減額 (当初:4回開催 実績:4回開催(うち1回は書面開催))	
		38, 540	△ 9,840	28,700 繰入金一般財	漠	\triangle 4,000 \triangle 5,840	【事業目的】 ふるさと納税制度の運用(ふるさと納税者に対する返れ	(ふるさと納税者に対する返礼品送付など) 及び補助金の交付。
42	※ ふるさと応援基金運営 継 費						【主な増減】 需用費△110 (印刷製本費)、役務費△500(各種手数料)、委託料△8,160(ふるさと納税運用業務委託料)、使用料及び賃借料△620(ふるさと納税ポータルサイト等利用料)、負担金・補助及び交付金△450(ふるさと応援基金事業補助金)	i、委託料△8,160 (ふるさと さと納税ポータルサイト等利用 金事業補助金)
						l	【事業内容等】 寄付額の減額見込に伴う関係経費の減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

企画課

シーペ	新 事務。重整子質及	子	算	額	財活内部	山田		部田(東娄の日的・土か神祕姓)
		補正前の額	補正額	補正後の額	五条	\d_r_		
		12, 452	\triangle 3, 652	8, 800	韫	\triangle 2, 159	[事業目的]	脱炭素戦略計画を策定することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み よ ロニュー
					一般財源	\triangle 1, 493		を展開する。
42	継						【主な増減】	委託料△3,652(脱炭素戦略計画策定委託料)
							[事業内容等]	事業完了による事業費確定に伴う減額
		4					177 口 赤 丰]	20人間時年七七46条第4分に
		240	△ 180	09	一般財源	○ 180	事業日的	終行戦略承圧及び番騰を行う。
42	継 福島町総合戦略策定事 業費					I	【主な増減】	報酬△150(総合戦略策定委員報酬)、旅費△30(総合戦略策定委員費用弁償)
						<u> </u>	[事業内容等]	開催実績による減額
								(当初:2回 実績:1回)
		942	₩ 7	804	一般財源	△ 138	【事業目的】	大学との連携により、新たな商品開発や付加価値向上及び人材育成を図り産業活性化 や産業振興を推進する。
42	継 華学官連携産業活性化 事業費					1	【主な増減】	旅費△138(普通旅費)
						1	[事業内容等]	実績見込による減額
		100	∇ 20	20	一般財源	∨ 20	[事業目的]	新型コロナウイルス感染症対応のためのテレワークやオンライン授業等の「新たな日常」 に必要な情報通信基盤を整備するため、町内の光ファイバー未整備地区の整備を行う。
42	継 高度無線環境整備推進 事業費					I	【主な増減】	負担金・補助及び交付金△50 (インターネット接続環境整備費補助金)
						1	[事業内容等]	実績見込による減額
		200	△ 148	. 52	一般財源	△ 148	[事業目的]	テレビ放送の難視聴を解消するために設置されたテレビ放送共同受信施設の費用の一部 を助成することにより、テレビ共同受信施設組合の継続的な運営を支援する。
42	継 テレビ放送共同受信施 設整備支援事業費					I	【主な増減】	負担金・補助及び交付金△148(テレビ放送共同受信施設整備費補助金)
						1	[事業內容等]	補助事業完了による事業費確定に伴う減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

 (単午: 竹) ((1	説明(事業の目的・主な増減等)	718 【事業目的】 職員の安全と健康保持及び快適な職場環境の形成を図る。	【主な増減】 役務費△542(健康診査手数料△440外)、委託料△176(ストレスチェック実施業務委託料)	[事業内容等] 支出精査による減額		(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	200 【事業目的】 住民の交通手段確保のため、バス運行に係る待合所の維持管理。	【主な増減】 負担金・補助及び交付金△200 (バス待合所整備事業補助金)	[事業内容等] 実績見込による減額		(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	502 [事業目的] 住	サービスを提供する。 【主な増減】 委託料△502 (電子計算機システム変更委託料)	[事業内容等] 事業完了による減額	△ 104 【事業目的】 インターネットの利用により効率的な行政システムを確立する。	【主な増減】 役務費△100 (通信運搬費) 委託料△4 (北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料) 【事業内容等】 事業完了等による減額
	財源内訳	一般財源 △					財源内訳	一般財源 △					財源内訳	一般財源 △			一般財源 △	
に 理	額補正後の額				企画課	管理費	額補正後の額				総務課	推進費	額はおの名				4, 667	
1. 職員厚生管理費	. 算相正額					:バス待合所管理費	. 算相正額					:電子自治体推進費	. 算相工格				△ 104	
	予補正前の額	2, 733			票	14目:	子 単一	2,878			課	15目:	子	4, 327			4,771	
1項:総務管理費	事務・事業予算名		職員厚生管理費			1項:総務管理費	事務・事業予算名		バス待合所管理費			身 1項:総務管理費	事務・事業予算名		総合行政ネットワーク	事業費		インターネット事業費
2款:総務費	議条がし、禁		43 総 1			2款:総務費	議条 トージ 禁		43 総			2款:総務費	議条がしい。		Ş	4.5 水 水		43 総

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

				性、町民の利便性の				(単位:千円)		気軽に外出できる環境を整備する。			(田子:仰萬)		0		
説明 (事業の目的・主な増減等)	電子申請システムを道と市町村が共同で構築利用する。	委託料△14(電子計算機システム運用委託料)	事業完了による減額	行政手続におけるデジタル環境を整え、事務処理内容の共通性、町民の利便性の 向上・行政運営の効率化を図る。	財源繰替による				説明(事業の目的・主な増減等)	千軒地区における新たな公共交通を確保し、気軽に外出でき	委託料△10(運行業務委託料)	実績見込による減額		説明(事業の目的・主な増減等)	若者等の定住を促進するため新築住宅等へ奨励金を交付する。	負担金・補助及び交付金△1,097 (住宅リフォーム補助金)	The street, the total of the China of the China of the Street, the China of the Chi
	4 【事業目的】	【主な増減】	【事業内容等】	2 [事業目的]	【主な増減】	[事業內容等]				0 [事業目的]	【主な増減】	【事業內容等】			【事業目的】	【主な増減】	
財源内訳	一般財源 △ 14			3,932 →般財源 △3,932					財源内訳	-般財源 △ 10			#1111	財源内訳	一般財源 △ 1,097		
額補正後の額	485			0 26,532 国庫支出金 一般財源			企画課	交通維持費	額はは次の額	0.				額補下後の額	8, 403		
子 算 :の額 補正額	499 \triangle 14			26, 532			4	目:地域公共交通維持費	子 算				Ш	子 (の箱 補下額	ľ		
補正前の額		HA H		26	<u></u>		離	費 16	子と関する。		- [X		曹 17	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 	
事務・事業予算名		北海道電子自治体HA R P 電子申請運用委託	事業費		行政デジタル化推進事 ※ 豊	K K		[1項:総務管理費	事務・事業予算名		千軒地区新たな公共交送がのまま	旭催 笨事来貨	1項:総務管理費	事務・事業予算名		定住促進住宅等奨励事 	ĭ K K
議条 トーツ 番		43 総 1		1	43 継		1	2款:総務費	議案がしい。		43 総		2款:総務費	議案 新	1	44 総	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

企画課

(中心・173) 説明 (事業の目的・主な増減等)	△ 200 【事業目的】 人口減少に歯止めをかけるため、新生児に対して奨励金を交付し、地域全体で子育てを 200	[主な増減] 財源繰替による	[事業内容等]	() () () () () () () () () ()	引	 △ 2,100	1	【主な増減】 委託料△285(定住促進住宅建設工事監督支援業務委託料△22、定住促進住宅建築工事 監督業務委託料△263)、工事請負費△1,962(定住促進住宅建設工事費)	[事業内容等] 入札蔵及び実績による減額	△ 750 【事業目的】 東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)からの移住を促進する。 ∧ 250	[主な増減】 負担金・補助及び交付金△1,000 (移住支援金)	[事業内容等] 実績による減額	△ 200 【事業目的】 福島町への移住促進を図る。	【主な増減】 負担金・補助及び交付金△200 (移住者支援補助金)	【事業内容等】 実績見込による減額	△ 100 【事業目的】 定住促進住宅を適切に管理し、若者や子育て世帯の定住・移住を促進する。	【主な増減】 需用費△100(光熱水費)	[事業内容等] 実績見込による減額
財源内訳	逆				財源内訳		演			国庫支出金 △ ← 一般財活			-般財源 △			-般財源 △		
- みっちょこ 中央 ひかい 放手来 真子 第一 第一 額					額	相上後の親 7 61,372 地方債				0			200			- 20		
算備正額				ご住・移住	黄	備上額 △ 2,247				\triangle 1,000			△ 200			□ 100		
	3, 500			19目: 3	★ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	備止削の額 63,619				1,000			400			150		
1 1 1 子 子 補正前の額				#Im′				業			洗業						ml(
		継出産祝金交付事業費		2 款:総務費 1項:総務管理費	事務・事業予算名			継 費 費			UI Jターン新規就業 支援事業費	₹ + -		 継 			 継 定住促進住宅管理費	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

企画課

事務・事業予算名 補正前 子ヤレンジスピリット 課 事務・事業予算名 補正前 事務・事業予算名 構正前 事務・事業予算名 講 事務・事業予算名 無正前 事務・事業予算名 補正前 事務・事業予算名 補正前 事務・事業予算名 補正前
--

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

[委員費] (東名 総務課(財) 7項:財政基金費 1日:財政調整基金費 事務・事業予算名 補正前の額 補正額 補正後の額 補正後の額 30,116 243 30,359	(5) 財源内訳 財産収入 243 (事業月的]	 ※ 情見込による減額 (単位:千円) (単位:千円) (財政調整基金積立金(安定した財政運営を図るための基金)
財政調整基金費	【主な増減】 積立金243 (積立金) 【事業内容等】 生繕目 以に よろ 増縮	(博立金) よる増額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

総務課 (財政)

1		1	ď	1-1			
悪が、	新 事務・事業予算名	分		額	財源内訳		説明 (事業の目的・主な増減等)
)		備上削の領	佣止領	備上仮の領			
		က	12, 441	12, 444	12, 444 財産収入 24 一般財源 12, 417	24 [事業目的] .17	減債基金積立金(将来にわたる公債費の償還や繰上償還財源としての基金)
47	継 減債基金費					【主な増減】	積立金12,441 (積立金)
						[事業內容等]	普通交付税の算定費目(臨時財政対策債償還基金費)の追加による
	2 款:総務費 7 項:財政基金費			金基金費			日士: 卯寅)
議案ページージ	新事	手工能の額	算 須 補下額	額はは一種で	財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
1		100 mm mm m m m m m m m m m m m m m m m	625	892	財産収入	2 事業目的】	福祉・医療分野の学校に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な
					諸収入 6	622	者に対する奨学資金。
47	継 小笠原実奨学金基金費				一般財源	1 [主な増減]	積立金625 (積立金)
						[事業內容等]	実績見込による増額
1 ::			4目: 花田馋 勝班学会基会費	今 基 会			(田士・母無)
: 4	 		40000000000000000000000000000000000000	なり			· 五十 \
勝米ページージ	^新 事務・事業予算名 継	権正前の額	単	領 補正後の額	財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
Ī		633	722		X	[事業目的]	学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校に在学する福島町住民の子弟で、経
					諸収入 7	712	済的理由により修学困難な者に対する奨学資金。
48	継 花田俊勝奨学金基金費				一般財源	1 【主な増減】	積立金722 (積立金)
						[事業内容等]	実績見込による増額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

企画課

4. 小心为具 「只、別以本正具	ВС	:ふるさと心援基金質			(単位:十円)
新 事数,事类子符及	¥	算額	是 平 與 古		(本)
	有正前の額	補正額 補正後の額			(4.首)
	70,011	△ 15,899 54,	54, 112 財産収入 101 客付条 \ 16,000	【事業目的】 ふるさと応援寄付金及び利息の積立。	
継 ふるさと応援基金費	πîm/		1	【主な増減】 積立金△12,899(ふるさと応援基金分△20,000、企業版ふるさと納税分4,000、基金利主な増減】 利子分101))、企業版ふるさと納税分4,000、基金
				[事業内容等] 実績見込による減額	
2 款:総務費 7項:財政基金費	9				日士: <i>功</i> 寅)
新 事務・事業予算名 ※	名補正前の額	算 額 補正額 補正後の額	り類財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	
71	5,004	97	5,030 財産収入 26	【事業目的】 過疎地域自立促進特別事業を推進するため基金を造成する。	を造成する。
 過疎地域自立促進特別 事業事 全	45月			【主な増減】 積立金26 (積立金)	
事, 来				【事業内容等】 実績見込による増額	
	票	総務課	-		
2款:総務費 7項:財政基金費	7 ₪	:公共施設維持保全基金費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(単位: 千円)
新 事務·事業予算名 **	名描下前の質	算 額 補下缩 補下終の額	<u>○ 数</u> 財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	(な増減等)
14.5.	8	3	61 財産収入 53	【事業目的】 公共施設の安定した維特保全を図るため基金を造成する。	造成する。
 公共施設維持保全基金 	(李)			【主な増減】 積立金53 (積立金)	
II.				[事業内容等] 利子収入の積立 (利率確定による)	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

(単位:千円)	(事業の目的・主な増減等) 注進するため基金を造成する。			(単位:千円)	(事業の目的・主な増減等)	間伐や木材利用の推進・普及啓発等の森林整備を推進するため基金を造成する。				(日十:四萬)	(事業の目的・主な増減等)	障がい者がその能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付・支援を行い福祉の充実を図る。	扶助費△14, 400(障害者介護給付費△13, 000、療養介護医療費△1, 000外)	
<u>企</u> 画課 主宅基金費	工後の額 財源内訳 計画棟地域自立促進特別事業を指 41 財産収入 35 【事業目的】 過棟地域自立促進特別事業を指	【主な増減】 積立金35 (積立金) 【事業内容等】 実績見込による増額	産業課(農林)	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	正後の額 財源内訳 説明	7,620 譲与税 886 【事業目的】 間伐や木材利用の推進・普及階 財産収入 5		【事業内容等】 実績見込による増額	福祉課	aller (正後の額 財源内訳 説明	191,964 国庫支出金 △ 7,200 【事業目的】 障がい者がその能力及び適正に応じ、自立した9 道支出金 △ 3,600 ビスに係る給付・支援を行い福祉の充実を図る。	3,600 【主な増減】	【事業内容等】 実績見込による減額
課名 企画課 2款:総務費 7項:財政基金費 8目:ふるさと定住住宅基金費	議案 新 事務・事業予算名 イルエ前の額 イル正前の額 イル正前の イル正第 イ本正前の	49 継 ふるさと定住促進住宅 基金費	開 名	8務費 7項:財政基金費 9目:森林環境議与	議案 新	6, 628	49 継 森林環境譲与税基金費		課 名	3款:民生費 1項:社会福祉費 1目:社会福祉総務費	議案 新 事務・事業予算名 市工前の額 補正前の額 補正額 構	206, 364 \triangle 14, 400	49 継 障害者福祉事業費	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

町民課

1	(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	【低所得の高齢者世帯等に対し、冬期間の採暖に必要な経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の向上を図る。】財源繰替による計算機替による		(単位:千円)	説明 (事業の目的・主な増減等)	】 重度心身障がい者のうち、病院等〜通院するための移動手段をタクシーに頼るしかない者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 負担金・補助及び交付金△250 (重度心身障害者タクシー利用支援助成金)	:] 実績見込による減額		(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	】 生活環境の改善と生活文化の向上のため、生活館の維持管理を図る。	】 需用費△250(光熱水費)、備品購入費△538(管理用備品購入費)外	:】 支出精査及び事業完了による減額	】生活館を適切に維持管理する。	】委託料△250(白符町内会館整備工事監理業務委託料)、工事請負費△7,062(白符町内会館整備工事貴△6,601外)外 町内会館整備工事費△6,601外)外 3]支出精査及び事業完了による減額
2		清	250			持		【事業内容等			与意尺	820	【主な増減	事業内容等	6,900	
2社費 1項: 社会福祉費 1目: 社会福祉総務費 新 事務・事業予算名 市正前の額 補正額 和正額 相正 機 事務・事業予算名 市正前の額 補正額 相正 総 事務・事業予算名 市正前の額 補正額 額 総 事務・事業予算名 市正前の額 補正額 額 総 事務・事業予算名 有正前の額 補正額 額 新 事務・事業予算名 再定 公本経費者 総 本の本の政事業費 予算 額 財政事業費 予算 額 本の本の政事業費 財政事業費 本の本の政事業費 本の本の政事業費 財政事業費 本の本の政事業費 本の本の政事業費 財政事業費 本のの本の政事業費 本のの本の政事業費 財政事業費 本のののの政事業費 本ののののののののの政事を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を			00 道支出金 一般財源												25 地方債 編 7 会	本へ並 一般財源
2件費 1項:社会福祉費 1目 2 社会福祉費 1目 2 社会福祉費 1目 2 社会福祉費 1目 2 社会福祉費 1目 3 目	務費	244		福祉課	務費	2042			総務課	理費						
1 項 : 社会福祉費 1 目 2 社会福祉費 1 目 2 社会福祉費 1 目 2 社会福祉費 1 目 2 社会福祉費 1 目 3 目	:会福祉総				会福祉総	, <u> </u>	\triangleleft			活館等管	. L				⊲	
生 無 機 機 機 機 機 機 機 人 中 基 人 中 人 中 人 中 人 上 人 上 人 上 人 上 </td <td></td> <td>有正前の額</td> <td>5, 000</td> <td></td> <td></td> <td>補正前の額</td> <td>578</td> <td></td> <td></td> <td>ш</td> <td>補正前の額</td> <td>3, 76</td> <td></td> <td></td> <td>93, 500</td> <td></td>		有正前の額	5, 000			補正前の額	578			ш	補正前の額	3, 76			93, 500	
民 が 出 が 生 数 生 数 生 数 生 数					1					1						
と	3 款:民生費	議案 ページ 継			3 款:民生費	議案 ページ 継				3 款:民生費	然ジ					

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

	(事業の目的・主な増減等)	ラメーター器の取替	一器改良工事負担金)				(事業の目的・主な増減等)	いて自立した生活を営むことができるよう、高齢者等 緊急時の連絡体制の整備を図る。 (低所得利用者等負担軽減対策補助金) 外				(重業の目的・主か増補等)		貢献されてきた高齢者の方々の功績をたたえると 需用費△114(食糧費)	
	説明(事業の目的	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替	【主な増減】 負担金・補助及び交付金△4(水道メーター器改良工事負担金)	【事業内容等】 支出精査による減額			説明(事業の目的	【事業目的】 住み慣れた地域及び家庭等において自立した生活を営むことができるよう、 に生活支援サービスを提供し、緊急時の連絡体制の整備を図る。【主な増減】 負担金・補助及び交付金△200 (低所得利用者等負担軽減対策補助金)外	[事業内容等] 実績見込による減額			ガ目 () 蒸 筆) 田 娯		【事業目的】 長年にわたり地域社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々の功績をたたえるとともに、長寿を祝福する。 に、長寿を祝福する。 【主な増減】 報償費△564(敬老会報償費)、需用費△114(食糧費)	【事業内容等】 事業完了に伴う減額
	財源内訳			事			財源内訳	道支出金 △ 150 [導 一般財源 △ 134	計	_		財源内部	AL LINE IN	-般財源 △ 678 [項	<u></u>
超	領地工多の	4 42 - 42 -			福祉課		額ははその	444		町民課		額	補正後の額	2, 733	
上口品 中日 付 月4 個 格	推上 据	無上類 △				:老人福祉費	算相正額				: 老人福祉費		補正額	∨ 678	
H M	丁 結正治の婚				票名	4日:岩	子補下前の額	728		票名	4目:老	子	補正前の額	3, 411	
K 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	事務・事業予算名		水道メーター器改良事業事	来		1項:社会福祉費	事務・事業予算名	老人福祉費		j .	1項:社会福祉費	事終, 車業予償名	7. K + R +	高齢者行事費	
7	場が対対し		50 ※※			3款:民生費	議案新	業			3款:民生費	議案 新		51 総 -	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

福祉課

(単位:十円) 介護予防及び生活支援サー \$△104)	(単位:千円)、安心して健康な生活が	(単位:千円)	内	
説明(事業の目的・主な増減等) 高齢者が要介護状態にならずに自立した生活ができるよう介護予防及び生活支援サビスを行い、要介護者への移行を防止する。 委託料△186(ショートステイ△82、生きがいデイサービス△104) 実績見込による減額	説明(事業の目的・主な増減等) 高齢者に介護予防支援・居住・交流機能を総合的に提供し、できるよう支援する。 需用費△600(光熱水費) 実績見込による減額	説明(事業の目的・主な増減等)	集云旭改び佐房及ひ社云伯和型でに在云刻月店割場別で在快需用費136(燃料費)、役務費△30(通信運搬費)、委託将△3億用料及び賃借料△13(AED機器借上料)燃料使用量増による増額及び実績見込による減額	集会施設の適切な維持管理をする。 工事請負費△750(非常用発電機改修工事費) 事業完了による減額
△ 45 [事業目的]△ 141 [主な増減][事業内容等]	482 [事業目的] 1,082 [主な増減] [事業内容等]		90 【	600 [事業目的] 150 [主な増減] [事業内容等]
290 諸収入 般財源	財源内訳 諸収入 一般財源 △	事務局(生涯学習) 財源内訳	—— <u>N文</u> 时/J·J·J	源
(利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用)	7.7 管理運営費 額 補正後の額 0 24,081	数 (編 (編 (編 (編 (編 (編 (編 (編 (編 (編	16, 300	750 23,650 地方債 一般財
予算 補正前の額 補正額 476 △ 18	5 目:生活支援ハゲ ・	課 名 6 日:福祉センター 予 算 補正前の額 補正額	16, 210	24, 400
事務・事業子算名 	1項:社会福祉費 事務・事業予算名 上活支援ハウス管理運 管費	1項:社会福祉費事務・事業予算名	福祉センター運営費	福祉センター改修事業費
(株 巻 、	3巻: 民任職	3款: 民生費 職条 新 ページ 新	51 維	51 終

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

町民課

(単位:千円) 「事業目的」 吉岡総合センターの円滑な管理運営に係る経費 【主な増減】 需用費△500 (燃料費△200、光熱水費△300) 「事業内容等】 実績見込による減額	(単位:千円) 『事業目的】 物価高騰による負担軽減を図ることを目的に、定額減税しきれないと見込まれる方に 対し、調整給付金を給付する。 [主な増減] 需用費△37 (印刷製本費)、役務費△346 (通信運搬費△198、各種手数料△148) 負担金・補助及び交付金△7,520 (定額減税補足給付金) [事業内容等] 事業完了に伴う減額 [本業日的] 物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、令和6年度に新た に住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、その子育で世帯を対し、給付金を支 給する。 [主な増減] 需用費△42 (印刷製本費)、役務費△57 (通信運搬費△40、各種手数料△17) 負担金・補助及び交付金△6,900 (低所得者世帯支援給付金)	(単位:千円) [事業目的] 児童福祉に関するサービスを提供する。 [主な増減] 報酬△105 (子ども・子育て会議委員報酬)、旅費△70 (委員等旅費△49、子ども・ 子育て会議委員費用弁償△21)、委託料△37 (児童遊具点檢業務委託料) [事業内容等] 事業完了に伴う減額
財源内訳 公 500	6—体支接枠事業費 後の額 22, 319 国庫支出金 △ 7, 903 9, 253 国庫支出金 △ 6, 999	財源内訳 般財源 △ 212
吉岡総合センター管理運営費 予 算 額 額 補正額 補正後の額 15 △ 500 8,015 一	付金・定額減税一体支 (重 額 相正後の額 (本 7,903 本 22,319) (本 6,999 9,253	仙総務費 算 額 III額 補正後の額 △ 212 299
8目: 吉岡総合セン 子 算 補正前の額 補正額 8,515 △ 50	1 0 目:給付金・定額減税 予 算 額 補正前の額 補正額 補正額 30,222 △ 7,903 2 16,252 △ 6,999	1 目: 児童福祉総務費 予 算 額 補正前の額 補正額 511 △ 212
1項:社会福祉費 事務・事業予算名 当団総合センター管理 重営費	1項:社会福祉費 事務・事業予算名 E額減税補足給付事業 責 5所得者世帯支援給付 e給付事業費	2項:児童福祉費 事務・事業予算名 - 日童福祉総務費
3 款: 民仕費 () () () () () () () () () ()	25 25 25 25 25 25 25 25	3 款: R 生

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

(単位:千円)					(単位:千円)					(単位:千円)		
		説明(事業の目的・主な増減等)	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定 に寄与する。私立幼稚園の新制度移行に対する助成を行うことにより、幼児教育の推 進を図り次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。 負担金・補助及び交付金1,200 (施設型給付負担金)、 扶助費△915 (児童手当) 公定価格の変更に伴う給付負担金の増額及び実績見込による減額			説明 (事業の目的・主な増減等)	保育所の運営に係る経費。	報償費△290 (講師謝礼△50、代替調理員報償費△120、代替保育士報償費△120) 需用費△110 (燃料費△40、光熱水費△70)、 委託料△74 (健康診断委託料) 支出精査及び額の確定による減額		(重)	説明(事業の目的・主な増減等)	町立小学校の児童で帰宅後、保護者が就労等により保育を必要とする者に対し、保護者に付わり保育し、学童の健全な育成を図る。 報償費△124 (代替保育士報償費)、需用費△246 (食糧費)
Ī			8 [事業目的] 8 1 [主な増減] [事業内容等]				7 [事業目的]	 [主な増減] [事業内容等]				2 [事業目的] 2 [主な増減] [事業内容等]
		財源内訳	\triangle 1, 058 \triangle 488 \triangle 1, 831	刑		財源内訳	67				財源内訳	282 282 \triangle 934
		財源	57, 310 国庫支出金 道文出金 一般財源	ども園福島保育所		財源	11,346 道支出金一些时酒	NX XI			財源	1,585 国庫支出金 道支出金 一般財源
		補正後の額	57, 310	認定こども		額 補正後の額	11, 346		町民課	•	領補正後の額	1, 585
置費	質	額	285		暫	算 額 補正額 補	△ 474				算 箱正額 権	0
2月:児童措置費	F		57, 025	票名	3目:保育所費	子 補正前の額 **	11,820		業	4目:学童保育費	子 補正前の額 **	
2項:児童福祉費		事務・事業予算名	児童排置費		2項:児童福祉費	事務・事業予算名		保育所費		2項:児童福祉費	事務・事業予算名	学童保育費
5年費	排	- 業	継児童	}	5年費	権 雑		継		5年費	権 禁	
3款:民生費	業化	そうべ	53		3款:民生費	議条ページ		53		3 款:民生費	議条ページージ	53

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

町民課

MD	新 事務・事業予算名 継	子 補正前の額	算 補正額	額 補正後の額	財源内訳	明		説明(事業の目的・主な増減等)
- 	継 災害救助費	5, 508	009	6, 108		009	[事業目的] (主な増減]	自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給・身体に著しい障害を受けた町民に、災害障害見舞金の支給、更に火災、風水害等により住家の被害を受けたものに見舞金の支給を適切に執行する。 食担金・補助及び交付金100(災害弔慰金)、扶助費200(災害扶助費)
							【事業內容等】	令和7年1月発生の岩部地区住家火災の見舞金の支給による事業予算の補填
1		票名		福祉課				
- 111	4款:衛生費 1項:保健衛生費	1 目:保衡	: 保健衛生総務費	黄				(日子:刀甫)
₩ .	新 車終・車業予管名	¥		額	財源内計	THE LANGE		
증간		補正前の額	補正額	補正後の額	,) III)		
€2	継 妊婦さん支援給付金事 業費	2, 000	∇ 200		1,500 繰入金	∨ 500	[事業目的] (主な増減]	新型コロナウイルス感染症等の影響で出産までの間、不安を抱える妊婦が経済的にも 精神的にも少しでも穏やかに過ごし、安心して出産を迎えることができるよう生活への 支援を行う。 負担金・補助及び交付金△500 (妊婦さん支援給付金)
							事業内容等	実績見込による減額
<u> </u>	出産・子育て応援交付 総会給付事業費	6, 691	△ 640		6, 051 国庫支出金 道支出金 一般財源	△ 403 ○ 118 ○ 119	[事業目的] [主な増減]	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、伴走型の相談 支援を充実するとともに、妊娠期及び出産後に給付金を支給する。 需用費△100 (消耗品費△50外)、役務費△40 (通信運搬費) 負担令・補助及び交付命△500 (出産・子育で応援交付命)
							【事業內容等】	実績見込による減額
	4款:衛生費 1項:保健衛生費	2月:予防費	5費					(日子:
ND 5	新 事務・事業予算名	子		額井下級の婚	財源内訳	1訳		説明(事業の目的・主な増減等)
1	K 1	無正則少親 29,966	無正領 △ 8,725	≇	国庫支出金一般財源	△ 3,727 △ 4,998	【事業目的】	法律に基づく予防接種及び各種検診等を実施し、町民の健康維持を図る。
الجنت	継 予防費						【主な増減】	需用費△440(医薬材料費)、委託料△6, 980(新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料△5, 650外)、負担金・補助及び交付金△1, 430(新型コロナウイルスワクチン予防接種費用助成金1, 120外)外
			_				【事業内容等】	接種者及び受診者の実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

町民課

額 補正後の額 補正後の額		【主な増減】 旅費△30(普通旅費)、需用費△50(消耗品費)、委託料△96(鳥獣死骸等処理委託料)	【事業内容等】 実績見込による減額	1,617 使用料及び年数料	- 成的版 Δ 390 【主な増減】 需用費△110(消耗品費△40、光熱水費△70)、委託料△150(墓地維持管理委託料)	【事業内容等】 実績見込による減額	436 一般財源 △ 475 【事業目的】 有害生物を駆除し安全で安心な生活環境を維持する。	【主な増減】 需用費△75 (消耗品費)、委託料△400 (害虫駆除業務委託料)	[事業内容等] 実績見込による減額	(单位)	(英代哲学生 化口分类量) 田家	構正後の額	6,030 繰入金 56 【事業目的】 火葬場を適切に管理運営する。 一些財活 へ 202	1
算 精正額 補正後	92			□ 260			△ 475			一	算 額	補正額 補正後	△ 146	
チ 補正前の額 権				1,877			911			4目: 火葬場費	4	補正前の額 権	6, 176	
事務・事業予算名		継 環境衛生費			継 墓地維持管理費			継 有害生物対策費			Ĥ			:
張														

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

福祉課

議案 当 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	新 事務・事業予算名 継	予補正前の額	算補正額	額 補正後の額	財源内訳	勺訳		説明 (事業の目的・主な増減等)
菜	継 医療対策費	2, 310	△ 251	1	国庫支出金 道支出金 諸収入 一般財源	\triangle 47 \triangle 24 \triangle 22 \triangle 158	[事業目的] [主な増減] [事業内容等]	子ども医療費に係る福祉医療システムの管理及び日曜当番医制による町民の健康維持と福祉の増進を図る。 需用費△132 (印刷製本費)、扶助費△119 (養育医療扶助費) 実績見込による減額
菜	子ども医療費助成事業費 費	8, 098	△ 991		7, 107 道文出金 地方債 一般財源	△ 151 △ 1,700 860	[事業目的] [主な増減] [事業内容等]	子ども医療費の一部をその保護者に助成を行うことにより、子育で世代の負担軽減を図り、子どもの健康の保持と福祉の増進を図るとともに、定住の促進と少子化防止対策に寄与する。 役務費△91 (審査支払手数料)、扶助費△900 (子ども医療扶助費) 実績見込による減額
4款:衛生費 議案 新 ページ 継	:費 1項:保健衛生費所 事務・事業予算名	7 目:心ቃ 予 補正前の額	7 目:心身障害者医療対策費 予 算 額 E前の額 補正額 補正後の	療対策費 額 補正後の額	財源内訳	均割		(単位:千円) 説明 (事業の目的・主な増減等)
茶	継 心身障害者医療対策費	11, 048	△ 3, 073		7,975 道支出金 諸収入 一般財源	$ \begin{array}{c c} & 1,237\\ & 500\\ & 1,336 \end{array} $	事業目的 主な増減 事業内容等	重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の 増進を図る。 役務費△73 (審査支払手数料)、 扶助費△3,000 (医療扶助費) 医療費の実績見込による減額
4款:衛生費	三費 1項:保健衛生費	日 8 日 8	: 母子保健費					(田子:卯寅)
議案 トーツーツ 議	所 事務・事業予算名 ※	新正前の額	算補正額	額 補正後の額	財源内訳	勺訳		説明(事業の目的・主な増減等)
菜	継 母子保健費	1,852			832 道支出金 — 般財源		事業目的] (主な増減) 事業内容等]	ひとり親家庭の母又は父及び児童生徒に対し医療費の一部を助成することにより、 健康の保持及び福祉の増進を図る。 役務費△20 (審査支払手数料)、 扶助費△1,000 (医療扶助費) 医療費の実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

福祉課

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

産業課 (農林)

4 1 4 4 4 4 4 4 4 4	6款:	農林九	6款:農林水産業費 1項:農業費	1 目:	農業委員会費	費				(単位:千円
# 操奏員会費 14-84 A 228 L 201 L 201 L 201 L 202 L 203 L	꽳		事務	*		額	財源内	出		
#	,, ∫ ⟨		} }	補正前の額	補正額	補正後の額	, 1870 tV	ì		
議				1, 484	△ 228	1, 256	灃		[事業目的]	
# 機能情報公開システム	28	業					ALX M J DOS	1	【主な増減】	報酬△144(農業委員会委員報酬)外
									[事業内容等]	実績見込による農業委員会委員報酬等の減額
# 機能情報公開システム 1				315			一般財源	33	[事業目的]	農地の権利移動の許可等事務や遊休農地の発生防止・解消等のため、農業委員会の法令 事務処理に必要な資料として整備が義務づけられている、農地基本台帳の維持管理を行う。
「	28	業						1	【主な増減】	
新 本務・事業予算名 補正値の額 補正額 相正値の額 相正値 相正値			K F F F F F F F F F F F F F F F F F F F						[事業内容等]	実績見込による委託料の減額
 新 事務・事業予算名 補正前の額 補正後の額 利正前の額 補正後の額 (130 - 校財源 △ 610 [事業目的] 地域農業の振興に係る事務 (1まな増減] 備品購入費へ580 (事業用備品購入費) 外 (1まな増減] 備品購入費へ580 (事業用備品購入費) 外 (1まな増減] 構品購入費へ580 (事業用備品購入費) 外 (1まなり) △ 2.910 (2.910 (2.910 [事業目的] 農林産業の担い手の育成及び確保を図るため、新規費業の基本と150) (1まな付益) (2.910 (2.910 (2.910 [4 業目的] と (4 まを) を (4 ま	6款:	農林力	1項:	3 目:	昊業振興費					日子: 7 (東)
 ※ 農業振興費 (4.730 ○ 610 ○ 6.730 一般財源 ○ 610 [事業目的] 地域農業の振興に係る事務 (1.520 ○ 2.910 ○ 2.910 ○ 2.910 [事業目的] 農林産業の担い手の育成及び確保を図るため、第 接件業担い手業成事業 (1.547 ○ 2.7 11,520 一般財源 ○ 2.7 [事業目的] 有害鳥數処理施設を利用することにより、ハンタ 鳥散被害の抑制に寄与する。 (1.547 ○ 2.7 11,520 一般財源 ○ 2.7 [事業目的] 有害鳥數処理施設を利用することにより、ハンタ 鳥散被害の抑制に寄与する。 (1.547 ○ 2.7 11,520 一般財源 ○ 2.7 [事業目的] 有害鳥數処理施設を利用することにより、ハンタ 鳥散被害の抑制に寄与する。 (1.547 ○ 2.7 11,520 一般財源 ○ 2.7 [事業目的] 有害鳥數処理施設を利用することにより、ハンタ 鳥散被害の抑制に寄与する。 (1.547 ○ 2.7 11,520 一般財源 ○ 2.7 [事業目的] 有害鳥數処理施設を利用することにより、ハンタ 鳥散被害の抑制に寄与する。 (1.448 ○ 2.7 11,520 一般財源 ○ 2.7 [事業日容等] 契約額確定による減額 	議案パーパーパーパー		事務・	予補正前の額		4.00	財源内	訊		
 継 農業振興費 (1) (株業担い手養成事業) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				7,340	△ 610		1		【事業目的】	地域農業の振興に係る事務
「非業内容等 入札による減額	29	業							【主な増減】	(事業用備品購入費)
 2,910 △ 2,910 ○ 0 繰入金 △ 2,910 [事業目的] 農林産業の担い手の育成及び確保を図るため、新 振興及び地域の活性化に資する。 (主な増減) 負担金・補助及び交付金△2,910 (農林業養成支担 研修支援事業△150) (事業内容等] 実績見込による減額 (事業日的] 有害鳥獣処理施設を利用することにより、ハンダ 鳥獣被害の抑制に寄与する。 (主な増減) 有害鳥獣処理施設を利用することにより、ハンダ 鳥獣被害の抑制に寄与する。 (主な増減) 委託料△27 (機械警備委託料) (事業内容等) 契約額確定による減額 									[事業内容等]	入札による減額
11,547 △27 11,520 一般財源 △27 【事業目的】 有害鳥獣処理施設を利用することにより、ハンタ 鳥獣被害の抑制に寄与する。 (主な増減) 委託料△27 (機械警備委託料) 「事業内容等」契約額確定による減額	59	紫		2, 910		0		2, 910	[事業目的] [主な増減] [事業内容等]	農林産業の担い手の育成及び確保を図るため、新規就業者等を支援し、農林水産業の振興及び地域の活性化に資する。 負担金・補助及び交付金△2,910 (農林業養成支援事業△2,400、指導農家助成金△360、研修支援事業△150) 実績見込による減額
総 有害鳥獣処理施設管理 運営費 [事業内容等]				11, 547			一般財源	27	【事業目的】	ことにより、ハンタ
	29	羰							【主な増減】	####
								1	[事業内容等]	契約額確定による減額

産業課 (農林)

湯米パージージ	新 事務・事業予算名 継	新正前の額	算 補正額	額 補正後の額	財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)	
59	経 活性化センター管理運 総 学費	1, 570	100	1, 670	一般財源	100 【事業目的】 【主な増減】	1】 町に在住する居住者と周辺住民との交流・情報拠点・研修・文化の向上の場とし、 地域連帯感の構築、福祉の増進を図る。1】 需用費100 (修繕費)	
	ŭ K					【事業內容等】	‡】ボイラー修繕による増額	
		業名		産業課 (農林)	(*)	 		
6款:	6款:農林水産業費 2項:林業費	1 🗏	:林業総務費)庚)	(単位:千円)
議案パーパ	新 事務・事業予算名 継	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	算 4 補正額	額 補正後の額	財源内訳		説明 (事業の目的・主な増減等)	
		1, 272	△ 44	1, 228	一般財源	△ 44 【事業目的】] 林務行政を適切に執行する。	
29	継 林業総務費					【主な増減】	:】 委託料△44 (森林情報管理システム更新業務委託料)	
						【事業内容等】	章】契約額確定による減額	
6款:	6款:農林水産業費 2項:林業費	2	目:林業振興費				/典)	(単位:千円)
業然パージージ	新 事務・事業予算名 ※	子補下前の額	算 類 描下缩	額 補正後の額	財源内訳		説明 (事業の目的・主な増減等)	
		22, 844	△ 265	22, 579	道支出金	589 [事業目的]] 地域林業の振興を図る。	
09					MX.K.1 (JR.	224 【主な増減】	:】 委託料△246(ナラ枯れ被害木処理業務委託料)外	
						【事業內容等】	等】業務完了による委託料の減額	
		2,773	164	2, 937	一般財源	164 [事業目的]	1 民有林を振興し林業経営の安定と森林の公益的機能の向上を目的として、森林を所有する個人、法人及び団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
09	継 民有林振興事業費					【主な増減】		
						[事業內容等]	浄】 実績見込による補助金の増額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

産業課 (農林)

¥ %	₩ \$	事務・事業予算名	光 第		額井水の物		財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
<u> </u>			禰正則の殺 14,968	備 □ 419	無		703	[事業目的]	町有林を適切に管理運営する。
09	紫田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	町有林造成事業費				地方債 一般財源	$\triangle 1,500$ 378	[主な増減]	委託料△419 (町有林造成事業委託料)
								事業內容等	】実績見込による減額
	# # * * * * *		4	※等による					一
業 ※ ※	棒	事務・事業予算名	£ 27 + 41	算計	額		財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
`	松		備正削の強 12,103	無正額 △ 835	≢	仮り鎖 11,268 諸収入	283	[事業目的]	ヒグマ、エゾシカ及びキツネ等の鳥獣による農林業への被害を未然に防止し、地域住民
90	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	能等に下ろ称宝対策費				一般財源	△ 1,118	[主な増減]	の生活安全と産業の振興に資する。 報償費△750(ヒグマ等捕獲報償費△250、活動報償費△500)外
2								[事業內容等]	】実績見込による減額
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		5	日:治山費					(田子:
· 账	兼	ŧ		i (額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1		(教代明)公仆 17日) 集中/
7 1 %		事務・事業丁昇名	補正前の額	補正額	補正後の額		財源内訳		説明(事業の日的・土な調敵等)
			3,885	002 ▽	3, 185	5 一般財源	002 ▽	[事業目的]	山崩れや洪水などの災害を未然に防止する。
09	業	自然災害防止事業費						【主な増減】	負担金・補助及び交付金△700(危険木伐採事業費等補助金)
								[事業内容等]	】実績見込による補助金の減額

産業課 (水産)

6款:)	農林刀	水産業費		: 水産振興費	費	1	_	
乗っ ドーペ	数	事務・事業予算名	補正前の額	弄 補正額	補正後の額	財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
			3,619	\triangle 246	3, 373	繰入金	【事業目的】	】 地域水産業の振興に係る事務
61	辮	水産振興費					【主な増減】	】委託料△246(各種調查業務委託料)
							【事業内容等】	実績見込による減額
			87, 165	42	87, 207	一般財源	42 [事業目的]	】 町内水産加工業者の加工原魚購入費用を一時的に支援することで企業の経済活動を 推准し、町内産業の振開を図え
61	羰	産業振興資金貸付金					【主な増減】	
							[事業内容等]	補給金額の精査による増額
			1,880	△ 1,280		600 繰入金 △]	△ 1,280 【事業目的】	】 水産業の担い手、後継者の育成・確保
61	桊	水産業担い手支援事業 費					【主な増減】	】 負担金・補助及び交付金△1,280(漁業就労奨励金△300、漁業従事研修助成金 △500、住宅料支援金△480)
							[事業内容等]	実績見込による減額
			17, 450	\triangle 1, 675		15,775 財産収入 △ │ 諸収入 △	, 958 【事業目的】 , 224	】新たな陸上養殖技術を確立することでアワビの安価で安定した供給を可能にし、 生産・加工・販売を目指す。
61	業	新たな陸上養殖技術の 開発による「蝦夷アワ ビ」ブランド化事業費				一般財源 △	(主な増減)	 計報償費△150(専門家謝金)、需用費△993(燃料費△61、印刷製本費△150、光熱水費 △476、アワビ稚仔購入費△306)、役務費△328(通信運搬費△136、海水取水設備点検手数料△192)、使用料及び賃借料△154(機械・器具等借上料)、備品購入費△50(重光円借口購 3 也)
							【事業内容等】	##
6款:	農林力	6款:農林水産業費 3項:水産業費	3	管理	黄			(日子: 7月)
る。素が、アントン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	牽猴	事務・事業予算名	予補正前の額	算 補正額	額 補正後の額	財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
			7, 500	\triangle 1,827		5,673 地方債 △] 一般財源	△ 1,900 【事業目的】 73	
61	辮	水産物供給基盤機能保 全事業費					【主な増減】	】 負担金・補助及び交付金△1,827(各種負担金)
							[事業内容等]	負担金確定による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

産業課 (水産)

6款:農	農林水産業費	3項:水産業費	3 🗎	: 漁	費		-		(単位:千円	(F)
業然	新事務	事終·事業予算名	¥		額	財源内訳	岩		説明(事業の月的・キな増減等)	
		- X	補正前の額	補正額	補正後の額	NAME OF	· A		WINT OF ANY HIS LIBRATI	
			16,000	\triangle 2, 352		13,648 地方債	\triangle 2, 400	[事業目的]	吉岡漁港 (第2種) 荷揚げ岸壁改良により、漁獲物の品質維特とともに漁業者等の就労	
						一般財源	48		環境の改善を図る。	
62	能 計画 事業費	吉岡漁港岸壁改良整備 事業費						【主な増減】	負担金・補助及び交付金△2,352(各種負担金)	
								[事業內容等]	負担金確定による減額	
1			6, 468	\triangle 2, 068		4,400 諸収入	△ 1,848	[事業目的]	国直轄の福島漁港(第3種)改良整備事業において、施工に支障となる町所有物件の移設 エ書きばお会に、 オエ書の印迦や梅エキ・雅海・ス	
						NXX OX	077	「海神なれ」	上字なこで11v、 本上字で1月な加工で1元ピケシ。 丁車彗各豊へ2 068 (垣自治洪敕/皓東紫豊)	
62	継福島漁灣	福島漁港整備事業費						土み増換	上寺間月月△८, 000(毎週侃台灣冊寺米貞)	
								[事業內容等]	事業費確定による減額	
- 111	6款:農林水産業費	3項:水産業費		:漁村生程	4月:漁村生活改善センター運営費	-運営費			(田士:	(h
議条ページージ	新 華 継	事務・事業予算名	予 補正前の額	算補正額	額 補正後の額	財源内訳	原		説明(事業の目的・主な増減等)	
t			701	△ 14		使用	28	[事業目的]	漁村環境改善総合センターの管理運営	
	1	1				一般財源		が母な十	帝田弗 / 14 (棒光) 推)	
62	継	漁村生活吹善センター 運営費						【土/よ瑁徴】	帯角貧△14(燃砕貨)	
								[事業内容等]	実績見込による減額	
- 世	6款:農林水産業費	3項:水産業費		: み なと交	5 目:みなと交流館管理運営費	.			(甲子: 四東)	(H
_		事 於 • 車業系管及	长	算	額	虐以患相	1111		当田 (重業の日的・ 辻や神詠笙)	
	継	· · · · · · · ·	補正前の額	補正額	補正後の額	五条之	<u></u>			
			646	\triangle 20	0 626	一般財源	\triangle 20	【事業目的】	みなと交流館の維持管理	
62	みなと交	みなと交流館管理運営 事						【主な増減】	需用費△20 (光熱水費)	
	Ħ							[事業內容等]	[事業内容等] 実績見込による減額	
1										7

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

産業課 (水産)

(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	2 【事業目的】 漁港海岸(月崎)環境施設の維持管理	【主な増減】 需用費△31(光熱水費)、委託料△111(交通整理業務委託料)	【事業内容等】 実績見込による減額		(単位:千円)	「	EVE 93	1 【事業目的】 商工業の振興を図る。	【主な増減】 負担金・補助及び交付金1,161 (信用保証料等補給金)	【事業内容等】 利子補給件数の増加による	0 【事業目的】 特産品をPRするための各種イベントへの参加や「するめ大使」小橋亜樹さん、「とんび応援団長」中野智樹さんによる町内外でのPRにより、特産品知名度の向上及び消費拡大を図る。	【主な増減】 報償費△500(各種謝金)	[事業内容等] 事業精査による減額	0 【事業目的】 エネルギー・原油価格高騰などで疲弊する地域経済対策のため、地域商品券発行による 地域消費喚起による経営の持続化を図る。	【主な増減】 需用費△25 (印刷製本費)、役務費△95 (通信運搬費)	[事業内容等] 事業精査による減額
##*	財源内訳	-般財源 △ 142			観光)		日本酒店	KI WKF I IIV	-般財源 1,161			-般財源 △ 500			般財源 △ 120		
6月:漁港海岸環境施設運営費	額 補正後の額	6, 683			産業課(商工観光)		額	補正後の額	22, 337			439 –			36, 323		
: 漁港海岸場	算 名 補正額 7	\triangle 142				東	算	補正額	1, 161			∇ 200			△ 120		
	が補正前の額	6,825			票名	2 目:商工振興費	生	補正前の額	21, 176			686			36, 443		
	[事務・事業予算名 k		漁港海岸環境施設運営	Ľ		1項:商工費	[車茲•車業系管及			k 商工振興費			k 特産品PR事業費			k 地域経済緊急支援事業 費	
#hb/	る 湯米 シージ 一学		62			7款:商工費	議案 新	ふーパ		63			63 %			63 %米	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

産業課 (商工観光)

7款:	7 款: 商工費 1項: 商工費	3 目:観光費					(単位:千円)
議案	新 事級。重業系質及	予	算	額	財活内部	II- 11n	当田 (車業の日的・土谷神斌笠)
~ ~ ~ ~	紫	補正前の額	棋正額	補正後の額	7. 多7. 3.	<u>.</u>	
		11, 528	□ \	11, 518	一般財源	\triangle 10	【事業目的】 観光振興に係る事務
63	継縄光振興費					ı	【主な増減】 報償費△10 (各種謝金)
							[事業内容等] 実績による減額
		350	△ 276	74	一般財源	△ 276	【事業目的】 都市圏から意欲のある人材を誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民のニーズ いたっながら、 地は力の雑姓・路ルを図え
63	地域おこし協力隊事業					ı	[主な増減] 旅費へながら、記載してはいる。 【主な増減】 旅費へ126 (研修費へ100)、活動で置く26)、 常用費△100 (消耗品費)
	Ē.						負担途・補助及び交付金△50(各種負担金) 事業内容等】 事業精査による減額
		14,771	213	14,984 諸収入	諸収入	△ 681	【事業目的】 観光の拠点となる道の駅を適切に管理運営し、町の観光振興を図る。
63	継道の駅管理費				一板艺氛	894 4	【主な増減】 需用費267(燃料費170、光熱水費97)、委託料△54(施設管理委託料)
						1	[事業内容等] 支出見込による増額及び事業精査による減額
		5, 118	\ \ 200	4, 918	一般財源	△ 200	【事業目的】 福島町の観光情報をより効果的に発信し、当町を訪れる観光交流人口の増加を図る。
63	継組光情報発信費					1	【主な増減】 需用費△200 (印刷製本費)
						ı	[事業内容等] 事業精査による減額
		92	△ 10	99	一般財源	□ 10	【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーターの取替。
64	米 ※ ※ ※ ※ ※					1	【主な増減】 負担金・補助及び交付金△10 (水道メーター器改良工事負担金)
	K					1	[事業内容等] 事業精査による減額

産業課(商工観光)

: [X			加			
湯米パージージ	新 事務・事業予算名 総	本正前の額	早 相下額	領補下後の額	財源内訳		説明(事業の目的・主な増減等)
		3,652	△ 439	_	一般財源 △ 439	【事業目的】 九重部屋力士招聘により、	より、横綱の里づくり事業を推進する。
64	継 横綱の里づくり事業費					【主な増減】 報償費△283 (各種謝金)、 需 や務費∧35 (クリーニンが代)	射金)、需用費△121 (消耗品費△98、食糧費△23) ニング代)
						【事業内容等】 事業完了による減額	
···	7 款:商工費 1項:商工費 (3館管理運	四連			田士: 功甫)
議案		¥	算	額	財循内部		禁田 (重業の目的・主か増減等)
<i>\(\int_{\chi}\)</i>	羰	補正前の額	補正額	補正後の額	が1.75kg 1月へ		1.5.1 (中米~1 H.5.1) 1.5.1.2.4.)
64	継 横綱記念館管理運営費	22, 277	△ 253		22, 024 使用单及写单数的 ————————————————————————————————————	 【事業目的】 福島町出身である第 功績を後世に語り継 【主な増減】 旅費△49(普通旅費 委託料)、使用料及 【事業内容等】事業精査による減額 	福島町出身である第41代横綱千代の山と第58代横綱千代の富士の二人の横綱の偉大な 功績を後世に語り継ぐとともに、国技大相撲に対する理解を深める。 旅費△49(普通旅費)、役務費△114(通信運搬費)、委託料△44(施設総合管理業務 委託料)、使用料及び賃借料△13(AED機器借上料)、備品購入費△33(管理用備品購入費) 事業精査による減額
··	工費 1項:商工費	8目:青函卜>	/ ネル記念1	目:青函トンネル記念館管理運営費			(単位:千円)
。 ※ ※ ドー、	新 事務・事業予算名 継	権正前の額	算 補正額	額 補正後の額	財源内訳		説明 (事業の目的・主な増減等)
		13, 921	△ 108		数类	【事業目的】 歴史的な国家プロジョンの	「ロジェクトである青函トンネルの意義と20世紀の大事業の軌跡を後世にい、カ・カギ、はおごないに回え回え
65	**				群へ金 △ 142 諸収入 380 一般財源 △ 840	- 語り継へとともに、 【主な増減】 役務費△95(通信運	教養、情報活動の披舞で図る。 擬費)、使用料及び賃借料△13(AED機器借上料)
				_		【事業内容等】 事業精査による減額	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

事務・事業予算名 1 日:道路橋梁総務費 事務・事業予算名 補正前の額 補正額 補正額 補配後の額 事業予算名 相正前の額 補正額 補正後の額 相正後の額 ままう。
--

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

建設課

(単位:千円)								(単位:千円)						(単位・千円)	(11:31+)		、町道と		
	説明(事業の目的・主な増減等)	町道の局部改良工事を行う。	委託料△660(町道福島小学校線調査測量設計委託業務料)	支出額確定による減額	法面部で発生する雪崩に対し対策を実施し、事故の発生を防ぐ。	委託料△50 (町道館崎線雪崩予防柵設置工事調査設計委託料) 工事請負費△260 (町道館崎線雪崩予防柵設置工事費) ェロ略強みファラス地	又田領権左による原領		説明(事業の目的・主な増減等)		備来技者的化計画に基づく計画的な維持価修寺により技界的化の図る。	工事請負費△1,370(桧倉橋橋梁補修工事)	支出額確定による減額			説明(事業の目的・主な増減等)	福島川広域河川改修事業により河川管理道路となる町道みどり町線について、町道と の華田工作物と1.7世紀1. 通行の田鴻ルを図え	ジボゴムにから、50mmの、50mmには10mmのとのでである。 公有財産購入費△30(町道みどり町線用地購入費)	支出額確定による減額
		【事業目的】	【主な増減】	事業内容等	【事業目的】	[主な増減]	【事来四谷寺】					【主な増減】	[事業内容等]				【事業目的】	【主な増減】	【事業內容等】
	財源内訳	-般財源 △ 660			-般財源 △ 310				財源内訳		国庫文出金 1,645 地方信 △3,100	演				財源内訳	-般財源 △30		
	領補正後の額	5, 940 –			10,890				五%八岁五	無比核の額	31,130 国庫文出金 批方信					_関 補正後の額	0		
丰町	算 額 補正額 補	099 ▽			△ 310			: 橋梁維持費	2044	_	□ 1, 370			:道路新設改良費	は、これでは、	単 名	∨ 30		
2 目:道路	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6,600			11, 200			3 目:橋梁	子	無正則の強	32, 500			4日:道路	1	権正前の額	30		
費 2項:道路橋梁費	事務・事業予算名		町道局部改良事業債			町道館崎線雪崩予防柵 設置事業費		費 2項:道路橋梁費	事務・事業予算名			橋梁長寿命化事業費		 	1	事務・事業予算名		町道みどり町線整備事 ※乗	素質
	議業 シージ 禁		99			製 99		8款:土木費	議案がしい。			86 継		8款: 土木費	1	湯米ページーが		89	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

建設課

業務ページージ	新 事務・事業予算名 継	予補正前の額	子 算 額 5額 補正額 本	額 補正後の額	財源内訳	勺訳		説明(事業の目的・主な増減等)
99	継 業費 原町2号線整備事	4, 360	2,875	1, 485	一般財源	2,875	[事業目的] 北海道が事件い、残地 (年い、残地 (主な増減】 委託料△21 (本業内容等) 支出額確定	北海道が事業主体の福島川の堤防改修工事において、北海道で必要となる用地買収に伴い、残地町道部分用地を購入し町道管理の適正化を図る。 委託料△215 (用地測量調査業務委託料)、公有財産購入費△1,900 (用地購入費) 補償・補てん及び賠償金△760 (用地取得契約事務補償費) 支出額確定による減額
29	継 町道整備事業費	50, 000	△ 740		49, 260 地方債 一般財源	△ 1,9001,160	【事業目的】 町道の道路 【主な増減】 工事請負費 【事業内容等】 支出額確定	町道の道路改良工事を行う。 工事請負費△740 (町道川原町汐見町線整備工事費) 支出額確定による減額
8款: 上木費 議案 挙 ページ 禁	-木費 3項:河川費 新 事務・事業予算名	1 目:河川総務費	正 類 二 類	額補正後の額	財源内訳	吊		(単位:千円) 説明 (事業の目的・主な増減等)
29	継 普通河川整備事業費	48, 000	2, 371	45, 629	地方債一般財源	18,800	【事業目的】 普通河川の 【主な増減】 委託料△2, 工事請負費【事業内容等】 支出額確定	普通河川の河道を整備し、適切に維持管理する。 委託料△2, 190(普通河川福島川護岸整備工事測量調査設計委託業務費) 工事請負費△181(普通河川浜沢川外護岸整備工事費) 支出額確定による減額
8 款:十 ※ 議 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	8 款: 土木費 4 項: 都市計画費 議案 新 事務・事業予算名 ペーン、***	1月:都7	市計画総務 算 墙正額	費額	財源内訳	与訳		(単位:千円) 説明 (事業の目的・主な増減等)
29		278		158	一般財源	□ 120	【事業目的】 都市計画行政を適切に 【主な増減】 報酬△100 (都市計画署 【事業内容等】 支出額確定による減額	都市計画行政を適切に執行する。 報酬△100(都市計画審議会委員報酬)、旅費△20(都市計画審議会委員費用弁償) 支出額確定による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

建設課

8款: 上木費	上木費4.新→ → →	2目:公園費	陣	類	1	1		
× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		補正前の額	額	補正後の額	財源内訳	河東		説明(事業の目的・主な増減等)
		3,985	002 ▽		3, 785 使用料及び手数料	△ 47 △ 153	【事業目的】	町民福祉の向上のために設置した都市公園を適切に維持管理する。 (雪気料、小園内達場が)
89	継 公園費				AXY CA	193	【主な増減】	、
							[事業内容等]	支出額確定による減額
		8,671	628 ▽	7,812	一般財源	∨ 859	【事業目的】	町民福祉の向上のために設置した都市公園を適切に維持管理する。 (修繕費、植生及び樹木管理)
89	辦禄公園外維持管理事 継 業費						【主な増減】	委託料△859(植生及び樹木管理委託料)
	K K					ı	【事業内容等】	支出額確定による減額
8款:土木費	土木費 4項:都市計画費	3目:住身	:住環境整備事業費	業費				(日子: 7月)
議案		予	算	額	財循内部	III III		説明 (車業の日的・主か神徳堂)
<u>۱</u> ۱ ۲	継	補正前の額	補正額	補正後の額		\Д.		かり (ず 木ぐと ロロう エ・をイ目外 す)
		19, 504	√ 459		19,045 地方債	900	[事業目的]	空家対策を推進し、安全・安心な生活環境をつくる。
					暗状/ 一般財源		【主な増減】	議会委員報酬)、旅費△34(普通旅費△12、
89	継 空家対策等支援事業費							する審議会委員費用弁償△22)、工事請負費△106(特定空家除去工事費)、負担金・補助及び交付金△219(空家等除却補助金)
						1	[事業内容等]	支出額確定による減額
8款:土木費	5項:住宅費	1目:住宅管理費	理費					(単位:千円)
議案		子		額	肚源内部	日間に		説明(事業の目的・主な増減等)
いしく	縱	補正前の額	補正	補正後の額	Ì	ý Î		,
		7,839	263	8, 432	一般財源	593	[事業目的]	町営住宅を適切に管理する。
89	禁 任必停曲毒					1	【主な増減】	報酬△50 (町営住宅入居選考委員会委員報酬)、旅費△10 (町営住宅入居選考委員会費用金幣)、 第刊金属) 表計約653 (1) 展処理海化槽清福等委計約666 補生及び燃木管理委計約
)								$\triangle 13$
							【事業内容等】	支出額確定による減額及びし尿処理浄化槽管理委託料の増額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

	(単位:千円) 説明 (事業の目的・主な増減等)	を行い、適正に維持管理する。		文団領権にたよる隊領 計量社に相完する絵定抽間端でに伴ら水治メーター男の形裁	1 に		(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	4.50.	內水費)、委託料△160(除雪業務委託料) (町有建物解体工事費)			(単位:千円)	説明(事業の目的・主な増減等)	防災啓発などの事務執行と防災行政無線等の管理を図り、地域の防災力を高める。	委託料△1,000(各種機器保守点檢委託料)外	
	財源内訳	□ 351 [事業目的]	【主な増減】 需用費△351(修繕費) - 「 _{「車業内} ※※】 士山妬廸会アト z 法紹		○ 23 【中来日的】			財源内訳	 乗入金 △ 130 [事業目的] 町有住宅を適切に維持管理する。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	二 120【主な増減】 需用費△300(光素工事請負費△130	【事業内容等】 支出額確定による減額			財源内訳	-般財源 △ 1,490 【事業目的】 防災啓発などの事務執行と	【主な増減】 需用費△300 (消耗品費)、	【事業内容等】 支出精査による減額
課 名 建設課	c費 1日:住宅管理費 予算名 予算 額 補正前の額 補正統 補正後の額	4,850	(備更新	2000	67 \		2目:町有住宅管理費	構工	∨ 590	ah.		課 名 総務課	方費 1目:災害対策費	予算 第 額 予算名 補正前の額 補正額 補正後の額	$10,788 \triangle 1,490 9,298$		
	8 款: 土木費 5 項:住宅費 議案 新 ページ 継		69		746	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	8 款: 土木費 5 項: 住宅費	#		69 継 町有住宅管理費			9款:消防費 1項:消防費	議案新事務・事業予算名ページ継		69 継 災害対策費	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

総務課

1,042 1,	議案 当 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	新 事務·事業予算名 継	子 子	算 須正額	額 補正後の額	財源内訳	誤		(事業の目的・主な増減等)
日本後藤・千島海線型 (本会) 1 (69		1,042	0		道支出金一般財源	△ 100 100		2実施するため、防災資機材等を整備する。
# 事務・事業予算	70	日本海溝·千島海溝型 継 地震神波遊離対策緊急 事業計画策定事業費		⊲				AC 1101	対策緊急事業計画登載事業に係る設計及び事業 計画策定業務委託料)
 新事務・事業予算名 補正的の額 補正統の額 財 源 内 訳 (本業目的) 建築品面部広域事務組合消功部円負担金(人災、自然災害等消防及び病気、ケガ等の 一般財務 2,804 (本業日的) 漢島西部広域事務組合消功部円負担金(人災、自然災害等消防及び病気、ケガ等の (本業務) (本業内) (本統別) (本業日的) 建た増減 (本業日的) 建た増減 (本業日的) 連島西部広域事務組合負担金(消防部円) (本業務) (本業の) (本業日的) 連集日的 (本業務) (本業務) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本院教育) (本務・事業予算名 補正的の額 補正統 補正統 補正統 補正統 補正統	· 维6		監	1 1 .		发)			(田士・炒用)
	緩ら、一条が、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	新 華 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	· 田田 。	rm/ S	額 補正後の額 947-971	財源日本		説明 雅自而如庁林東黎組入巡附如田	目的・主な増減) (ル※: 自衆※生年等端はみで結合 トガ蛭の)
0款: 教育費 1項: 教育総務費 1目: 教育委員会費 5次	0.2	•	7-10, 301	F 000	7.	一般財源			$\overline{}$
0款: 教育費 1項: 教育総務費 1目: 教育委員会費 5次 新事務・事業予算名 市工館の額 補正的の額 補正後の額 財源内記 財源内記 本等行政を一体的に推進する執行機関である教育委員会を適切に運営する。 70 総数育委員会費 1,504 △ 235 2,504 一般財源 △ 235 「事業目的」教育行政を一体的に推進する執行機関である教育委員会を適切に運営する。 70 総数育委員会費 1 1 1 1 1 1 70 総数育委員会費 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 4 3 4					教育委員会┋				
§条 前 事務・事業予算名 村正後の額 財源内訳 財源内訳 財源内訳 財源内記 事業子算名 補正後の額 補正後の額 補正後の額 財源内記 本書子の本書を記述のに推進する執行機関である教育委員会を適切に運営する。 7.0 継数育委員会費 本書子の本書を記述する。 本書子の本書を記述のに運営する。 本書子の本書を記述のに運営する。 本書の本書を記述のに運営する。 本書の本書を記述のによる財産を報酬へ80分りが、外の主義のお客様のできた。 本書の本書を記述のよる。 本書を記述のおりが、外のより、これを記述のは、ままのおきまでは、ままのまでは、ままの	10款	1項	1 🗏	数育委員会 ³	曹				(単位:千円)
2,504 △ 235 2,269 一般財源 △ 235 『事業目的』 教育行政を一体的に推進する執行機関である教育委員会を適切に運営する 【主な増減】 報酬△235 (いじめ問題対策連絡協議会報酬△80外) 外 【事業内容等】 実績見込による減額	緩 系 シー、 ジー、	新 継	す 補正前の額	算 補正額	額 補正犯				ク目的・主な増減等)
総 教育委員会費 【主な増減】 [事業内容等]			2, 504	◁				教育行政を	きを適切に運営する
	02						l		8. 分類 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 →

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号)事務事業別説明資料

教育委員会事務局 (学校教育)

	△ 4,398 ○ 3,600 ○ 798	財源内訳	 (事業目的 】 教育委員会事務局に関する事務。 (主な増減 】 旅費△171 (普通旅費)、 需用費 (事業内容等 】 実績見込による減額
繰入金 地方信 世間本に 一般東 一般東	38, 404 道支出金 地方債 一般財源		868 一般財源
	2 8, 796 38	費 : 額 : 統 建工%の結	6
※		日:事務局費 子 算 7% 描述紹	₩
4 正前 2, 2, 379, 3779, 3779, 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	47, 200		伸止削り額 1,177
教育費 1項:教育総務費 事務・事業予算名	青少年交流センターゼ ロカーボン・モビリ ティ導入事業費	育費 1項:教育総務費 事務・事業予算名	事務局費
10 20 20 20 20 20 20 20	業	10款:教育費 議案 新 ページ ※	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算(第9号) 事務事業別説明資料

教育委員会事務局 (学校教育)

10款:	:教育費 1項:教育総務費	2	: 事務局費					::	
業客	兼	*	博	額	1				
ジーペ	事務・事業予算名 継	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳			説明(事業の目的・主な増減等)	
		482	△ 120		一般財源 4	□ 120 □	[事業目的] ALT] (外国語指導助手)を小中学校等に派遣し、英語力や国際感覚の向上を図る。	
72	W ALT招致費						[主な増減] 旅費△	旅費△120(普通旅費)	
						<u>#</u>	【事業内容等】 実績見	実績見込による減額	
10款:		3	- 教育振興費					(单位:中国)	
議案 ページ	新 事務・事業予算名 継	新工前の額	算補正額	額 補正後の額	財源内訳			説明(事業の目的・主な増減等)	
		3, 922	△ 581	_	一般財源	□ 281 □	【事業目的】 学校教	学校教育行政を適切に執行する。	
72	継数育振興費					<u> </u>	【主な増減】 報償費旅費△科書購	報償費△150 (総合学習講師謝金△60外)、 旅費△209 (委員費用弁償△27、委員等 旅費△182)、 需用費△156 (消耗品費△84、教師用指導教科書等購入費△29、準教 科書購入費△43) 外	
						<u>#</u>	【事業内容等】 実績見	実績見込による減額	
		5, 576	\triangle 456	5, 120	一般財源	▽ 456 【事	【事業目的】 遠距離	遠距離の児童生徒の通学支援及び町内外活動等参加の輸送を支援する。	
73						=	【主な増減】 使用料	使用料及び賃借料△349(車輛借上料)外	
						<u></u>	【事業內容等】 実績見	実績見込による減額	
		1, 267	△ 453		814 国庫支出金 — 船田が頂	16 【事 A69	【事業目的】 児童生	児童生徒・教職員の健康診断を適切に執行する。	
73	継 健康診断事業費						主な増減 委託料	委託料△363(健康診断委託料)外	
						<u></u>	【事業內容等】 実績見	実績見込による減額	
		1,766	△ 734		1,032 国庫支出金——聯H沙酒	△ 13 【事 △ 791	【事業目的】 特別支	特別支援学級児童生徒及び要・準要保護児童生徒等の就学援助をする。	
73	継 就園,就学奨励援助費						【主な増減】 扶助費	扶助費△734(特別支援教育就学奨励費△262、要・準要保護就学援助費△472)	
						<u>#</u>	【事業内容等】 実績見	実績見込による減額	

教育委員会事務局(学校教育)

(単位:千円) 財源内訳 説明 (事業の目的・主な増減等)	△ 552 【事業目的】 児童生徒の情報教育推進のため、教育用コンピュータ整備・活用を図る。 222 【主な増減】 委託料△330 (ネットワークアセスメント業務委託料) 【事業内容等】 入札執行による減額	財源内款 説明 (事業の目的・主な増減等) 入 △ 21 【事業目的】計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替。 【主な増減】負担金・補助及び交付金△21 (水道メーター器改良工事負担金) 【事業内容等】事業完了による減額	財源内訳 説明 (事業の目的・主な増減等) こ 104 【事業目的】 福島町人財育成基金条例に基づく、各分野における町の将来を担うリーダーの育成を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金△104 (人財育成支援事業補助金) 【事業内容等】 実績見込による減額	(単位:千円) 291 【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。 【主な増減】 需用費491 (光熱水費400、教材費150外)、役務費△184 (通信運搬費△171外) 外 【事業内容等】実績見込による増額及び減額
3目: 教育振興費 子 算 額 哺正前の額 補正級 補正後の額	□ 330	4月: 教員住宅管理費 子 算 額 楠正前の額 補正後の額 152 △ 21 131 財産収	6 目:人財育成支援事業費 子 算 額 相正前の額 補正後の額 本正的の △ 104 496 繰入金	1 目:学校管理費
10款:教育費 1項:教育総務費 議案 新 事務・事業予算名	73 継 整備事業費	1 0 款: 教育費 1 項: 教育総務費	1 0 款: 教育費 1 項: 教育総務費 議案 新 事務・事業予算名 ページ 継	1 0 款: 教育費 2 項: 小学校費

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

教育委員会事務局(学校教育)

10款	欻:教育費	2項:小学校費	1 目:学	学校管理費			() () () () () () () () () () () () () (
議然パーパージージー	権 辮	事務・事業予算名	子 補正前の額	算 補正額	額 補正後の額	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			2, 562	32		2, 594 繰入金 -17 一般財源 49	-17 【事業目的】 校舎等の修繕を適切に執行する。 49 【土六曲は】 毎日勘の (校24組)
74	(株) 本本校本	各学校校舎営繕事業費					
			216	△ 22	194	一般財源 △	22 【事業目的】 計量法に規定する検定期間満了に伴う水道メーター器の取替
74	· 大胆光 ************************************	一夕一器改良事					【主な増減】 負担金・補助及び交付金△22(水道メーター器改良工事負担金)
							【事業内容等】 事業完了による減額
10 急	10款:教育費	3項:中学校費	1 目:学	目:学校管理費			(単位: 千円)
261	新	;•事業予算名	予補下前の額	算相正額	額 補下後の額	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			11, 339			一般財源 310	0 【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。
75	継 学校管理費	理					【主な増減】 需用費125(燃料費46、光熱水費120外)、委託料249(除雪業務委託料)外
							[事業内容等] 実績見込による増額及び減額
	-		業		教育委員会事務局	事務局(生涯学習)	
10歳	1 0 款:教育費	4項:社会教育費	1	目:社会教育総務費	務費		(単位:千円)
議案	新	丰软 · 电张子符 <i>内</i>	4	黄	額	14 地域	出品の日本の一部に
\ \	継	1. 事未 7. 年石	補正前の額	補正額	補正後の額		玩列
			006	869 🗸	302	- 一般財源 △ 598	8 【事業目的】 社会教育の全般的な推進
<i>ا</i>	**	计					【主な増減】 報酬△70(社会教育委員報酬)、旅費△408(社会教育委員費用弁償△14、委員等旅費 △144 英通旅費~950) - 雲田豊~74(消耗品費) - 省扣会・埔町及7%が付金へ46(各
-	Ž						Airi、 Bianig Azoo) 、 milg Air (lighting) 種負担金)
							【事業内容等】 実績見込による減額

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

教育委員会事務局 (生涯学習)

2.50 2.50	10款:教育費	: 教言	育費 4項:社会教育費		1 目:社会教育総務費	務費			(単位:千円)
 287 一般財務 △ 204 (1 年業目的) 成人教育事業の指進 (1 主な増減) 報償費 △ 1 (1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	機パーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンアーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーペーンパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパーパー<		事務・	予 補正前の額		額 補正後の額	財源内	追	
 議 成人教育費 (1年文培献) 報償費入14 (講師辦金)、常用費△25 (消耗品費)、 (事業内容等) 実績見込による減額 (1年業内容等) 実績見込による減額 (1年本内容等) 実績見込による減額 (1年本内容等) 実績見込による減額 (1年本内容等) 実績見込による減額 (1年本内容等) 実績見込による減額 (1年本内容等) 実績見込による減額 (1年本内容等) 事業完了による減額 (1年本内容等) 事業完了による減額 (1年本内容等) 事業完了による減額 (1年本内容等) 事業完了による減額 (1年本内容等) 事業完了による減額 (1年末内容等) 事業完了による減額 (1年末内容等) 事業完了による減額 (1年末内容等) 事業完了による減額 				491	\triangle 204		一般財源	204	
	92	業							報償費△14 (講師謝金)、需用費△25 (消耗品費)
 継 青年教育費 2,609 △ 386 2,223 一般財源 △ 70 [事業内容等] 実績見込による減額 (事業内容等] 事業完了による減額 (主な増減) 負担金・補助及び交付金入300(任意団があるが表現を持限。 									
 注 本地育費 (事業内容等) 実績見込による減額 (事業内容等) 実績見込による減額 (主な増減) 報償費公は(二十歳を祝う会報償費)、講師書 (まな増減) 報償費公配(各種大会報償費へ7、講師書 (また増減) 報償費公配(名種大会報償費へ7、講師書 (また増減) 報償費公配(公司の(任意団任 事業内容等) 実績見込による減額 (また増減) 報償費公配(公司の(任意団任 事業内容等) 事業完了による減額 (また増減) 投債費公配(公司のの(年度団の小学生と (また増減) 負担金・補助及び交付金公228 (教育開係 本業内容等) 事業完了による減額 (また増減) 負担金・補助及び交付金公228 (教育開係 本業内容等) 事業完了による減額 				280	△ 70		一般財源		
「事業内容等」 実績見込による減額 「事業内容等」 実績見込による減額 「事業内容等」 実績見込による減額 「事業内容等」 実績見込による減額 「主な増放」 報信費へ86 (各種大会報信費と7、講師謝金△69、学校開放管 (主な増放] 報信費へ86 (各種大会報信費と7、講師謝金△69、学校開放管 (主な増成] 報信費へ18 (年憲団体助成金) 「「事業内容等」 実績見込による減額 (主な増成] 報信費へ18 (年憲団体助成金) 「日本地及で文付金へ300 (任意団体助成金) 「日本地及」 (日本機工資車業報信費)、第月費へ13(食糧費)、 「日本地及」 (日本機工資車業報信費)、第月費へ13(食糧費) (日本地)及び交付金へ48 (任意団体) 「本業内容等」 事業完了による減額 「日本地及で交付金へ228 (教育関係団体助成金) 「日本地及」 (日本・補助及び交付金へ228 (教育関係団体助成金) 「日本業内容等」 事業完了による減額 「日本業内容等」 「日本業内容等」 事業完了による減額 「日本業内容等」 「日本業内	92	業							
継 少年教育費 2,609 △386 2,223 一般財源 △386 (主な増減) 報償費へ86 (各種大会報償費へ7、講師謝金△69、学校開放管 離りので交付金△300 (任意団体助成金) (生産団体助成金) (生産団体助成金) 学校開放管 離 芸術・文化費 597 一般財源 △233 (事業目的) 芸術・文化の振興 (主な増減) 報償費へ72 (芸術鑑賞事業報償費)、常用費△13 (食糧費)、(日意団体) (
 継 少年教育費 総 少年教育費 830 △ 233 597 一般財源 △ 233 「事業内容等」 実績見込による減額 (主な増減) 報償費へ7、講師酬金へ69、学校開放管 (2,609	\triangleleft		一般財源		
本語	92	羰							報償費△86(各種大会報償費△7、講師謝金△69、 負担金・補助及び交付金△300(任意団体助成金)
 総 芸術・文化費 (主な増減) 芸術・文化の振興 (主な増減) 報償費へ72 (芸術鑑賞事業報償費)、需用費へ13(食糧費)、 (音響機器借上料)、負担金・補助及び交付金△48 (任意団信事業内容等] 事業完了による減額 (1,440 △ 228 1,212 一般財源 △ 228 [事業目的] 長崎県松浦市・長野県木曽町の小学生との交流事業 (主な増減) 負担金・補助及び交付金△228 (教育関係団体助成金) (本 女好市町交流事業費 (本 女好市町交流事業費 (本 大好市町交流事業費 								1	
 総 芸術・文化費 (音響機器借上料)、負担金・補助及び交付金△48 (任意団(「音響機器借上料)、負担金・補助及び交付金△48 (任意団(「音響機器借上料)、負担金・補助及び交付金△48 (任意団(「事業内容等」事業完了による減額 (注案内容等」事業完了による減額 (注本増減) 負担金・補助及び交付金△228 (教育関係団体助成金) (事業内容等] 事業完了による減額 				830			一般財源	233	
「事業内容等]	92	桊							申報債費△72 (芸術鑑賞(音響機器借上料)、
(主な増減) (本) (本) (本) (本) (日) (本) <th></th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u> </u></td> <td></td>								<u> </u>	
総 友好市町交流事業費 [事業内容等]				1,440	△ 228		一般財源		
	92	業						<u> </u>	

教育委員会事務局(生涯学習)

٦L	0款		:会教育	2	X1L	養		(単位:千円)
``	業務ページージ	新	.算名	予 補正前の額	; 算 補正額	額 補正後の額	り額 財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
<u> </u>				1, 350	△ 257		1,093 ─般財源 △2	257 【事業目的】 文化財の保護及び保護思想の普及等の促進
	77	継文化財保護費						【主な増減】 報償費△30(各種謝金)、旅費△181(文化財調査委員費用弁償△10、普通旅費△171) 需用費△46(消耗品費)
	0款	:教育費 4項:社会教育費	会教育]	3 🗎 :	チロップ館運営費	馆運営費		(単位: 千円)
	業条パーページ	新 事務・事業予算名 継	.算名	予補正前の額	, 算 補正額	額 補正後の額	り額 財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
1				3,440		2	一般財源 △	215 【事業目的】 チロップ館(旧白符小学校)の管理運営
	77							【主な増減】 需用費△215 (消耗品費△53、燃料費△89、光熱水費△73)
163								[事業内容等] 実績見込による減額
_	10款:	:教育費 5項:保健体育費	健体育	1	目:保健体育総務費	総務費		() () () () () () () () () ()
`	議案パージ	新	.算名	予補正前の額	算 補正額	額 補正後の額	り額 財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
1				4, 395			3,268 一般財源 △ 1,127	27 【事業目的】 社会体育の総合的な推進
	77	継 保健体育総務費						【主な増減】 報償費△581(各種大会賞品費△89外)、旅費△65(スポーツ推進員費用弁償△3外) 需用費△138(消耗品費△75外)、役務費△57(傷害保険料)、使用料及び賃借料△38 (車両借上料)、備品購入費△50(事業用備品購入費)外
			_					5減額
⁻ [0款		:健体育	2	目:総合体育館運営費	館運営費		(単位: 千円)
`	議 パージ	新 事務・事業予算名 継	.算名	予 (補正前の額)	, 算 補正額	額 補正後の額	り額 財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
<u> </u>				17, 524		1	18, 165 一般財源 6	641 【事業目的】 社会体育推進のための施設の提供等
	78	継 総合体育館運営費	# <u></u>					【主な増減】 需用費658(燃料費390、光熱水費268)、委託料△4(施設管理委託料)、使用料及び賃借料△13(AED機器借上料)
								【事業内容等】 燃料使用量等による増額及び実績見込による減額
J							-	

■議案第71号関係 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 事務事業別説明資料

教育委員会事務局(生涯学習)

8,644 209 8,853 繰入金 65 【事業目的】 学校給食センターの施設管理 般財源 144 (主な増減】 需用費209 (修繕費)
--

教育委員会事務局(生涯学習)

説明 (事業の目的・主な増減等) 331 【事業目的】 学校体育・社会体育の一環として水中運動の場を提供		[事業内容等] 実績見込による減額	(田子:	説明(事業の目的・主な増減等)	177日朱丰100	△ 22 【中来月的】 仁式仲月の一張としてハークコルノの物で拡大 23	499 【主な増減】 需用費△341 (消耗品費△168、燃料費△2、光熱水費△227、修繕費56)、役務費△43 (通信運搬費△10、各種手数約△33)、委託約△1 (施設管理委託約)、使用料及び賃	借料△13 (AED機器借上料)、備品購入費△100 (管理用備品購入費)	【事業内容等】 芝刈機修繕整備に伴う増額及び実績見込による減額		(田)		武功(尹来(7月5)。士子活河域寺)	, 980 【事業目的】 公債費利子償還分として	1,480 【主な増減】 償還金・利子及び割引料△500(償還金利子)	[事業内容等] 実績見込による減額
財源内訳 一般財源 △ 3			管理費	財源内訳		9, (111 應用料及び手数料 △ 繰入金	原			ξ)		무무되는	对你们或	◁	—— 板	
額 補正後の額 8,724			目:ファミリースポーツ公園管理費	額油工公の婚	備上後の徴	9, 711				総務課 (財政)		額	補正後の額	31, 117		
算 補正額 △ 331			77311-	算 消光	無比領 · 465	△ 498						黄	補正額	∨ 500		
子 補正前の額 9,055			2	子	伸上削め 額	10, 209				票	2 目:利子	予	補正前の額	31,617		
事務・事業予算名	町民プール運営費		育費 5項:保健体育費	事務・事業予算名			ファミリースポーツ公司を含まれ				債費 1項:公債費		事務• 事来丁昇名		子」子	
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	79 総		1 0 款:教育費	議案 ポージ ページ			80			-	1 1 款:公債費	議案 新	アン業		80	

総務課 (財政)

財源内訳 説明 (事業の目的・主な増減等)	国庫支出金 2,678 【事業目的】 特別会計及び公営企業会計への一般会計負担分 消支出金 < 3,663				財源内部 説明 (事業の目的・主か増減等)	ואיז זימי	道支出金 △ 20 【事業目的】 特別職及び正職員の給与等の適切な支給事務。 財産収入 △ 136	諸収入 4,592 【主な増減】 給料△4,207(一般職給)、職員手当等△2,418(期末手当(一般職)△618、勤勉手当一般財源 △10,107 △789外)、共済費△66(共済組合追加費用負担金△28 外)、負担金・補助及び交付会1,020(自治決派書職員給与費負担会)	「事業内容等】 実績精査及び自治法派遣職員に係る給与費精算による ※詳細については、給与費明細書を参照	5費 (単位:千円)	財源内訳 説明 (事業の目的・主な増減等)	皆収入 142 【事業目的】 会計年度任用職員の給与等の適切な支給事務。 - BabHai へ 6, 082	1	
横正後の額			総務課	单		補正後の額	508, 928 道支出金財産収入	出 ——		: 会計年度任用職員給与費	領補正後の額	邢		
# 取 補正額 補	7,3		—————————————————————————————————————	:職員給与費	2642	補正額 補	△ 5,671			: 会計年度(算 類 補正額 補	△ 5,940		
補正前の額	+		課名		¥ .	補正前の額	514, 599			 	子 補正前の額	161, 477		
事務・事業予算名		繰出金		13款:職員給与費 1項:職員給与費	車務・車業予質を	7#7 ## 5#		職員給与費		3款:職員給与費 1項:職員給与費	事務・事業予算名		会計年度任用職員給与 費	
湯米ページーが		81 継	-	3款:職	議案			81 漁		款:職	議案 ペーツ 継		82 線	

議案第78号関係

青少年交流センター増築工事の内建築主体工事請負契約の 議決更正について

1 議決更正する理由

青少年交流センター増築工事の内建築主体工事の契約変更の内容については、建物平面の変更に伴い発生した各種変更の内、渡り廊下サッシの変更と一階トイレ及び管理人室等の設備追加が主な要因となり、工事費の変更が生じることとなりました。

そのため、令和6年6月20日議決(議案第9号)の工事請負契約を更正しようとするものです。

2 変更内容

区分	変更前	変更後
工事名	青少年交流センター増築工事の内 建築主体工事	左に同じ
工事箇所	福島町字三岳77番地1の内外	左に同じ
	・木造2階建て (延床面積 <u>643.41</u> ㎡) ・建築工事一式	・木造 2 階建て (延床面積 <u>645.05</u> ㎡) ・建築工事一式
工事概要		変更内容 渡り廊下サッシ変更による増額 一階トイレ及び管理人室等の設備 追加による増額 工期の延長による経費類の増額 外
工期	令和6年6月20日から 令和7年3月28日まで	左に同じ
契約金額	174,020,000 円 (內消費税等相当額 15,820,000円)	<u>180, 631, 000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>16, 421, 000</u> 円) ※6, 611, 000 円の増
契約の 相手方	松前郡福島町字三岳 154 番地の 21 金澤・小鹿・インテリア小笠原特定 建設工事共同企業体 代表者 株式会社 金澤建設 代表取締役 金澤 淳悦	左に同じ

議案第79号関係

青少年交流センター増築工事の内機械設備工事請負契約の 議決更正について

1 議決更正する理由

青少年交流センター増築工事の内機械設備工事の契約変更の内容については、建物平面の変更に伴い発生した機械設備の増加や変更及びプロパンガスの使用不可期間解消のため機器再使用から新設への変更等が主な要因となり、工事費の変更が生じることとなりました。

そのため、令和6年6月20日議決(議案第10号)の工事請負契約を更正しようとするものです。

2 変更内容

2 及义门		
区 分	変更前	変更後
工事名	青少年交流センター増築工事の内 機械設備工事	左に同じ
工事箇所	福島町字三岳77番地1の内外	左に同じ
工事概要	・木造2階建て (延床面積 <u>643.41</u> ㎡) ・機械設備工事一式	・木造 2 階建て (延床面積 <u>645.05</u> ㎡) ・機械設備工事一式 変更内容 ガスボンベ庫新設による増額 貯湯タンク仕様変更による増額 工期の延長による経費類の増額 外
工期	令和6年6月20日から 令和7年3月28日まで	左に同じ
契約金額	65, 560, 000 円 (内消費税等相当額 <u>5, 960, 000</u> 円)	<u>69, 894, 000</u> 円 (内消費税等相当額 <u>6, 354, 000</u> 円) ※4, 334, 000 円の増
契約の 相手方	松前郡福島町字三岳 154 番地の 21 株式会社 金澤建設 代表取締役 金澤 淳悦	左に同じ